

第3期 瑞浪市地域福祉計画

ともに創る ふれあい ささえあいのまちづくり



平成27年3月
瑞浪市

ごあいさつ

近年、わが国では急速な少子高齢化、核家族化が進行し、人口減少社会が到来するとともに、価値観の多様化により、家庭や地域における人間関係が希薄化し、子どもや高齢者への虐待、自殺やひきこもり、孤独死など新たな社会問題が生じてきています。



こうした社会情勢の変化に対応し、日常生活を支援していくために、安心して子育てができる環境、高齢者や障がい者がいきいきと生活できる環境を整えて快適な生活ができるように、行政による福祉サービスの一層の推進を図るとともに、地域で暮らす人々がお互いに助け合い、支え合っていく体制づくりが求められています。

この「第3期瑞浪市地域福祉計画」は、平成31年度までの地域福祉に関する施策を推進していくため、「第2期瑞浪市地域福祉計画」を踏襲しつつ、市民アンケート、地域福祉懇談会、福祉団体ヒアリングなど、多くの市民の皆様にご参加いただき、「ともに創る ふれあい ささえあいのまちづくり」をめざして策定いたしました。

本計画実現のために、今後も市民の皆様とともに、地域でのつながりを大切にし、誰もが暮らしやすいまちづくりに取り組んで参りますので、なお一層のご支援、ご協力をお願いいたします。

本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました地域福祉計画策定委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提案をいただきました市民の皆様に心より感謝申し上げます。

平成27年3月

瑞浪市長 水野光二

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 地域福祉とは	1
2 計画策定の趣旨	3
3 計画の位置づけ	5
4 計画の期間	6
5 これまでの地域福祉施策の取り組みの現状と問題	7
6 計画の視点	9
7 計画の策定体制	12
第2章 市の現状	14
1 人口の状況	14
2 福祉関連の状況	17
第3章 計画の基本的な考え方	24
1 基本理念	24
2 基本目標	25
3 施策の体系	26
第4章 施策の展開	28
1 市民の地域福祉活動などへの積極的な参加を図ろう ～みんなで地域活動へ参加しよう！～	28
(1) 福祉に対する市民の意識づくり	28
(2) 地域における交流や生きがいづくりの推進	33
(3) 地域にある資源の活用（交流の場づくり、地域の拠点の整備）	37
(4) ボランティア・市民活動団体の活動の推進	39

2 地域での助け合い、支え合いのしくみをつくろう	
～みんなで支え合い、助け合おう！～	43
（1）地域における活動組織のネットワークづくり	43
（2）地域のつながりを支える団体などの活動推進	46
3 地域で安心して暮らせるためのまちづくりをすすめよう	
～みんなが身近な地域で安心して暮らせるようにしよう！～	48
（1）相談体制の充実	48
（2）情報提供の充実	51
（3）福祉の人材確保	54
（4）サービスの質の向上	57
（5）サービス利用者の権利の保護の推進	58
（6）生活環境の整備	60
（7）防災・防犯などに備えた体制の整備	64
第5章 計画の推進	67
1 計画の推進	67
2 計画の普及啓発と実践	69
参考資料	70
1 瑞浪市地域福祉計画策定委員会設置要綱	70
2 瑞浪市地域福祉計画策定委員名簿	72
3 計画策定の経緯	73
4 アンケート調査結果	74
5 福祉懇談会の概要	108
6 ヒアリング調査結果の概要	115
7 語句説明	120

第1章 計画策定にあたって

1 地域福祉とは

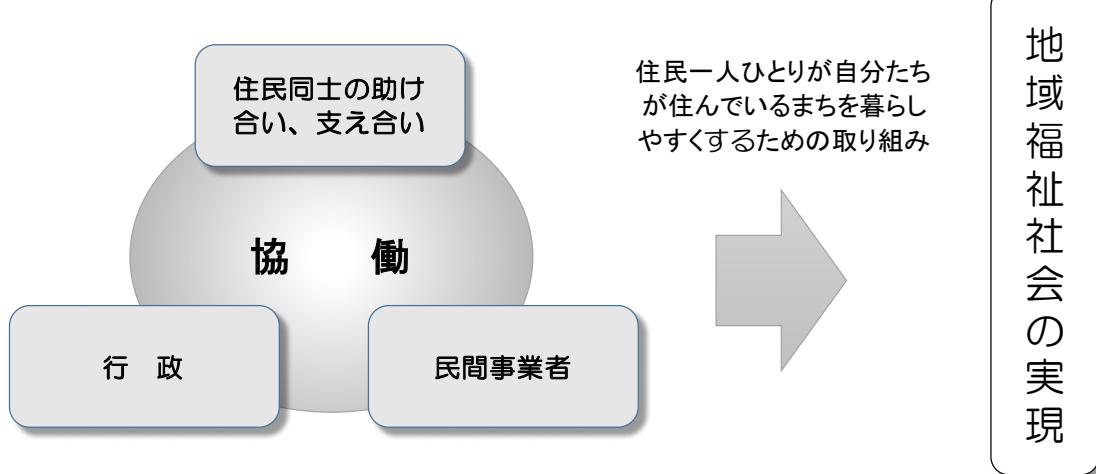
近年、人口の減少、少子高齢化や核家族化、生活スタイルの変化などを背景に、これまで地域において培われてきた「個人と地域とのきずな」が希薄になってきています。さらには、ひとり暮らしの高齢者や障がい者など支援を必要とする市民が増加するとともに、子どもや高齢者への虐待、自殺やひきこもり、孤独死など新たな社会問題が多く生じてきています。

こうした地域の問題を解決したり、日常生活における自立を支援したりするには、行政による福祉サービスだけでは対応が難しいこともあります。

安心して子育てができる環境、高齢者や障がい者がいきいきと生活できる環境を整え、快適な生活ができる社会の実現のためには、地域全体が一体となって生活上の不安や課題の解決を図り、地域で暮らす人々がお互いに助け合い、支え合っていくことが大切です。

制度によるサービスを利用するだけでなく、地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに助け合うことができる関係をつくり、地域住民同士の支え合いによる支援と公的なサービスの充実を両輪としながら、自分たちが住んでいるまちを暮らしやすくするために取り組んでいくことが地域福祉です。

地域福祉とは



○ 「地域」の範囲のとらえ方

計画の中で取り扱う「地域」は、固定的・限定的なものではなく、活動の取り組み内容や、サービスの内容などによって、様々な枠組みが考えられます。

「地域」という範囲は、下の図に示すように、事例によってその示す範囲が異なり、柔軟な考え方が必要だといえます。

例えば、ボランティア活動の「地域」といっても、その活動の内容によっては、自分の近所だけを活動範囲にしている場合もあれば、市全域が活動範囲になっている場合もあり、「地域」の範囲は様々な大きさが考えられます。

○ 本計画における地域の考え方（3区分）

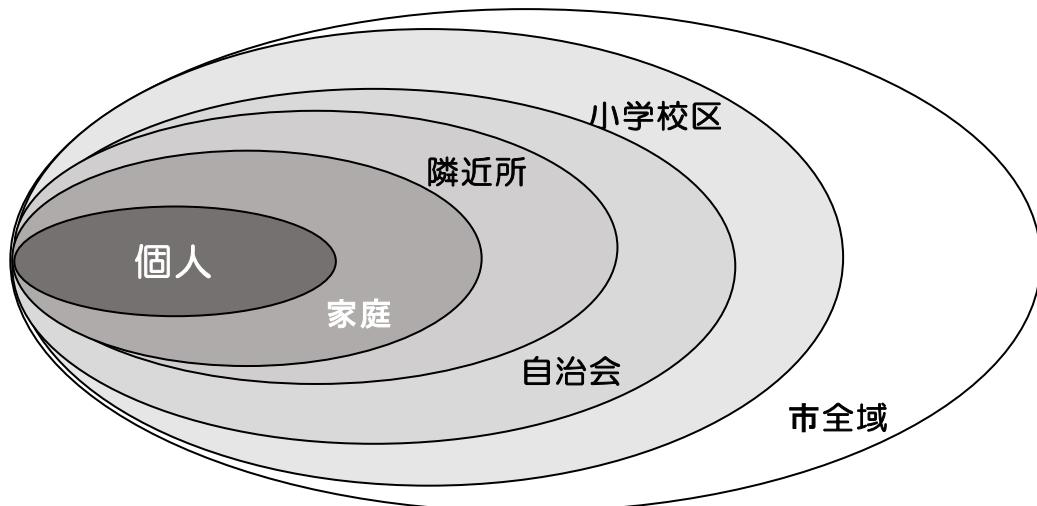
市民にとって身近に感じる「地域」の範囲は様々ですが、助け合い、支え合いのしくみづくりを進める地理的な範囲は、住み慣れた生活の場である自治会・小学校区などの地域が主に考えられます。

しかし、そのような地域では解決することが困難な課題もあり、また、住んでいる場所にとらわれない助け合い、支え合いのしくみもあります。そのため、本計画における「地域」は画一的なものとせず、必要に応じて「小地域」「地区」「全市」と柔軟にとらえていきます。

《小地域》………自治会、組、班など

《地区》………小学校区

《全市》………市全域



2 計画策定の趣旨

これまでの社会福祉は、家族間での扶養や地域での相互扶助を前提としつつ、主に、高齢者、障がい者、児童といった対象者ごとに、行政から住民に対してサービスを提供するという形で行われてきました。

しかしながら、人口の減少、少子高齢化や核家族化など家族形態の変化や都市化の進行、身近な商店の廃業などにより、住民間の結びつきの希薄化など、家族や地域の機能の低下が指摘されています。

また、生活が多様化する中で、行政からのサービス提供のみでは十分な対応ができないケースが増加し、ひきこもり、自殺、ドメスティックバイオレンス（以下「DV」という。）、虐待などが新たな社会問題となっています。

今後、このような問題に対応し、誰もが、年齢や障がいの有無などにかかわらず、住み慣れたまちで安心して暮らせるようにするために、行政や社会福祉事業者などの連携、協働によってサービス基盤を充実することはもとより、自治会、ボランティア、NPO 法人など様々な組織が連携して、課題の解決に向けて取り組んでいく必要があります。

市民相互の助け合い、支え合い活動の推進と公的サービスの充実を両輪とした地域福祉の向上が必要となっている中、サービスの提供のあり方についても、より身近な地域で、より柔軟なサービスの提供が求められています。

高齢化は急速に進んでおり、高齢者人口の増加とそれに伴う要支援・要介護認定者の増加、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者世帯などの増加といった課題への対応をはじめ、障がいのある人や子どもなど支援を必要とする人たちを、地域全体で支える体制を整備していく必要があります。

このような状況のもとで、誰もが住み慣れた家庭や地域で安心していきいきと暮らしていくために、平成22年度から平成26年度までの「第2期瑞浪市地域福祉計画」（以下、「第2期計画」という）を策定し、市民や地域の様々な活動主体が自分の地域に関心を持ち、互いに助け合い、支え合う関係づくりをすすめることを目指してきました。

こうした状況の中、地域福祉の推進には長期的な取り組みを行う必要があります。

第2期計画策定後4年が経過し、社会情勢や福祉制度、市民ニーズの変化に伴い、近年新たに生じている地域の課題などに対応し、地域福祉に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、第2期計画に基づき、これまで取り組んできた計画の見直しを行い、平成27年度から平成31年度までを計画期間とする「第3期瑞浪市地域福祉計画」（以下、「第3期計画」という）を策定するものです。

【参考】社会福祉法 地域福祉計画関連条文

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の推進に関する事項

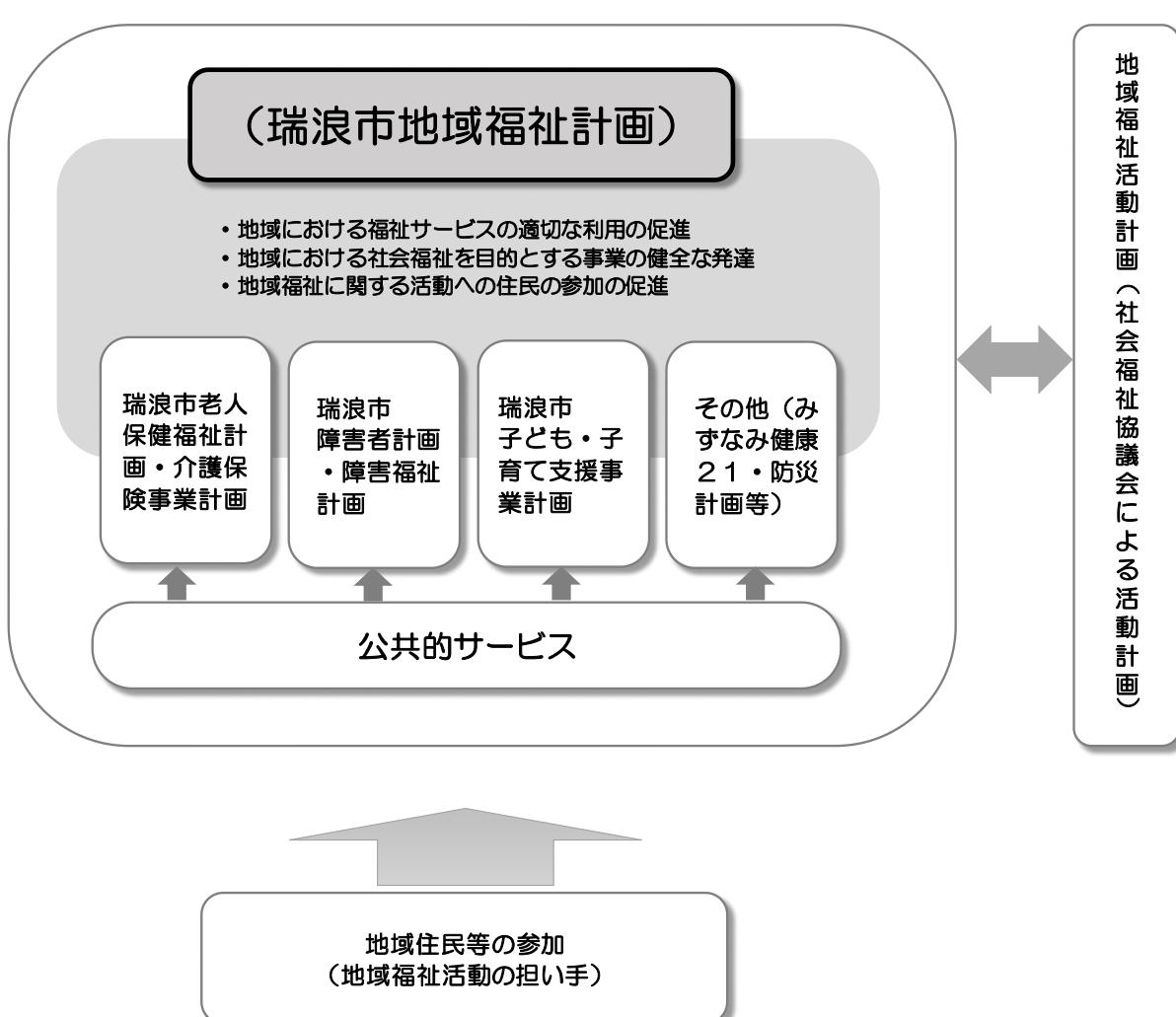
3 計画の位置づけ

(1) 地域福祉計画と他の行政計画との関係

本計画は、第6次瑞浪市総合計画における地域福祉の分野に関する施策を具体化する計画であり、市の地域福祉を推進する基本計画としての性格を持ちます。

また、市の老人保健福祉計画や介護保険事業計画、障害者計画、子ども・子育て支援事業計画など、保健、福祉に関わる様々な計画や第3期岐阜県地域福祉支援計画などとの整合を図りながら推進するものです。

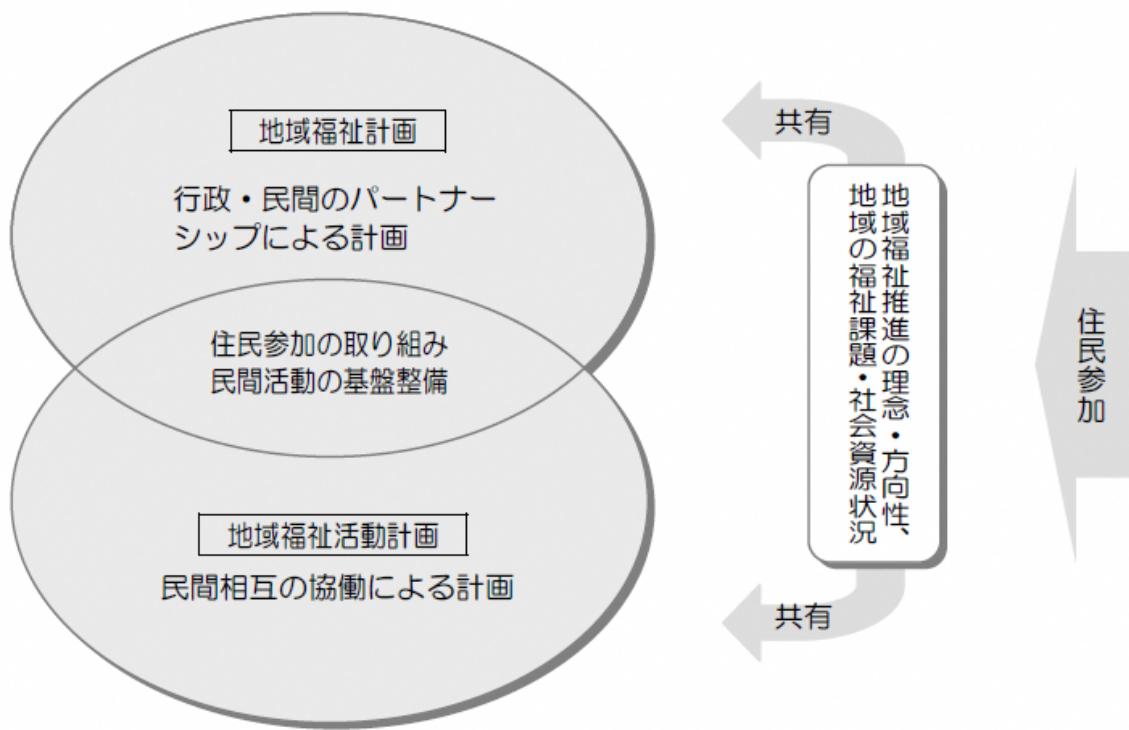
第 6 次 瑞 浪 市 総 合 計 画



(2) 社会福祉協議会による地域福祉活動計画との関係

「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会で策定する計画であり、社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中心的な団体として位置づけられます。

「地域福祉計画」が行政計画として、「地域福祉活動計画」は地域住民の立場から「地域福祉計画」を推進する計画として、相互に重要な役割を果たすものであり、地域における生活課題や地域福祉推進の理念の共有化など、密接な連携が求められます。



4 計画の期間

計画の期間は、平成27年度（2015年度）から平成31年度（2019年度）までの5年間とします。

ただし、国、県などの動向を踏まえて、また、社会状況の変化や関連計画との調整を考慮して、必要に応じて見直しを行います

H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
第2期瑞浪市地域福祉計画									
				見直し	第3期瑞浪市地域福祉計画				

5 これまでの地域福祉施策の取り組みの現状と問題

本計画の策定にあたり、第2期計画において示された地域福祉施策に対して、関係各課とのヒアリングを通じ、行政としての取り組み内容や、取り組みを行ってきた上での問題点を整理しました。

(1) 市民の地域福祉活動などへの積極的な参加の推進

地域における市民の主体的な取り組みを高めるために、福祉に対する意識の向上を図るとともに、世代間交流の場づくりや地域の拠点整備も含めた地域の生きがいづくりの推進、ボランティア・市民活動団体の活動の推進に努めてきました。

地域福祉に関する積極的な情報提供の手段として、広報では紙面が限られており、きめ細かな福祉情報の提供を行っていくのは難しい状況にあります。それに代わるものとして、ホームページ、ガイドブック、パンフレット、リーフレットなどの有効活用により、地域福祉活動への参加を啓発していくことが必要です。

イベントへの参画については、地域での交流イベントは開催されているものの、現状では市の関わりは少ない状態となっています。

福祉教育については、高校をはじめ小中学校で実施されています。また、社会福祉協議会が指定している「福祉協力校」事業や、教職員向け福祉講座が開かれるなど、取り組みは進んでおり意識は高まっています。

地域における交流や生きがいづくりでは、幼児園における祖父母参観などを行い、高齢者との交流を実施していますが、交流活動の実施状況において地域差が見られます。

ボランティア・市民活動団体の活動の推進にあたっては、自治会や地域のまちづくり推進組織などが、地域住民とより活発に交流できるよう、自治会加入について呼びかけを行い自治会の活性化を図ってきましたが、自治会加入率の向上にはつながっていない状況となっています。

地域福祉活動への積極的な参加という点においては、今後も福祉に対する意識づくりに向けた活動の推進が必要です。

(2) 地域での助け合い、支え合いのしくみづくり

住民が地域の一員であるという役割意識を持ちながら、行政や事業者などと連携し、地域での福祉サービスが展開できるよう、地域での「ネットワーク」づくりを推進するための、地域のつながりを支える団体の活動推進に努めてきました。

しかし、現状はそれぞれの団体の活動が中心となり十分な連携が図られていない状況です。相談業務においても各種相談を行っていますが、他の分野の相談との連携が図られていないなど総合的な相談体制に至っておらず、ネットワークが断片的になっている様子がうかがえます。

また、地域のまちづくり推進組織の活動支援を通じて、地域住民の交流の場をつくり活性化を図ってきました。しかし、地区により組織の成熟度が異なり、関係団体との連携が不十分な地区も見られます。

今後も、地域での助け合い、支え合いによるネットワークづくりをすすめていきます。

(3) 地域で安心して暮らせるためのまちづくり

住み慣れた家庭や地域社会の中で、「安心」して「充実」した地域生活が送れるまちづくりを推進するため、相談体制や情報提供の充実、人材確保などの体制整備から、サービスの質の向上やサービス利用者の権利の保護といった具体的なサービスの利用支援、生活環境の整備、防災・防犯などに備えた体制の整備など、様々な取り組みを行ってきました。

福祉の専門分野の人材確保においては、県などで行う研修、講習会が主体となっており、市独自の人材確保・養成は実施できていない状況です。

以上の現状・問題を基に、計画の見直しにあたって、「計画の基本的視点」、「課題の整理の視点」を明確にします。

6 計画の視点

(1) 計画の基本的視点

地域福祉計画の基本的な視点としては、第2期計画を踏襲し、次に掲げる5つの原則に基づき策定します。

1 地域の個別性尊重の視点

日常暮らしている身近な地域での福祉を重視すること

2 利用者主体の視点

福祉サービス利用者の選択の自由が確保されること

認知症高齢者や障がい者をはじめとした社会的弱者の権利が擁護されること

3 ネットワーク化の視点

福祉と保健と医療の総合化や、多様なサービス提供者間のネットワーク化により、福祉サービスが地域社会の中で、効果的かつ効率的に供給されること

4 公民協働の視点

地域住民、事業者、NPO、行政、社会福祉協議会が役割分担を踏まえながら、協働して地域福祉の実現にあたること

5 住民参加の視点

地域福祉の実現にあたっては、地域住民主体での取り組みを尊重し、様々な支援を図ること

(2) 課題の整理の視点

1. 地域福祉の将来像に向けて、以下の視点で課題を整理し、今後の取り組みの方向を示していきます。

≪地域福祉の将来像≫

すべての人が、人としての尊厳をもって、住み慣れた家庭や地域の中で安心していきいきと暮らしつづけられる

1 住民の地域福祉活動への積極的な参加を図るために…

身近な地域社会において、人と人との絆を大切にしながら、市民自らが自発的に支え合う幅広い福祉の実現が必要です。

地域福祉を推進していく上で、住民参加は不可欠です。そのためには、市民が福祉に関心を持ち、助け合い・支え合いの意識づけが必要です。瑞浪市に住む一人ひとりが、地域のことを知り、どんな問題や課題があるのかをみんなで考えて、共有できるような取り組みが求められています。さらに、仲間との活動や地域のために役立つ活動を始めようと思ったときに、気軽に参加できる機会や使いやすい活動の場づくりが求められています。

2 地域での助け合い、支え合いのしくみをつくるために…

行政だけでなく、地域住民、福祉関係の機関・団体・施設、民間事業者、NPO、ボランティア団体などの連携・協力体制により、地域で支える福祉の実現が必要です。

市民が抱えているいくつかの悩みや問題にきめ細かく対応し解決するためには、行政の取り組みだけでは限界があり、既に地域での助け合い、支え合いを実践している地域住民、福祉関係の機関・団体・施設、民間事業者、NPO、ボランティア団体などの活動は欠かせません。このような地域の福祉に貢献している方たちがより活動しやすくするために、いろいろな組織や人との連携や人材育成などの取り組みが必要です。

3 地域で安心して暮らせるために…

すべての市民が、住み慣れた地域で安心して幸せを実感して暮らせるための支援や環境づくりが必要です。

市民一人ひとりの尊厳を重視し、サービスを利用する人々が地域で心身ともに健やかに、生涯にわたって自立した生活を送ることができる福祉の実現が必要です。

また、利用者が福祉サービスを選択する制度への転換が進んでおり、十分な情報提供、相談体制の充実、利用者の人権の保護など、利用者本位の福祉サービスの実現が必要です。

7 計画の策定体制

本計画を策定するにあたって、次のような活動に取り組んできました。また、一部の取り組みについては社会福祉協議会との連携のもと実施しました。

(1) 市民アンケート調査の実施

市民が考える福祉サービスの利用上の問題・課題、福祉サービスに対するニーズ、地域活動への参加状況、地域活動を通じたコミュニティ形成などについて把握し、計画策定のための基礎資料を得ることを目的に実施しました。

①調査対象

- ・20歳以上の市民から無作為に抽出した2,500人
- ・市内の中学生306人（平成25年12月1日現在の中学生2年生）

②調査期間・方法

平成25年12月1日～平成25年12月20日

成人：郵送による配布、回収

中学生：学校での直接配布、回収

③回収状況

	配布数	回収数	回収率
成人	2,500件	1,233件	49.3%
中学生	306件	295件	96.4%

(2) 「福祉懇談会」の開催

市民アンケートでは把握できない市民や地域の実態をより詳細に把握するため、市内8地区において民生委員・児童委員、福祉委員など、地域住民の参加による「福祉懇談会」を開催し、グループワークを通じて現在抱えている課題や問題点、今後の取り組みなどについて意見交換を行いました。

(3) 「ワーキング会議」の設置

地域福祉の総合的な推進を図るため、庁内の関係部署を横断的に組織し、第2期計画における行政の取り組みの整理、関連諸計画における取り組みの整理、計画の見直しに向けた具体的取り組みを検討しました。

(4) 「瑞浪市地域福祉計画策定委員会」の設置

計画の策定にあたり、総合的な調整を図り必要な事項について審議を行うため、学識経験者、社会福祉を目的とする事業を経営する方、社会福祉に関する活動を行う方などで構成される「瑞浪市地域福祉計画策定委員会」を設置し、審議検討を行いました。

(5) その他意見の聴取

幅広い分野からの具体的な意見を反映させるため、市内の福祉関係団体とのヒアリングを行いました。さらに、広く市民のみなさんからの意見をうかがうため、パブリックコメントを実施しました。

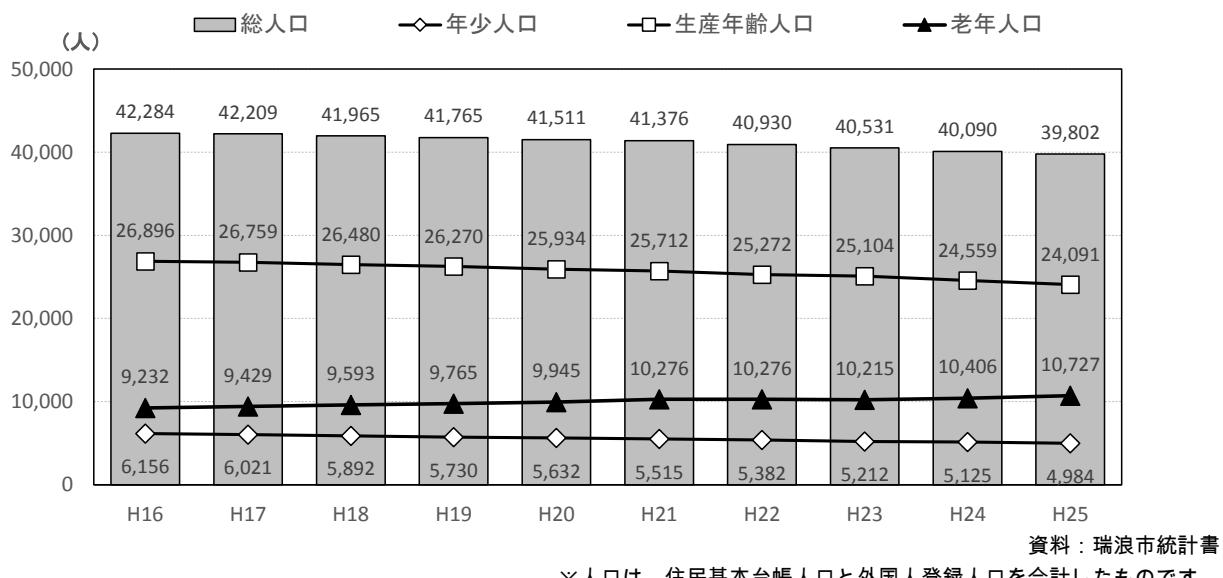
第2章 市の現状

1 人口の状況

(1) 人口の推移

市の人口の推移をみると、人口は減少しており、平成25年度で39,802人となっています。

【人口の推移(各年度10月1日現在)】



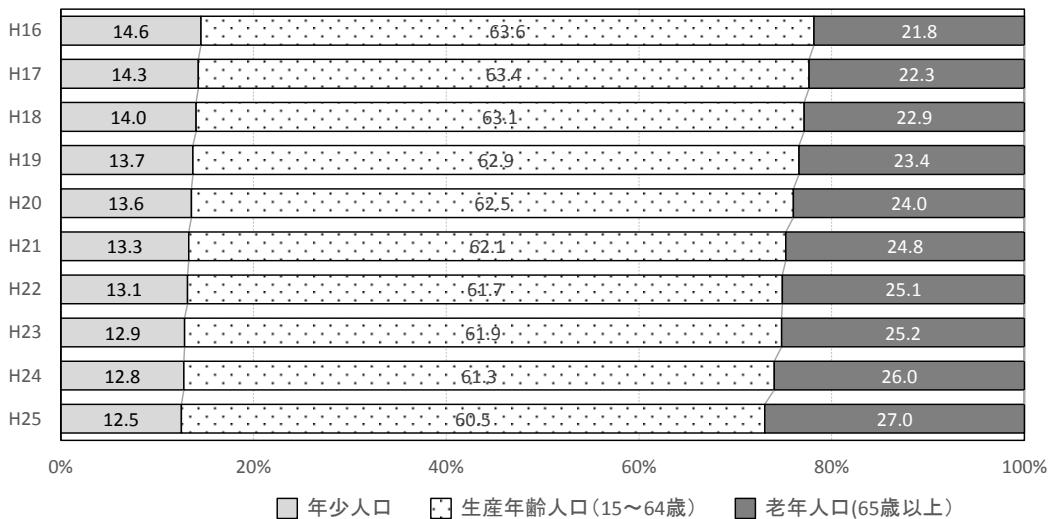
資料：瑞浪市統計書

※人口は、住民基本台帳人口と外国人登録人口を合計したものです。

(2) 少子高齢化の進行

市の人口の年齢別割合の推移をみると、14歳以下の年少人口は年々減少し、65歳以上の老人人口は増加しており、確実に少子高齢化が進行しています。

【人口の年齢別割合の推移(各年度10月1日現在)】

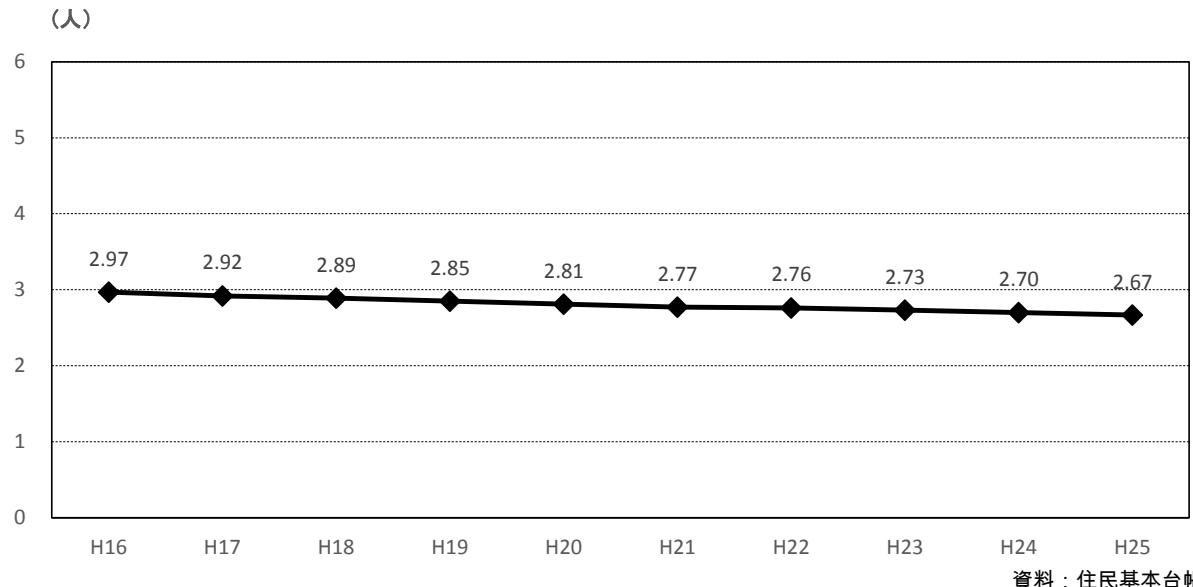


資料：瑞浪市統計書

(3) 世帯構造の状況

1世帯あたりの平均世帯人員は平成25年度で2.67人となっており、年々減少しています。

【平均世帯人員の推移(各年度10月1日現在)】

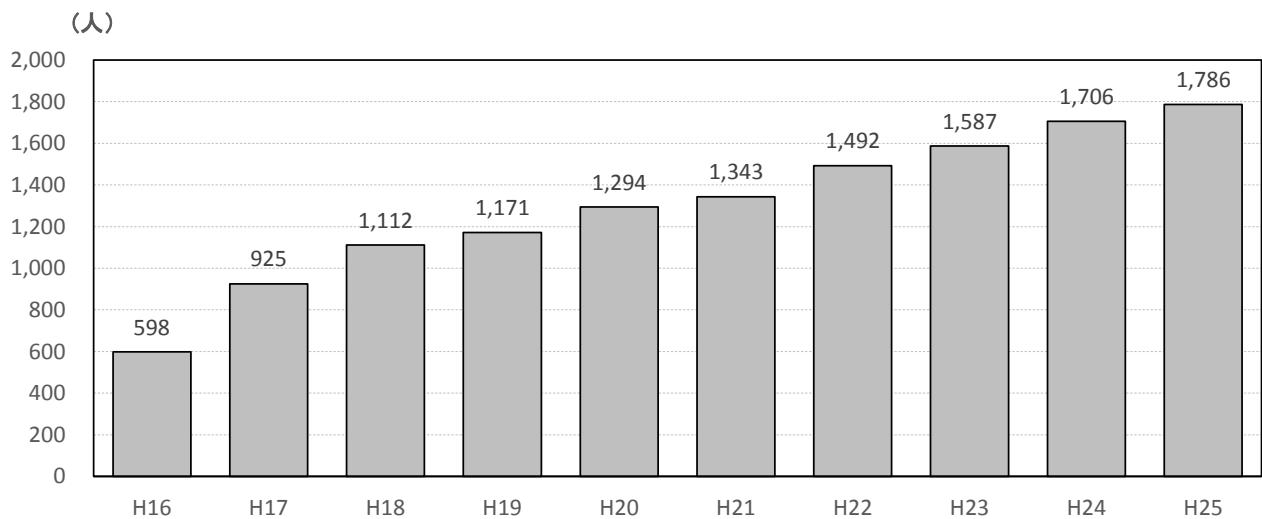


資料：住民基本台帳

(4) 高齢者の状況

ひとり暮らし高齢者数の推移をみると、年々増加しており、平成25年度では1,786人と平成16年度の約3倍となっています。

【ひとり暮らし高齢者数の推移(各年度4月1日現在)】

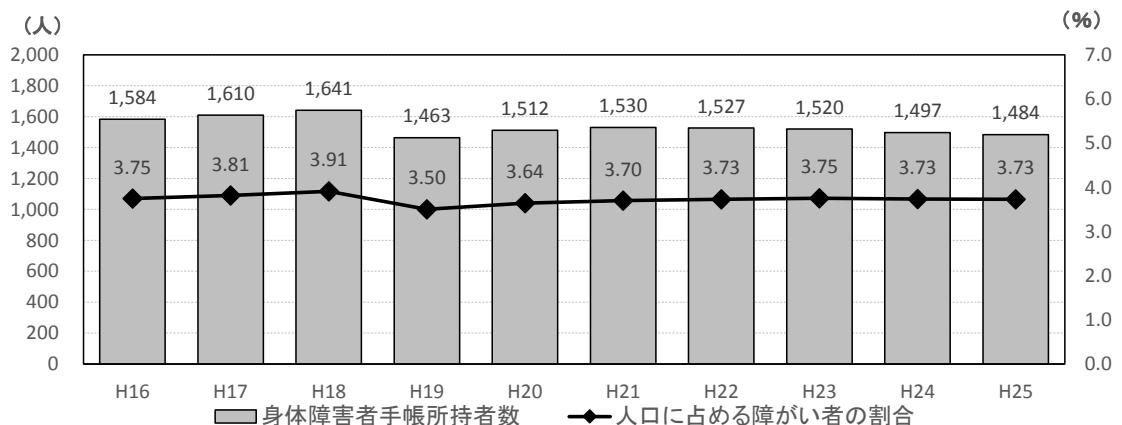


資料：住民基本台帳

(5) 障害者手帳所持者数の推移

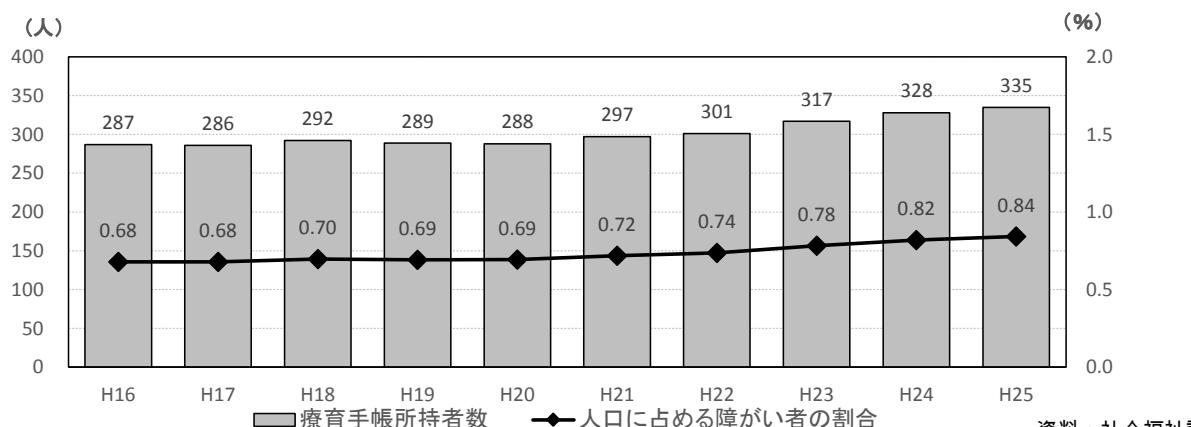
身体障害者手帳所持者は、平成18年度の1,641人をピークに減少しています。一方、療育手帳所持者は平成25年度で335人と平成16年度の約1.2倍となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者数は平成25年度で181人と平成16年度の約3倍となっています。

【身体障害者手帳所持者数の推移(各年度末現在)】



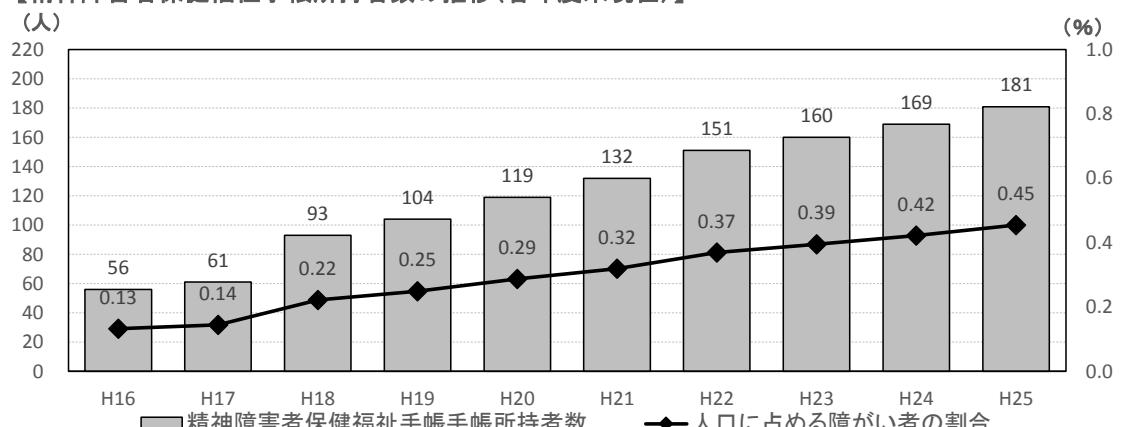
資料：社会福祉課

【療育手帳所持者数(知的障がい者数)の推移(各年度末現在)】



資料：社会福祉課

【精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移(各年度末現在)】



資料：社会福祉課

2 福祉関連の状況

(1) 要介護・要支援認定者数の推移

介護保険における要介護・要支援認定者数の推移をみると、年々増加しており、平成25年度において認定者数は1,637人、認定率は15.15%となっています。

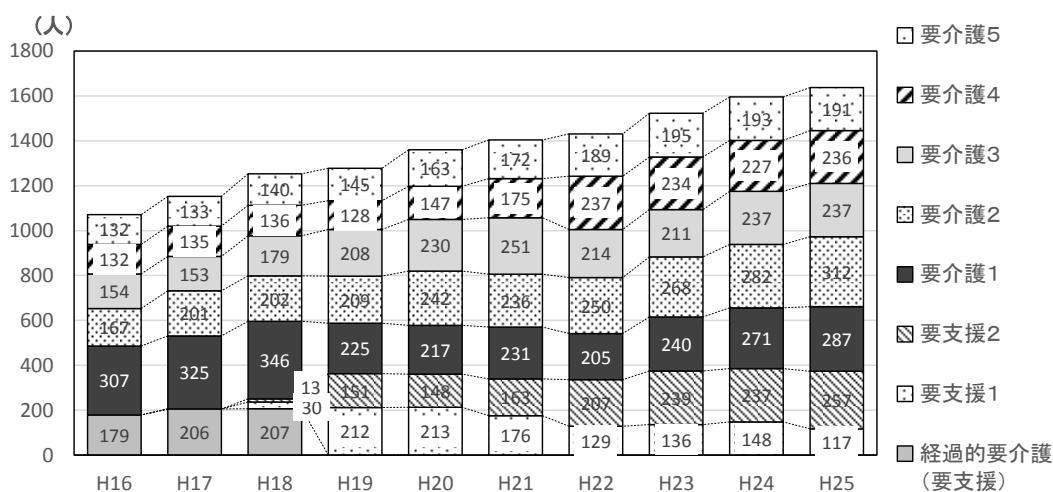
【介護保険要介護・要支援認定者数(各年度末現在)】

区分	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	H16		H17		H18		H19		H20	
	認定者 数(人)	構成比 (%)								
経過的要介護(要支援)	179	16.71	206	17.87	207	16.52				
要支援1					30	2.39	212	16.59	213	15.66
要支援2					13	1.04	151	11.82	148	10.88
要介護1	307	28.66	325	28.19	346	27.61	225	17.61	217	15.96
要介護2	167	15.59	201	17.43	202	16.12	209	16.35	242	17.79
要介護3	154	14.38	153	13.27	179	14.29	208	16.28	230	16.91
要介護4	132	12.32	135	11.71	136	10.85	128	10.02	147	10.81
要介護5	132	12.32	133	11.54	140	11.17	145	11.35	163	11.99
計	1,071	100	1,153	100	1,253	100	1,278	100	1,360	100
認定率		11.60		12.23		12.96		12.99		13.54
1号被保険者数(人)		9,232		9,429		9,669		9,837		10,043
区分	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	H21		H22		H23		H24		H25	
	認定者 数(人)	構成比 (%)								
経過的要介護(要支援)										
要支援1	176	12.54	129	9.01	136	8.93	148	9.28	117	7.15
要支援2	163	11.61	207	14.47	239	15.69	237	14.86	257	15.70
要介護1	231	16.45	205	14.33	240	15.76	271	16.99	287	17.53
要介護2	236	16.81	250	17.47	268	17.60	282	17.68	312	19.06
要介護3	251	17.88	214	14.95	211	13.85	237	14.86	237	14.48
要介護4	175	12.46	237	16.56	234	15.36	227	14.23	236	14.42
要介護5	172	12.25	189	13.21	195	12.80	193	12.10	191	11.67
計	1,404	100	1,431	100	1,523	100	1,595	100	1,637	100
認定率		13.77		14.06		14.87		15.15		15.15
1号被保険者数(人)		10,196		10,179		10,245		10,529		10,807

※認定率は、1号被保険者数に占める要介護・要支援認定者の割合

資料：高齢福祉課

【認定者数の推移(各年度末現在)】



(2) 地域福祉の状況

①民生委員・児童委員、主任児童委員、福祉委員数

地区別の民生委員・児童委員、主任児童委員、福祉委員数は下表の通りとなっています。

【地区別民生委員・児童委員、主任児童委員、福祉委員数(平成26年4月1日現在)】

単位:人

地区	民生委員・児童委員	主任児童委員	福祉委員
瑞浪地区	22	2	52
土岐地区	14	2	39
明世地区	6	2	24
稻津町	7	2	21
陶町	10	2	36
日吉町	10	2	12
釜戸町	7	1	17
大湫町	3	1	4
合計	79	14	205

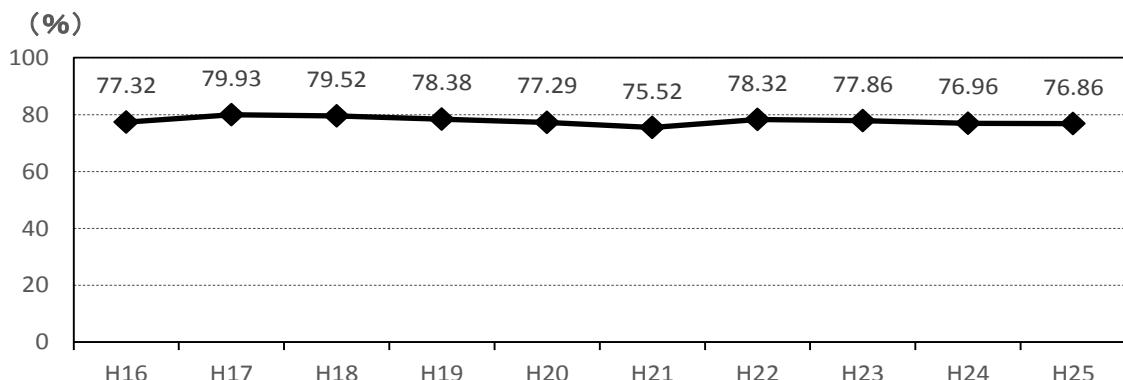
②自治会の加入率の推移及び地区別自治会の加入率

自治会の加入率は平成17年度が最も高く、以降は減少しましたが、平成22年度に増加し、その後は若干減少しています。地区別にみると、陶町、稻津町、大湫町で加入率が高く、明世地区で低くなっています。

【自治会の加入推移(各年度末現在)】

区分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
加入率(%)	77.32	79.93	79.52	78.38	77.29	75.52	78.32	77.86	76.96	76.86

【自治会の加入率の推移(各年度末現在)】



【地区別自治会の加入率(平成25年度)】

地区	瑞浪地区	土岐地区	明世地区	稻津町	陶町	日吉町	釜戸町	大湫町	全体
加入率(%)	69.41	78.64	54.31	88.33	92.13	82.8	83.97	87.77	76.86

③ボランティア・NPO法人の状況

市のボランティアの活動状況についてみると、ボランティア登録者数は平成16年をピークに減少しており、平成25年度で755人（全市民の1.9%）となっています。

また、ボランティア団体登録数をみると、平成21年度、22年度の20団体をピークに減少しており、平成25年度では16団体となっています。

NPO法人は、平成25年度で13団体となっており、その内の4団体が福祉関連の活動を行っています。

【ボランティア登録者数(各年度4月1日現在)】

単位:人

区分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
登録者数	816	776	732	724	771	769	772	776	774	755

資料:社会福祉協議会

【ボランティア団体登録数(各年度4月1日現在)】

単位:団体

区分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
登録数	19	18	18	18	19	20	20	19	17	16

資料:社会福祉協議会

【NPO法人の数(各年度4月1日現在)】

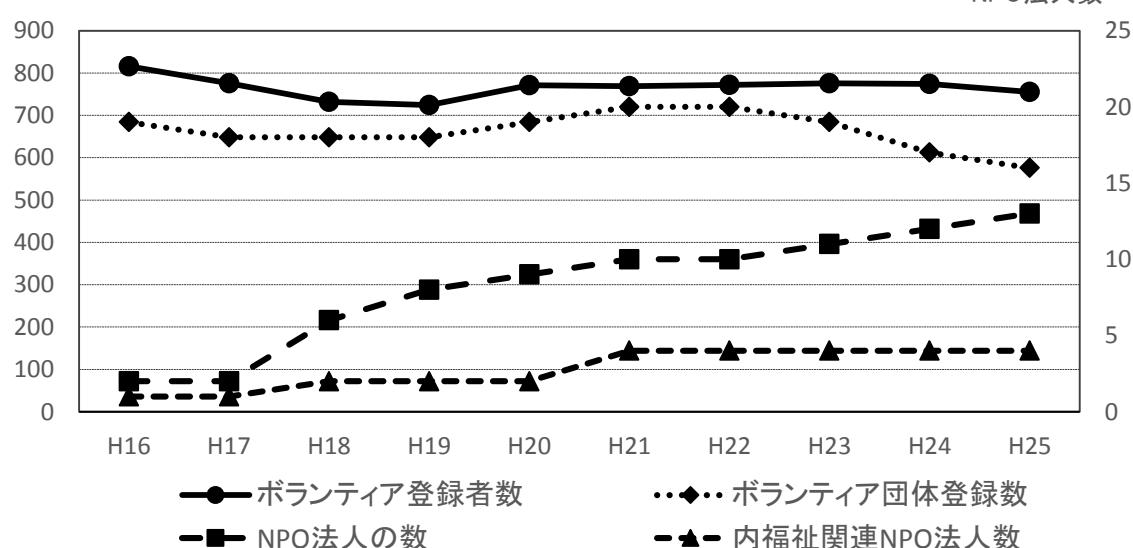
区分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
法人数	2	2	6	8	9	10	10	11	12	13
内福祉関連NPO法人数	1	1	2	2	2	4	4	4	4	4

資料:社会福祉協議会

【ボランティア・NPO法人の状況】

ボランティア
登録者数(人)

ボランティア団体
登録数(団体)
NPO法人の数
内福祉関連
NPO法人数



(3) 高齢者福祉の状況

① シルバー人材センター登録者数

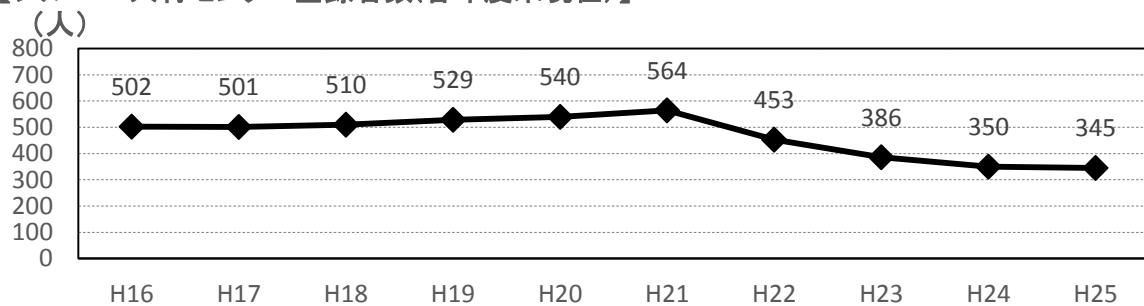
シルバー人材センターの登録者数は、平成21年度をピークに減少しており、平成25年度において345人となっています。

【シルバー人材センター登録者数(各年度末現在)】単位:人

区分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
登録者数	502	501	510	529	540	564	453	386	350	345

資料: (社)シルバー人材センター

【シルバー人材センター登録者数(各年度末現在)】



② 地域包括支援センター相談件数

地域包括支援センターの相談件数は、平成22年度をピークに減少しています。内訳をみると、訪問の件数が減少しています。

【瑞浪市地域包括支援センター相談件数(各年度末現在)】単位:件

区分		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
訪問	新規	2,583	237	237	230	230	233	258
	継続		2,182	2,067	2,113	1,906	1,963	1,617
来所	新規	249	117	65	97	63	215	70
	継続		220	164	230	250	235	232
電話	新規	1,228	59	50	64	41	44	93
	継続		1,378	1,408	1,504	1,301	1,042	1,455
計	新規	4,060	413	352	391	334	492	421
	継続		3,780	3,639	3,847	3,457	3,240	3,304
合計		4,060	4,193	3,991	4,238	3,791	3,732	3,725

資料: 地域包括支援センター

③長寿クラブ数および会員数

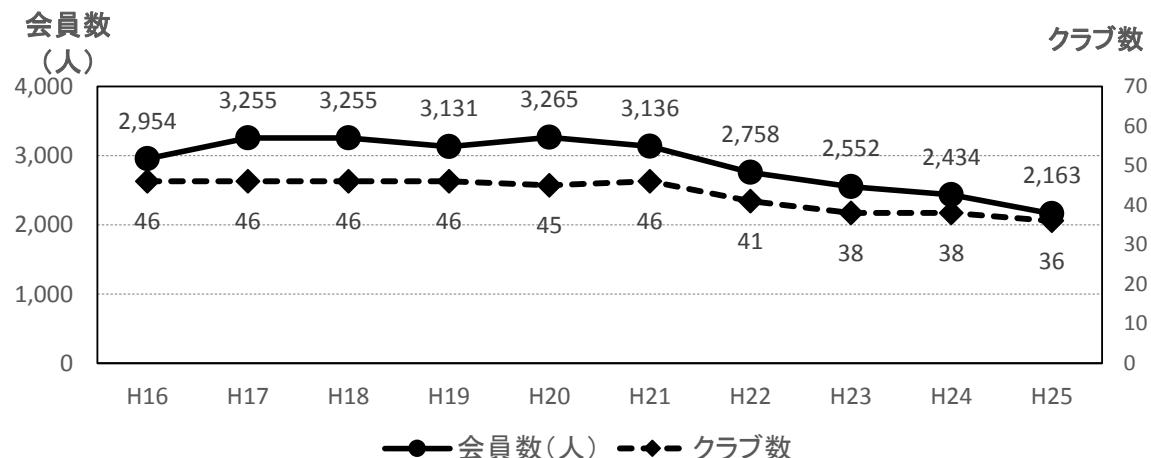
長寿クラブ数と会員数の状況をみると、クラブ数、会員数は、減少しています。

【長寿クラブ数および会員数(各年度4月1日現在)】

区分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
クラブ数	46	46	46	46	45	46	41	38	38	36
会員数(人)	2,954	3,255	3,255	3,131	3,265	3,136	2,758	2,552	2,434	2,163

資料:長寿クラブ

【長寿クラブ数および会員数(各年度4月1日現在)】



(4) 家庭児童相談件数

子どもや子育てに関する相談の件数をみると、虐待の相談件数が増加しています。

【家庭児童相談(各年度末現在)】

単位:件

相談内容		H21	H22	H23	H24	H25
生活・生活習慣		32	11	13	26	9
知能・言語		1	3	3	2	1
学校 生活等	いじめ・人間関係	0	0	0	0	0
	登校拒否	1	3	3	7	8
	その他	0	0	0	0	0
非行		0	0	4	0	1
家族 関係	虐待	9	13	30	20	28
	その他	9	11	8	5	12
環境福祉		0	0	0	0	0
心身障害		0	1	1	0	1
その他		5	4	10	2	2
計		57	46	72	62	62

資料:社会福祉課

(5) 社会福祉関連施設などの状況

市内の社会福祉関連施設は次のようになっています。

【社会福祉関連施設など(平成 26 年 4 月 1 日現在)】

単位:か所

区分	施設名	瑞浪地区	土岐地区	明世地区	稻津町	陶町	日吉町	釜戸町	大湫町
高齢者関係	宅老所				1	1			
	老人憩の家		1		1		1		
	養護老人ホーム	1							
	自立デイサービスセンター		1				1		
	在宅介護支援センター	1						1	
	地域包括支援センター	1							
介護保険関係	通所介護事業者(デイサービスセンター)	6	2	2	3	2	1	1	
	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	5		1					
	特別養護老人ホーム	2			1			1	
	介護老人保健施設				1				
	介護療養型医療施設	1							
障がい者関係	障害者デイサービスセンター		1						
	指定障害者支援施設(入所)				1	1			
	就労継続支援事務所	2				1			
	子ども発達支援センター	1							
児童関係	幼児園(保育園)	4	2		1	1	1	1	
	認可外保育所	1							
	児童館(児童センター)	2	1			1			
	放課後児童クラブ	2	1	1	1		1	1	
	子育て支援センター	1	1		1			1	
その他	幼児園(幼稚園)	2	2		1	1	1	1	
	小学校	1	1	1	1	1	1	1	
	中学校	1	1		2	1	1	1	
	公民館		1		1	1	1	1	1
	医療機関	18	3	2	2	2	1	1	1
	医療機関(歯科)	10	4		1	2	1	1	1

資料:社会福祉課

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

第6次瑞浪市総合計画の将来都市像としてうたわれている「幸せ実感都市 みずなみ ~共に暮らし 共に育ち 共に創る~」の実現のためには、市民と行政の協働により、安心して子育てができる環境、高齢者がいきいきと生活できる環境を整え、快適な生活ができる社会の実現が求められています。

市内8地域において設立されたまちづくり推進組織による積極的な活動により、市民や企業においても、まちづくりや地域づくりへの関心や参画の意識が拡大してきており、今後の協働によるまちづくりの大きな原動力として期待されています。

そこで、本計画では、第1期および第2期計画の基本理念である「ともに創る ふれあい ささえあいのまちづくり」を踏襲し、引き続き地域福祉に関わる総合的・計画的な施策を展開します。

「ともに創る ふれあい ささえあいのまちづくり」

2 基本目標

“ともに創る ふれあい ささえあいのまちづくり”の実現をめざし、次の3つの基本目標に沿って施策を推進します。

1 市民の地域福祉活動への積極的な参加を図ろう

地域福祉を推進する上では、市民一人ひとりがふれあい意識を持つとともに、人ととのつながりを持ち、地域活動につなげていくことが重要です。

そのために、様々な世代の交流の推進や地域における交流の場を整備し、日常的にふれあいのある地域を目指します。また、ボランティア・市民活動団体の活動の推進を通じて、市民の地域福祉活動への積極的な参加を図ります。

2 地域での助け合い、支え合いのしくみをつくろう

誰もが共に住み慣れた地域で暮らすためには、地域における助け合い、支え合いが重要です。

そのためには、個人や自治会、民生委員・児童委員など地域を構成する様々な組織・団体による支え合い活動を推進するとともに、ボランティアやNPOなどによる支援活動を推進します。また、地域で連携して福祉活動が展開されるための「ネットワーク」づくりを目指します。

3 地域で安心して暮らせるためのまちづくりをすすめよう

障がいのある人や身体機能の低下した高齢者をはじめ、誰もが住み慣れた家庭や地域で安全に安心して暮らすことのできるまちづくりが重要です。

地域社会の中で、自分たちに必要な福祉情報を得るとともに、福祉に関する悩み事なども気軽に相談できるしくみづくりや、適切なサービスを受けやすくするための支援の充実、防災・防犯などに備えた体制の整備などを通じて、地域で共に暮らすための生活環境の向上を推進します。

3 施策の体系

「**基本理念**」ともに創る
ふれあい、つなぐあいのまちづくり

<基本目標>

1 市民の地域福祉活動などへの積極的な参加を図ろう～みんなで地域活動へ参加しよう！～

<基本方針>

(1) 福祉に対する市民の意識づくり

<施策の方向性>

- ①地域福祉に関する積極的な情報提供
- ②イベントなどを通じての普及・啓発の推進
- ③市民が地域福祉に関する話し合いに積極的に参加できるしくみづくり
- ④福祉教育の充実
- ⑤子どもの体験学習などの機会の充実
- ⑥あいさつ運動、声かけ運動の推進
- ⑦地域の特性を活かした支え合い活動の推進
- ⑧男女がともに参画できる地域活動などの推進

(2) 地域における交流や生きがいづくりの推進

- ①世代間交流の推進
- ②いきいきサロンの拡大
- ③高齢者・障がい者の社会参画への支援
- ④生涯学習の推進
- ⑤地域での子育て支援の充実
- ⑥地域の外国人への支援

(3) 地域にある資源の活用 (交流の場づくり、地域の拠点の整備)

- ①地域の拠点づくり
- ②子どもの居場所づくり
- ③宅老所の整備支援

(4) ボランティア・市民活動団体の活動の推進

- ①ボランティア活動などに対する情報提供の充実
- ②ボランティア活動などに参加しやすいしくみづくりの検討
- ③ボランティア・市民活動センター機能の充実
- ④子どものボランティア活動などへの参加推進
- ⑤自然保護をテーマにした住民参加の企画
- ⑥自治会活動などへの支援

<基本目標>

2 地域での助け合い、支え合いのしくみをつくろう～みんなで支え合い、助け合おう！～

<基本方針>

(1) 地域における活動組織のネットワークづくり

<施策の方向性>

- ①ネットワークづくりの推進
- ②地域福祉団体の相互連携の支援
- ③社会資源のネットワークづくりへの働きかけ

(2) 地域のつながりを支える団体などの活動推進

- ①社会福祉協議会への支援
- ②地域の福祉を支える団体などへの支援
- ③地域組織やボランティア団体などへの支援
- ④地域福祉に関わる事業者の機能と役割の強化

<基本目標>

3 地域で安心して暮らせるためのまちづくりをすすめよう

～みんなが身近な地域で
安心して暮らせるようにしよう！～

<基本方針>

(1) 相談体制の充実

<施策の方向性>

- ①ライフステージに応じた相談体制の充実
- ②保健・医療・福祉の相談機関のネットワーク
- ③同じ立場の人による相談体制づくり
(ピアカウンセリングなど)

(2) 情報提供の充実

- ①多様な情報の提供
- ②情報の共有化の推進
- ③地域のすみずみまで福祉情報が流れんしくみづくり

(3) 福祉の人材確保

- ①ボランティアの育成
- ②シルバーボランティアの育成・支援
- ③研修機会などの充実
- ④専門分野の人材確保
- ⑤子どもの頃から助け合いの意識を高めるための支援
(福祉教育の充実 再掲)

(4) サービスの質の向上

- ①福祉サービス評価事業の推進

(5) サービス利用者の権利の保護の推進

- ①日常生活自立支援事業の推進
- ②成年後見制度の利用支援
- ③福祉サービス全般に関する苦情解決の推進

(6) 生活環境の整備

- ①人にやさしいまちづくりの推進
- ②子育てにやさしいまちづくりの推進
- ③外出支援の充実
- ④住宅環境の整備

(7) 防災・防犯などに備えた体制の整備

- ①緊急時、災害時に対する支援体制の充実
- ②防犯対策の推進

第4章 施策の展開

1 市民の地域福祉活動などへの積極的な参加を図ろう ～みんなで地域活動へ参加しよう！～

(1) 福祉に対する市民の意識づくり

現状と課題

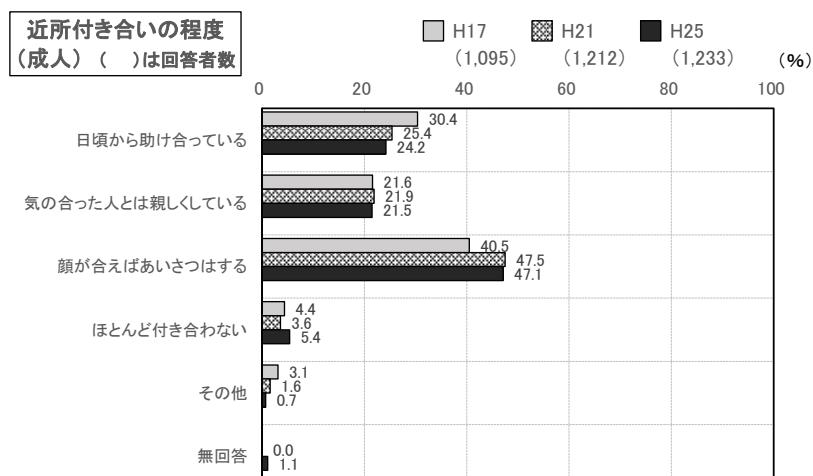
人口の減少、少子高齢化、核家族化の進行など社会環境の変化によって、市民の生活様式が多様化し、それぞれの抱える課題も多様になっています。人間関係の希薄化やコミュニティ機能の低下に加え、身近な商店の廃業などにより、これまで地域を支えてきた生活サービスの利用が困難な状況が生じて、地域の暮らしの中で、高齢者や障がい者を問わず不安を感じることが多くなっています。

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加し、福祉、介護ニーズが増大する中、地域のすべての人が安心して快適な生活を送れる社会にするには、行政だけでなくNPO、ボランティア、地域住民などが連携・協働して地域ぐるみで支えあうことが重要です。

市では、多くの市民が地域福祉の推進に関心をもち、福祉活動への積極的な参加を推進するために、地域福祉に関する情報提供、イベントなどを通じた福祉意識の普及・啓発、福祉教育の充実などに取り組んでいます。

しかし、アンケート調査結果から近所づきあいでは、「日頃から助け合っている」「気の合った人とは親しくしている」は平成17年が52%、平成21年が46.9%、今回(平成25年)が45.7%となっており、前回調査時より若干低くなっています。

福祉に対する意識づくりを進めるために、様々な媒体を使った情報提供や地域交流事業の参加推進、福祉教育や体験学習の機会の拡大などを図り、地域での助け合いの意識の更なる向上に努める必要があります。



基本方針

地域住民の連帯感や親近感が以前と比較して薄くなっています。こうした傾向を打破するために相互扶助の交流を推進し、近所づきあい意識を向上させるよう努めます。さらに、男女ともに地域活動などに参画できるようにする意識づくりや、市民が地域福祉に関する話し合いに積極的に参加できるしくみづくりに努めます。

また、広報紙だけでなく、インターネットなど様々なメディアを通じた福祉に関する情報発信やイベントなどを通じた啓発など、あらゆる手段・機会を活用し、福祉の心を育むための啓発活動に取り組み、地域の活動の推進を図ります。

学校教育の場においては、総合的な学習の時間における福祉学習の充実や、福祉施設との交流活動の推進など、福祉教育や体験学習の充実と機会の拡大を図ります。

施策の方向性と具体的な取り組み

①地域福祉に関する積極的な情報提供

「広報みずなみ」やホームページなどを活用して、地域福祉に関する情報提供を推進します。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政とともに活動する主な市民・団体など
「広報みずなみ」、ホームページなどを通じた保健・福祉に関する情報提供	地域住民が保健・福祉に関する情報を得やすくするため、わかりやすい情報提供に努めます。	情報提供の充実	社会福祉課 高齢福祉課 地域包括支援センター 健康づくり課	全市	ボランティア団体、NPO、事業者、社会福祉協議会

※具体的取り組みの見方

対象地域：それぞれの具体的な取り組みについて、小地域、地区、全市のそれぞれの地域で、どの地域において取り組みを実施するかについて整理しました。

《小地域》………自治会、組、班など 《地区》………小学校区
《全市》………市全域

活動主体：それぞれの取り組みについて、行政とともに協働して活動の主体を担う主な市民、団体などについて整理しました。

《市民》……………市民一人ひとり
《地域活動団体》……………自治会、まちづくり推進組織、民生委員・児童委員、長寿クラブ、障がい者団体、子ども会など
《ボランティア団体、NPO》………ボランティア団体、NPO法人など
《事業者》……………企業、商店、福祉サービス提供事業者など
《社会福祉協議会》……………瑞浪市社会福祉協議会、支部社協など

②イベントなどを通じての普及・啓発の推進

福祉まつりや福祉講演会などの福祉イベントの開催、各福祉施設が行う地域交流事業の情報など地域福祉に関する情報提供を推進します。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政とともに活動する主な市民・団体など
福祉まつりの開催	地域福祉活動に関わる団体や多くの人に参加を呼びかけ、普及・啓発を図ります。	参加者及び各種団体、事業所の増加	社会福祉課 高齢福祉課	全市	市民、地域活動団体、ボランティア団体、NPO、事業者、社会福祉協議会
健康まつりの開催	市民の健康づくり意識向上のために医師健康相談、歯科検診、薬の相談、食生活などのコーナーを設置して啓発に努めます。	継続	健康づくり課	全市	市民、地域活動団体、ボランティア団体、NPO、事業者、
施設の行う地域交流事業の情報提供	広報紙やホームページなどの活用により、施設の行う地域交流事業の情報提供などに努めます。	情報提供の充実	社会福祉課	地区	地域活動団体、ボランティア団体、NPO、事業者、社会福祉協議会

③市民が地域福祉に関する話し合いに積極的に参加できるしくみづくり

地域住民が自らの意見を発信できるしくみづくりや、地域住民主体で行う会合の開催などを進めます。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政とともに活動する主な市民・団体など
連合自治会と民生委員・児童委員協議会の意見交換会の開催	連合自治会と民生委員・児童委員協議会の代表が集まって地域の問題や防災などについて意見交換を行う会を開催します。	継続と内容の充実	社会福祉課	全市	地域活動団体
市民からの情報発信の環境整備の支援	市のホームページに地域のまちづくりコーナーを設置し、各地区まちづくりのホームページや広報紙を掲載し、情報発信していきます。	閲覧件数增加の工夫	企画政策課	全市	地域活動団体、ボランティア団体 NPO
各地区町民会議の開催	青少年育成を目的とした町民運動会・地域交流会などを協議し、関係団体で実践します。	内容の充実	社会教育課	小地域、地区	地域活動団体

④福祉教育の充実

学校教育における「総合的な学習の時間」の活用や社会福祉協議会との連携などにより福祉教育の充実を図ります。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政とともに活動する主な市民・団体など
福祉教育と交流事業の充実	福祉に関する学習や交流事業を開催します。	小中学校への講座実施	社会福祉課	地区	社会福祉協議会
学校における福祉教育の充実	総合的な学習の時間における「福祉」の学習の充実と交流を行います。	継続と内容の充実	学校教育課	全市	社会福祉協議会
公民館を利用した子ども向け講座の開催	子ども料理教室など多様なメニューを提供します。	子どもの居場所づくりから、地域の歴史や伝統文化を教え、郷土愛を育てる場につなげていきます。	社会教育課	全市	ボランティア団体、NPO
中学生職場体験の実施	中学生の職場体験を行う中で、福祉に興味のある生徒の職場体験先と福祉施設との連携を図ります。	継続と内容の充実	学校教育課	全市	事業者

⑤子どもの体験学習などの機会の充実

小中学生において、乳幼児とのふれあいなどの体験学習の機会の充実を図ります。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政とともに活動する主な市民・団体など
ふれあい体験の実施	各幼稚園・保育園において地域の小中学生の体験学習や職場体験、ボランティアなどを積極的に受け入れ、歯みがき交流などを行います。	小中学生の参加の増加	社会福祉課	地区	ボランティア団体、NPO
子育て支援講座の実施	親子が対象の講座を開催します。	内容を家庭教育の面から見直す。	社会教育課	地区 全市	ボランティア団体、NPO

⑥あいさつ運動、声かけ運動の推進

街頭指導や、長寿クラブによる見守り活動などを推進します。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政とともに活動する主な市民・団体など
街頭指導活動の推進	青少年育成町民会議や地区子ども会育成会などあいさつ運動を展開します。	地域での見守り活動の推進	社会教育課	地区 全市	地域活動団体
住民主体による地域福祉活動（見守り活動など）の支援	民生委員・児童委員、福祉委員や長寿クラブによる見守り活動を支援します。	見守り活動の継続と活動地域の拡大	社会福祉課 高齢福祉課	地区	市民 地域活動団体 社会福祉協議会

⑦地域の特性を活かした支え合い活動の推進

地域活動、福祉活動の先進事例などを収集し、地域の特性を活かし、地域に合った活動への取り組みを支援していきます。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政とともに活動する主な市民・団体など
地域福祉や福祉活動の情報収集と情報提供	先進事例を収集し、地域に合った福祉活動を検討し新しい活動への取り組みに対して支援を図ります。	福祉団体との意見交換の実施	社会福祉課	地区 全市	地域活動団体、社会福祉協議会

⑧男女がともに参画できる地域活動などの推進

だれもが住みよい地域を作るためには、男女がともに地域の方針などの決定過程の場や活動に参画し、女性、子ども、高齢者など地域における生活者の多様な視点を公平公正に反映することが重要です。男女がともに「地域づくりの担い手」として参画できるよう、学習会などを開催し、啓発を行います。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政とともに活動する主な市民・団体など
男女共同参画に関する学習会の開催	男女共同参画に関する意識の普及、啓発のために講演会や学習会を開催します。	男女共同参画意識の普及高揚	生活安全課	地区、 全市	地域活動団体、ボランティア団体
慣習・しきたりなどの見直しに向けた啓発	家庭や地域、職場などに根強く残る「性別による固定的役割分担意識」を解消するための啓発を行います。	固定的役割分担意識の解消	生活安全課	全市	地域活動団体、ボランティア団体
男女ともに参画できる地域組織づくり	自治会、地域コミュニティ組織（まちづくり推進組織など）において、性による分担をなくし、男女の別なく能力や個性を生かして活動に参画できるよう意識改革を進める。	自治会、地域コミュニティ組織（まちづくり推進組織など）などへの女性の参画の拡大	市民協働課	地区、 全市	地域活動団体

福祉懇談会では、「障がい者に対する関心が低い。」「若い世代が地域活動に関心がない。」「ボランティア参加のきっかけが少ない。」「区民が地域福祉に関する話し合いに積極的に参加できるしくみがない。」などの意見がありました。

(2) 地域における交流や生きがいづくりの推進

現状と課題

核家族化により、家庭内、さらには地域内の世代間交流が減少し、地域におけるコミュニティ機能の低下へつながっていると指摘されています。

市では、市民の福祉への関心を高めるために、世代間交流の推進、高齢者などの社会参画支援や地域での子育て支援を通じて、地域における交流や生きがいづくりを推進しています。

しかし、少子高齢化や自治会加入率の低下を背景に、地域の交流が希薄化しているという地域の声があがっており、地域における一層の交流活動の充実、特に地域活動の担い手として期待される高齢者の生きがいづくりや社会参画の推進を図ることが必要です。

基本方針

地域の公民館などで行われる自治会主催の世代間交流事業など、地域住民同士の交流活動を推進するとともに、高齢者や障がい者などの社会参画を支援します。特に、定年退職した人が生きがいを持ち、地域に参画していくよう、長寿クラブへの加入推進、シルバー人材センターへの会員登録の支援に努めます。

施策の方向性と具体的な取り組み

①世代間交流の推進

子どもから高齢者まで、各世代が気軽に交流できる機会づくりをします。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政とともに活動する主な市民・団体など
地域交流活動の実施 (保育園・幼稚園)	公民館活動や長寿クラブ活動への積極的な参加及び福祉施設訪問を実施します。	全園における交流	社会福祉課	地区	地域活動団体
高齢者と子どもの交流の実施	三世代交流事業や祖父母参観を実施します。	全園における計画的な実施	社会福祉課	地区	市民 地域活動団体
子育て講座、親子交流・世代間交流事業などの開催	公民館事業の寿大学・文化祭などにおいて学習内容を検討し、交流を図ります。	継続	社会教育課	地区、全市	地域活動団体
まちづくり活動を通じての世代間交流の推進	各地区のまちづくり推進組織が実施するまちづくり事業の中で、子どもから高齢者までが気軽に交流できる機会を提供します。	各まちづくり推進組織での世代間交流事業の実施	市民協働課	地区	地域活動団体

②いきいきサロンの拡大

地域のふれあいの場として、いきいきサロンなどの開催を支援します。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政とともに活動する主な市民・団体など
いきいきサロンの開催支援	地域の高齢者同士やボランティアとが気楽に交流できるよういきいきサロンの開催を支援します。	継続	社会福祉課	小地域、地区	社会福祉協議会

③高齢者・障がい者の社会参画への支援

高齢者や障がい者が趣味や就労などで生きがいを持ち社会参画できるよう、自立して活動するための支援や、活動の受け皿となる場づくりなどの支援を図ります。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政とともに活動する主な市民・団体など
生活支援の実施	要介護状態となることを防止する目的で生活援助や指導を実施します。介護保険法の改正による見直しを順次行います。	継続	地域包括支援センター	全市	市民、事業者、地域活動団体
訪問指導の実施	認知症や虚弱で外出することが困難な高齢者とその家族を対象に身体機能の低下防止や寝たきり予防を推進することを目的に訪問指導を行います。	継続	地域包括支援センター	全市	
認知症予防事業の実施	認知症の早期発見及び早期対応を目的に、認知症に関する相談や知識の普及、認知症予防の教室などを行います。	継続	地域包括支援センター	全市	市民
うつ予防・閉じこもり予防事業の実施	高齢者が要介護状態となることなく、健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、各種の健康教室を開催します。	継続	地域包括支援センター	全市	
長寿クラブの活動支援	長寿クラブ連合会及び単位長寿クラブにおいて、花壇づくり、健常体操、清掃作業など高齢者同士の交流推進や地域の社会奉仕活動、生きがいづくり・健康づくりのための活動を進めます。	会員の増加、生きがいづくり・健康づくりの推進	高齢福祉課	全市	市民
お達者クラブ・元気サークル・若葉会の開催	高齢者が心身ともに健康で、生きがいを持って生活できることを目的として開催します。	会員の増加、活動内容の充実	高齢福祉課	全市	市民 社会福祉協議会
シルバー人材センターの運営支援	自主的な会員組織で、運営をしているので、活動の支援を行います。	登録会員の増加、就業機会の開拓推進	高齢福祉課	全市	市民
障がい者スポーツ・レクリエーション活動への支援	身体障害者福祉協会によるスポーツ大会の実施への支援を行います。	継続	社会福祉課	全市	地域活動団体

障がい者の社会参加活動への支援	ハローワーク、障がい者就業・生活支援センターと就労支援事業所との連携を推進し、一般就労へ結びつくように支援します。 身体障害者福祉協会への補助などにより障がい者の社会参加推進を支援します。	継続	社会福祉課	全市	地域活動団体
障がい者の芸術・文化活動の活性化への支援	市内施設で、作品の発表の場を設け、広くみなさんに鑑賞していただけるよう支援します。 身体障害者福祉協会を通じ、県福祉フェアなどへの出展作品を募集します。	継続	社会福祉課	全市	地域活動団体
交流及び共同学習の推進	障がいのある児童と障がいのない児童とが、日常的な交流や共同体験を通じて互いに理解を深め合い、ともに豊かな人間性を育むことができるよう、特別支援学級と通常学級、小中学校と特別支援学校など学校内や学校間などにおいて交流及び共同学習の推進を図ります。また、地域にある福祉関係施設との交流を進めます。	継続と内容の充実	学校教育課	全市	事業者

④生涯学習の推進

生涯学習を通じて、市民が積極的に地域活動に参加できるよう、学習の場の拡充を図ります。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政とともに活動する主な市民・団体など
寿大学の開催	公民館主催の高齢者学級であり、健康で生きがいのある人生を創造するための生涯学習の場として実施します。	継続と内容の充実	社会教育課	地区、全市	市民
図書館などでの情報とサービスの提供	図書館において、録音図書、点字図書や拡大図書などの視聴覚資料を充実します。また、高齢者・障がい者への宅配サービスをボランティアの協力を得て実施します。	継続と内容の充実	社会教育課	全市	ボランティア団体 NPO
生涯学習推進委員会市民部会の活動	市内各地区及び関係団体から推薦された生涯学習推進委員会市民部会委員の活動により学習活動・調査研究活動の活性化を図ります。	継続	社会教育課	全市	市民、 地域活動団体、 ボランティア団体 NPO

⑤地域での子育て支援の充実

子育て支援センターや民生委員・児童委員などとの連携を図り、地域での子育てを支援します。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政とともに活動する主な市民・団体など
地域子育て支援センター事業の実施	市内4か所の子育て支援センターにおいて、育児相談、育児サロン、親子教室、子育てサークル育成などを実施します。	充実	社会福祉課	地区	市民
民生委員・児童委員との協力	各地区の民生委員・児童委員との連携を図り、要保護児童の把握、虐待などへの早期の対応に努めます。	継続	社会福祉課	全市	地域活動団体
虐待の早期発見と予防	日頃から関係機関との情報交換を図り、保健センター、支援センター、幼稚園、学校などあらゆる場面で虐待の早期発見と予防に努めます。	継続	社会福祉課 健康づくり課 学校教育課	全市	市民

⑥地域の外国人への支援

地域の外国人と市民とが交流・理解を深めていくための支援を図ります。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政とともに活動する主な市民・団体など
国際交流活動の推進	茶話会などの開催により異文化の理解を深めます。	継続	社会教育課	全市	ボランティア団体 NPO、事業者

福祉懇談会では、「参加したくても交通の便が悪いので出席できない。」「地域社会の交流不足、地域のつながりが弱い。」「地域の行事に参加する人はいつも同じで、参加者を広めることができない。」「子ども、高齢者、年齢に関係なく集まる場所がほしい。」などの意見が出ました。

(3) 地域にある資源の活用（交流の場づくり、地域の拠点の整備）

現状と課題

市民の福祉活動への参加など社会参画の推進を図るために、地域施設の有効活用などによる地域の活動拠点づくりが必要です。

市では、老人憩いの家の運営や宅老所事業の支援を行い、地域に密着した施設として活用を図っています。今後は、老人憩いの家及び宅老所の他、地域の実情に合った拠点づくりをしていくことが必要です。

また、地域からは交流の場や子どもの遊び場が不足していると感じている声があがっており、放課後児童クラブの一層の充実を図るなど、子どもの居場所づくりが求められています。

基本方針

市民活動の場を確保することを目的に、老人憩いの家や宅老所の利用の推進を図ります。また、公共施設や地域の空き施設などの有効活用を図るとともに、子どもの居場所づくりに努めます。

施策の方向性と具体的な取り組み

①地域の拠点づくり

既存の施設や地域の福祉関連事業者の有効活用を図りつつ、地域住民のふれあいの場や、福祉活動の拠点づくりを進めます。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政とともに活動する主な市民・団体など
地域の活動拠点づくりの検討	公共施設や地域の空き施設を有効活用するなど、地域の福祉団体が中軸となり、地域住民のふれあいや、福祉活動ができるような拠点づくり、組織づくりの検討をします。	福祉団体と地域住民との連携	社会福祉課	地区	事業者 社会福祉協議会 まちづくり推進組織
老人憩いの家	市内の高齢者の健康増進、教養の向上に役立てるために市内3箇所で運営します。	利用者の増加、活動内容の充実	高齢福祉課	全市	市民、 社会福祉協議会
福祉関連事業者の活用の検討	地域の福祉関連事業者を活用した地域の拠点づくり、組織づくりを検討します。	地域の拠点づくりの検討	社会福祉課	地区	事業者、 社会福祉協議会

②子どもの居場所づくり

子どもたちの遊び場や活動場所となる居場所づくりを推進します。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政とともに活動する主な市民・団体など
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	小学校1年～6年生までの児童を対象に、授業終了後適切な遊び及び生活の場を与え健全育成を図る放課後児童クラブを支援します。	継続	社会福祉課	地区	地域活動団体、NPO
児童館の運営	児童健全育成を目的とした、市内4館の児童館を指定管理者制度を活用して運営します。	継続	社会福祉課	全市	
児童遊園地の整備	年2回の保守点検と修繕を行い、維持・管理及び軽微な修繕は各地区に依頼し、刷毛・ベンキなどの原材料費を支給します。	継続	社会福祉課	地区	地域活動団体
都市公園遊具の整備・更新	定期点検を年1回行うとともに、安心して安全に利用できる公園環境を維持します。	継続	都市計画課	地区	

③宅老所の整備支援

日常生活においての生きがいづくりや健康保持、地域の住民との交流の場などとして宅老所の活動を支援します。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政とともに活動する主な市民・団体など
宅老所事業の支援	ボランティアの人たちと協働し、宅老所における活動を支援します。	継続	高齢福祉課	地区	市民、ボランティア団体 NPO

福祉懇談会では、「公園など人の集まる場所が少ない。」「交通の便が悪く、集まることも困難である。」「コミュニティバスの運行時間帯、運行本数を考える。」などの意見が出ました。

(4) ボランティア・市民活動団体の活動の推進

現状と課題

市のボランティア活動の現状は、ボランティアの登録者数、ボランティア団体登録数の推移をみると、ともに減少しており、活発とは言えません。

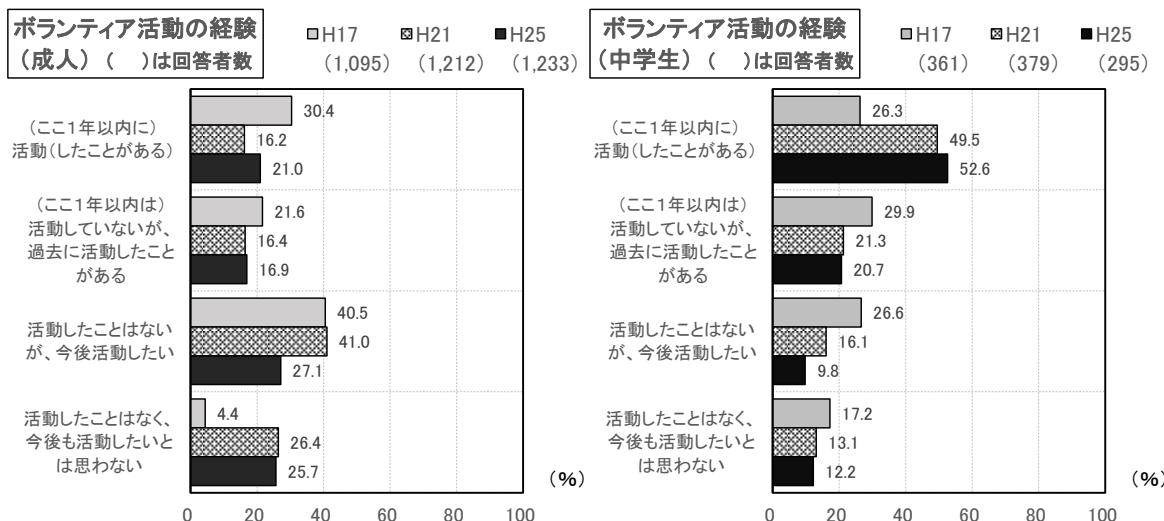
しかしアンケート調査では、「ここ1年以内に活動したことがある」との回答者は、平成21年調査と比較すると成人及び中学生ともに増加しています。こうした人材を結集し、組織化して活性化していく必要があります。

現状の課題として、

- ・ボランティア活動のメンバーが高齢化、固定化している。
 - ・ボランティア活動への参加意向を実際の活動に結びつけるためのしくみと情報提供が十分ではない。
 - ・地域ボランティアなどの活動を推進するリーダーが不足している。
- などが考えられます。

今後は、社会福祉協議会などの関連団体と連携を図りながら、若年層の取り込み、参加しやすいしくみづくり、情報提供、リーダーの養成などを行うことが重要です。

市民活動団体の活性化には、互助・共助の考え方のもと、地域住民の意識の高揚や地域での連携により、高齢者や子どもが地域で安心して暮らすことができるまちづくりを推進するとともに、住み慣れた地域で支え合う意識の一層の向上が求められています。また、自治会未加入世帯の住民に対して行事参加を推進し、自治会内の支え合いを支援していくことが必要です。



基本方針

広報紙やホームページなどによりボランティアなどに関する各種情報を提供します。また、社会福祉協議会との連携により、ボランティア・市民活動センターの活動を支援し、ボランティア、市民活動への参加を推進します。

また、若い世代や転入してきた住民、働き盛りの勤労者などが参加し、より活発な市民運動が展開できるよう、自治会未加入世帯への加入呼びかけや行事参加への働きかけを行い、地域の活性化を図ります。

施策の方向性と具体的な取り組み

①ボランティア活動などに対する情報提供の充実

広報紙やホームページなどを積極的に活用し、市民へのボランティア活動などに対する情報提供の充実を図ります。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政とともに活動する主な市民・団体など
広報紙、ホームページの積極的活用	ボランティア活動の情報を、広報紙などの媒体を活用し情報提供を図ります。	情報提供の充実	社会福祉課	全市	ボランティア団体 NPO、 社会福祉協議会

②ボランティア活動などに参加しやすいしくみづくりの検討

社会福祉協議会との連携によりボランティア活動などへの参加のきっかけづくりとなる機会の提供を図ります。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政とともに活動する主な市民・団体など
社会福祉協議会を軸とした関連団体などとの連携	福祉団体やNPO法人などに対する各種ボランティアの紹介や講座の開催など、社会福祉協議会の活動を支援します。	福祉関連団体などに対する連携強化	社会福祉課	地区、全市	ボランティア団体 NPO、 社会福祉協議会
市民活動補償制度の設置	ボランティア活動に安心して従事できるよう補償制度を設置します。	ボランティア活動の拡大	市民協働課	全市	地域活動団体、 ボランティア団体 NPO

③ボランティア・市民活動センター機能の充実

ボランティア活動の中核となるボランティア・市民活動センターの活動を支援します。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政とともに活動する主な市民・団体など
ボランティア・市民活動センターの支援	ボランティア・市民活動センターの周知を図るとともに、社会福祉協議会と協力しボランティア活動を支援します。	継続	社会福祉課	全市	社会福祉協議会

④子どものボランティア活動などへの参加推進

子どもの主体性や役割のあるまつりやイベントなどを通じて、ボランティア活動などへの参加を推進します。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政とともに活動する主な市民・団体など
子ども会連合会との連携	地域でのボランティア活動ほか、インリーダー研修会の開催、七夕まつりへの協力など、子ども会連合会の活動支援を通じて活性化を促します。	子ども会連合会と単位子ども会との連携強化	社会教育課	地区、全市	地域活動団体
ジュニアリーダーズクラブの指導・活用	高校生を対象とし、インリーダー（小学生）を指導する人材の育成のため、子ども会連合会の活動支援を通じてジュニアリーダー活動の活性化を促します。	ジュニアリーダーズクラブへの参加啓発	社会教育課	全市	地域活動団体

⑤自然保護をテーマにした住民参加の企画

市民の環境教育の場を提供することにより、市民活動への参加を促します。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政とともに活動する主な市民・団体など
環境フェアみずなみの開催	地球温暖化、不法投棄、ごみの分別、省エネ、ごみの減量などについて、パネル展示などを実施して、市民の環境教育の場を提供します。	継続	環境課	全市	ボランティア団体 NPO

⑥自治会活動などへの支援

自治会や地域のまちづくり推進組織などが、より活発に交流できるよう、呼びかけや行事参加の推進などによる地域活動の活性化を支援します。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政とともに活動する主な市民・団体など
地域活動の活性化支援	転入者や自治会未加入世帯への自治会加入の呼びかけや、住民に対する地域活動への参加を推進し、地域の一員としての自覚を促します。	まちづくり活動への参加者数の拡大	市民協働課	地区	地域活動団体

福祉懇談会では、「ボランティアには参加したいが、1人では少し抵抗がある。どんな形で参加したらいいのかわからない人が多いのではないか。情報が不足している。」「イベント会場までの送迎がない。送迎サービス、移動手段があるといい。」「地域活動への参加情報が不足している。活動する人の顔ぶれはいつもと同じである。」「活動に参加する機会がない。」などの意見がありました。

2 地域での助け合い、支え合いのしくみをつくろう ～みんなで支え合い、助け合おう！～

(1) 地域における活動組織のネットワークづくり

現状と課題

誰もが住みよい福祉のまちづくりを推進するためには、地域住民と行政などがそれぞれの立場に立った役割のもと、互いに連携していくことが重要です。

市では、まちづくり推進組織における組織体制づくりの支援などを通じてど地域活動団体、ボランティア団体、NPOなどの相互連携の支援に取り組んでいます。

しかし、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、自治会間の協力体制が不十分であるとの地域の声もあがっており、ネットワークが十分構築されていない様子がうかがえます。

地域のネットワークを強化するために、行政と社会福祉協議会がネットワークの仲介役となることが必要です。

また、連携を図るために地域活動団体、ボランティア団体、NPOなど組織間の情報交換が重要であり、関係機関がそれぞれの役割を認識するため、ネットワーク会議などの定期的な意見交流を行うことが必要です。

基本方針

社会福祉協議会と連携・協働し、まちづくり推進組織、地域活動団体、ボランティア団体、NPOなどの活動を支援するとともに、地域における活動組織が相互連携を図れるよう、情報提供や定期的な意見交流を行う場の開催を推進します。

施策の方向性と具体的な取り組み

①ネットワークづくりの推進

情報交換を通じ問題点を共有することで連携の強化を図るなど、それぞれの地区の現状に応じた様々なネットワークづくりを推進します。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政とともに活動する主な市民・団体など
地域ネットワークづくりの支援	地域単位において、地域の自治会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPOなどで構成される互いの協力と助け合いを目的とするネットワークづくりを支援します。	定期的な意見交流の実施	社会福祉課	地区	地域活動団体、ボランティア団体 NPO、社会福祉協議会
子育て支援ネットワーク会議の設置	行政機関や子育てに関係する地域団体などが相互に連携し、子育て家庭の現状・課題の確認、情報の共有などを行う子育て支援ネットワーク会議の設置を進めます。	ネットワーク会議の設置	社会福祉課	全市	地域活動団体
非行防止活動などネットワークづくり	青少年育成市民会議の実践活動を通じ、情報交換・活動交流を行い、ネットワークづくりを進めます。	継続	社会教育課	地区、全市	地域活動団体

②地域福祉団体の相互連携の支援

民生委員・児童委員や福祉委員、社会福祉協議会、ボランティア、NPOなど、地域福祉団体の相互連携によるサポート体制づくりを支援します。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政とともに活動する主な市民・団体など
身体障害者相談員・知的障害者相談員と民生委員・児童委員との連携支援	身体障害者相談員、知的障害者相談員と民生委員・児童委員などの地域福祉活動を行う関係者との連携を支援し、相談体制の充実を図ります。	連携支援	社会福祉課	地区、全市	市民、地域活動団体、ボランティア団体 NPO、社会福祉協議会
まちづくり推進組織におけるサポート体制の強化	地域単位のまちづくり推進組織活動を通じて、関係者・団体などの提携を図るとともに、サポート体制の強化を図ります。	組織活動の充実支援	市民協働課	全市	地域活動団体、ボランティア団体 NPO

③社会資源のネットワークづくりへの働きかけ

医療機関や各種専門機関などの社会資源とのネットワークづくりを働きかけます。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政とともに活動する主な市民・団体など
療育機能の強化	専門医療・療育などが必要な児童については、医療機関、保健所、子ども相談センターなど関係機関との連携を密にし、早期からの支援と、保健センター・幼児園・学校へと一環した療育指導に努めます。	継続	社会福祉課	全市	社会福祉協議会
専門機関など幅広い障がい者福祉ネットワークの確立	東濃圏域障がい者総合支援推進会議（県振興局主催）及び瑞浪市地域総合支援協議会を活用し、教育・医療・福祉など各関係機関との連携を図ります。	継続・連携強化	社会福祉課	全市	ボランティア団体NPO、事業者、社会福祉協議会
医療機関と連携した高齢者の支援	可能な限り住み慣れた地域で生活するために、地域在宅医療と介護の連携を推進していきます。	継続	高齢福祉課 地域包括支援センター	全市	事業者

福祉懇談会では、「個人情報保護の問題により、つながりを持てない現状がある。」「福祉委員と民生委員・児童委員の連携が必要である。」「福祉に対する総合的な組織づくりが必要である。」「自治会未加入者の情報がない。」などの意見がありました。

(2) 地域のつながりを支える団体などの活動推進

現状と課題

地域では、自治会、民生委員・児童委員協議会、長寿クラブ、PTAなど様々な団体が助け合いの地域づくりに向けて、活動しています。これらの団体の活動と公的なサービスが連動することによって、これまで以上に、地域での暮らしが豊かで安心できるものになると期待されます。

市では、社会福祉協議会や長寿クラブ連合会などの団体への活動支援を行っています。

今後も地区の実情に応じて、自治会やまちづくり推進組織を中心として、地域内の諸団体との連携を強化し、各団体の活動の充実を図ることが必要です。

基本方針

地域組織による支え合い機能が発揮されるよう、地域組織やボランティア団体、NPOの連携を支援するとともに、地域で活動しやすい環境をつくるため、必要な情報提供や活動場所の提供などの支援を図ります。

施策の方向性と具体的な取り組み

①社会福祉協議会への支援

地域福祉にとって重要な役割を果たしている社会福祉協議会に対して、連携を図りながら運営を支援します。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政とともに活動する主な市民・団体など
社会福祉協議会への運営支援	地域福祉推進の中心となる社会福祉協議会への運営支援を行うことにより、福祉サービスの充実やボランティアの育成を推進します。	継続	社会福祉課	地区、全市	社会福祉協議会

②地域の福祉を支える団体などへの支援

民生委員・児童委員協議会など、地域の福祉を支える団体に対し、活動支援を行います。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政とともに活動する主な市民・団体など
民生委員・児童委員協議会への支援と連携	民生委員・児童委員協議会は、行政の関係部署とのパイプ役として重要な役割を担っており、行政として活動支援を行います。	行政と民生委員・児童委員協議会との連携強化	社会福祉課	地区、全市	地域活動団体

③地域組織やボランティア団体などへの支援

長寿クラブ、まちづくり推進組織など、住民による地域組織の活動を支援します。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政とともに活動する主な市民・団体など
長寿クラブ連合会の活動支援	長寿クラブ連合会及び単位クラブにおいて、高齢者同士の交流推進や地域への社会奉仕活動、生きがいづくり・健康づくりのための活動支援を行います。	継続	高齢福祉課	全市	地域活動団体
まちづくり推進組織を通じての支援強化	地域単位のまちづくり推進組織の活動を通じて、地域住民の交流の場となる組織などの活動に対し、支援を行います。	市内8地区におけるまちづくり推進組織と諸団体との提携強化	市民協働課	地区	地域活動団体、社会福祉協議会

④地域福祉に関わる事業者の機能と役割の強化

地域の社会福祉施設における活動の強化と利用の多様化を図ります。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政とともに活動する主な市民・団体など
児童館の利用の多様化	児童館を地域活動団体などの活動の場として、多面的な利用を図るとともに、子どもだけでなく地域の人との協働による児童館活動の展開を図ります。	利用者の増加	社会福祉課	地区	地域活動団体、社会福祉協議会

福祉懇談会では、「地域福祉団体相互連携の支援が必要である。」「福祉委員が毎年交代するので、わからないまま終わる。」「自治会を脱退したり、未加入の人が増えている。」などの意見がありました。

3 地域で安心して暮らせるためのまちづくりをすすめよう ～みんなが身近な地域で安心して 暮らせるようにしよう！～

（1）相談体制の充実

現状と課題

保健福祉サービスを利用する際は、行政や社会福祉協議会、民生委員・児童委員などの相談窓口がありますが、身近に相談できる人がいない、あるいは相談窓口があっても行くことのできない人など様々な状況があります。また、児童虐待やDV、ひきこもり、孤独死、生活困窮者など新たな課題として社会問題化している事例についても相談体制の整備が求められています。

市では、高齢者、障がい者、児童など各分野において相談体制の充実に取り組んでいます。しかし、地域からは、身近な相談窓口がない、相談先がわからないなどの声が依然としてあがっています。

今後は相談窓口の周知を図るとともに、相談体制の充実が必要です。また、個々の分野における相談体制は構築されているものの、総合的な相談体制の構築までには至っておらず、各分野の相談体制の専門性を充実させるとともに、他分野との連携を図っていくことが重要です。

基本方針

介護相談、障がい者相談、家庭児童相談、ボランティア相談などの各種相談や民生委員・児童委員、福祉委員などを広く紹介し、円滑な相談を推進します。

また、各種相談員、社会福祉協議会などの連携を強化し、相談内容に的確かつ迅速に対応できる充実した支援体制の構築を図ります。

施策の方向性と具体的な取り組み

①ライフステージに応じた相談体制の充実

サービスを必要とする市民にとって、より利用しやすいように、保健・福祉に関する分野の連携により、ライフステージに応じた様々な相談体制の整備を図ります。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政とともに活動する主な市民・団体など
高齢者に関する相談および苦情などの相談の充実	市の窓口（高齢福祉課・地域包括支援センター・在宅介護支援センター）及び電話での相談体制の充実に努めます。	継続	高齢福祉課 地域包括支援センター	全市	
健康教育・健康相談などの実施	節目年齢の教室や高齢者が集う場所での出前健康講座・相談などを実施します。	教室のあり方、開催方法を見直して、参加者増を図ります。	地域包括支援センター	全市	地域活動団体（体育指導員）
子育て相談（保育園・幼児園・児童館）の実施	保護者などの不安や悩みに対応するため、電話相談や面接相談を行います。	継続	社会福祉課	地区	
子育て相談の充実	子育てに不安や悩みを持っている親子に対して相談、援助を実施します。	継続	子育て支援センター	全市	
児童相談体制の整備	家庭児童相談員による相談体制を整えています。市で対処できないような困難ケースについては子ども相談センターと連絡を取りながら対応します。	継続	社会福祉課	全市	
母子保健による健康など相談の実施	妊娠や乳幼児の健康・育児に対し保健師や管理栄養士、歯科衛生士が相談に応じます。	継続	健康づくり課	全市	
岐阜県母子家庭など就業自立支援センターの周知	支援センター主催の事業を広報紙に掲載し、周知を図ります。	継続	社会福祉課	全市	
障がい者の就労相談支援の実施	障がい者就労・生活支援センターによる、障がい者雇用企業の新規開拓と障がい者の就労相談を実施します。	継続	社会福祉課	全市	事業者
障がい者相談・療育体制の強化	関係機関との連携による、障がいの早期発見・早期療育への一貫した相談指導体制の整備を検討します。	療育に関する総合的な相談体制の整備	社会福祉課	全市	社会福祉協議会
障がい者総合相談支援体制の強化	市が委託する相談支援事業所の相談支援専門員により障がい者（児）やその保護者の生活全般についての相談に応じ、福祉サービスの利用方法などの助言、支援を行います。	継続	社会福祉課	全市	事業者
生活困窮者支援体制の整備	生活困窮者自立支援法による自立相談を行い、生活困窮者の支援を行います。	支援体制整備	社会福祉課	全市	

②保健・医療・福祉の相談機関のネットワーク

地域と保健・医療・福祉が連携して、相談体制の充実を図るために、情報交換・意見交換を行うネットワークづくりを進めます。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政とともに活動する主な市民・団体など
地域総合支援協議会による障がい者相談体制の充実	瑞浪市地域総合支援協議会を核に地域の福祉・保健・医療・教育・就労などの専門的な知識のある関係機関が連携して、相談支援体制の充実に努めます。	連携の強化	社会福祉課	全市	地域活動団体、事業者、社会福祉協議会
要保護児童対策地域協議会の実施	要保護児童対策地域協議会において、各関連機関との連携強化を図ります。 緊急を要する子どもの虐待については、子ども相談センターに、DV相談に関しては女性相談センターと連携を取りながら対応します。	継続	社会福祉課	全市	地域活動団体
地域ケア会議の充実	ケース検討を通じて多職種連携を行いながら、地域課題を把握し、その後の地域づくり・資源開発に活かせるよう会議を行います。	継続	高齢福祉課 地域包括支援センター	全市	地域活動団体、ボランティア団体、NPO、事業者、社会福祉協議会
訪問相談の充実	相談窓口に訪れる市民だけではなく、各関係機関、地域との連携により、要支援家庭に対し訪問相談を行い早期対応につなげます。	継続	社会福祉課 健康づくり課	全市	地域活動団体

③同じ立場の人による相談体制づくり（ピアカウンセリングなど）

同じ立場の人同士が対等な立場で話を聞きあうピアカウンセリング相談など、多様な相談が地域でできる体制づくりを検討します。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政とともに活動する主な市民・団体など
ピアカウンセリング体制の検討	介護者のつどい、ピアカウンセリングなど、多様な相談が地域でできる体制を検討します。	相談体制の検討	社会福祉課 高齢福祉課	全市	地域活動団体、社会福祉協議会

福祉懇談会では、「行政が休日の時に、すぐに相談したいがどこへ連絡したらいいのか、わからない。」「制度に入りきらないケースへの細かい対応が求められている。」などの意見がありました。

(2) 情報提供の充実

現状と課題

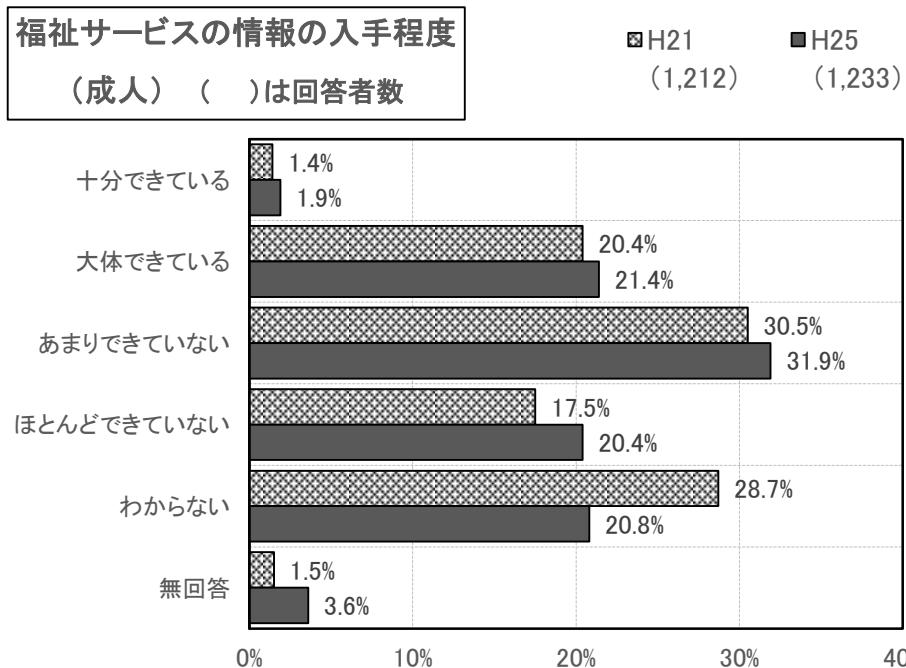
地域には、様々な生活上の問題を抱えている市民がいます。潜在している問題を解決し、支えていくために保健福祉サービスがあります。

市においては、ガイドブックの活用や読みやすい広報紙づくり、ホームページによる情報の発信など多様な情報の提供に努めてきました。

しかし、アンケート調査結果においては必要な福祉サービスの情報の取得が十分できていないと感じている人が5割強となっており、平成21年度より約4ポイント増加しています。

今後は、広報紙やホームページなどで提供する内容の充実及び新しい提供方法の検討が必要です。

また、地域において発信している情報が正しく住民に伝わらない、情報が入り乱れてわかりづらいなどの声があがっており、必要としている人に対する情報が確実に伝わるように、情報を整理して発信することが必要です。



基本方針

広報紙やホームページ、社協だよりなどにより、子育て支援、介護予防、障がい者福祉、生きがい・健康づくりなどに関するサービスの情報提供の充実を図ります。特に、ホームページの更新に努め、利用者がわかりやすい情報を発信します。

また、保健事業、各種団体の催し物や会合など、様々な機会を活用して保健・福祉情報を提供していきます。

さらに、サービスなどの情報がきめ細かく行き届くよう、支援を必要とする人に直接関わる民生委員・児童委員、福祉委員、介護支援専門員（ケアマネジャー）、ボランティア、NPO法人などの市民活動団体、事業者、医療機関などと連携を図り、福祉情報を提供していきます。

施策の方向性と具体的な取り組み

①多様な情報の提供

福祉サービスを有効に利用できるよう、市民にとってわかりやすく便利な情報提供に努めます。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政とともに活動する主な市民・団体など
介護保険及び高齢者福祉サービスの広報活動の充実	ガイドブック・パンフレットなどを作成するとともに、住民や関係団体などに配布し、周知徹底を図ります。	よりわかりやすいガイドブックの作成	高齢福祉課 地域包括支援センター	全市	
遊び場マップの活用	市内の遊園地、広場などの情報を掲載した遊び場マップを作成し、社会福祉課、保健センター、児童館で配布します。（平成16年度主任児童委員会が製作）	内容の見直し	社会福祉課	全市	
子育て支援総合ガイドブックの作成	子育てに役立つ情報・制度を1冊にまとめ、配布します。また、市内の子育て情報をホームページに掲載します。	2年を目途に更新	社会福祉課	全市	
子育て世帯へのバリアフリー情報提供	市内のバリアフリー情報をまとめ、希望者に配布します。	岐阜県発行のぎふっこカードの配布	社会福祉課	全市	
仕事と子育ての両立のための情報提供	市の広報紙などに情報掲載、ロビーウィンドウにてパンフレットなどを配布します。	情報提供する場の拡大、セミナー参加者の増加	商工課	全市	事業者
市ホームページの拡充	サイト内検索機能による効率化及び携帯電話向けサイトの内容を検討します。	携帯電話向けサイトの充実、利用推進	企画政策課	全市	ボランティア団体、NPO
防災・防犯「絆」メールによる市民への防災・防犯情報の提供	「絆メール」により、市民へ防災・防犯に関する情報提供を行います。	防災・防犯「絆」メールの登録者の増加	生活安全課	全市	ボランティア団体、NPO

②情報の共有化の推進

インターネットのホームページなどを誰もが円滑に利用できるよう、情報活用能力の向上を支援するとともに、地域情報格差の解消を図り、情報の共有化を推進します。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政とともに活動する主な市民・団体など
高齢者などの情報弱者の支援	文字サイズ調整機能設置により、見やすさの向上を図ります。またサイト内検索機能による効率化を実施します。	情報の双方向化の実現	企画政策課	全市	ボランティア団体、NPO
地域情報格差の解消	携帯電話通信網など民間インフラを活用します。	地域情報格差解消のため、民間の通信の利用推進	企画政策課	全市	事業者

③地域のすみずみまで福祉情報が流れるしくみづくり

住民が福祉に関する情報を容易に入手できるようにするために、教室や相談会などの場や民生委員・児童委員などの地域組織を通じて、情報提供の充実を図ります。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政とともに活動する主な市民・団体など
関係機関との連携・地域の教室などを通じた情報提供	関係機関と連携を図りながら健康づくりの分野別やライフステージ別に広報紙に計画的に掲載します。	あらゆる機会を通じた情報提供の実施	健康づくり課	全市	地域活動団体、ボランティア団体、NPO
	随時、広報紙その他チラシ、ポスターなどを作成し、事業啓発します。開催する教室や相談会などの場で、普及啓発します。	継続	地域包括支援センター健康づくり課	全市	
民生委員・児童委員を通じた情報提供	民生委員・児童委員が担当する地域の要支援者に対し、定期的に訪問活動を実施し福祉情報の提供に努めます。	継続	社会福祉課	小地域、地区	地域活動団体

福祉懇談会では、「個人情報保護のため被援助者の情報の共有ができない。」「援助を求める人に福祉情報が伝わっていない。」「自治会に入らないので、アパートの高齢者がつかめない。」などの意見がありました。

(3) 福祉の人材確保

現状と課題

近年、日常の暮らしの場である身近な地域に目を向け、地域をより住みやすいものにしていこうという住民意識が高まっています。

また、団塊の世代が退職し、職域を中心とした生活から地域を中心とした生活を送る人が増える中、地域活動やボランティア活動に参加する人が増えてくることが期待されています。

市では、社会福祉協議会と連携し、各種ボランティア養成講座などの開催やボランティアへの活動の紹介などに取り組んでいます。

しかし、ボランティア活動に参加するきっかけがわからないという声もあり、今後も行政と社会福祉協議会が連携し、ボランティア活動の啓発とボランティアの育成支援をしていくことが必要です。

また、高齢者や障がい者を支えていくためには、様々な福祉サービスが必要であり、中には高度な知識や技術を必要とするものがあります。現在は専門分野の人材確保においては県などで行う研修、講習会が主体であり、市としては十分な取り組みが実施できておらず、専門分野を担う人材に対して研修、講習会などの啓発を行っていくとともに、市独自の人材確保・養成の実施を検討していく必要があります。

基本方針

社会福祉協議会と連携し、高齢者、障がい者、子育て中の親への援助活動などを行うボランティアを育成するため、各種ボランティア養成講座やリーダー養成講座の開催を支援します。また、専門分野を担う人材に対して県などで開催されている研修、講習会などの啓発を行うとともに、市においても独自の人材確保の方法を検討します。

施策の方向性と具体的な取り組み

①ボランティアの育成

各種ボランティア講座の開催を支援し、地域に関わるボランティア活動を担う人材を育成します。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政とともに活動する主な市民・団体など
地域のITリーダーやボランティアの育成・確保	地域のITリーダーの育成確保に努め、ボランティアによる各地区まちづくりの情報発信を推進していきます。	すべての地域でのホームページの開設	企画政策課	全市	地域活動団体、ボランティア団体、NPO
各種ボランティア講座の支援	ボランティアを育成するために、社会福祉協議会が行う各種ボランティア講座の開催を支援します。	継続	社会福祉課	全市	社会福祉協議会

②シルバーボランティアの育成・支援

シルバーボランティアとしての活動を推進し、意識を高めるための支援を行います。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政とともに活動する主な市民・団体など
シルバーボランティアの育成支援	研修講座を開催するなど、60歳代で仕事を退職した人たちのシルバーボランティアとしての活動を推進し、地域で貢献する意識を高めるための活動を支援します。	継続	社会福祉課 高齢福祉課	全市	社会福祉協議会

③研修機会などの充実

各種研修への参加推進を図り、福祉関連業務従事者の資質の向上に努めます。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政とともに活動する主な市民・団体など
各種養成研修への参加推進	障害者福祉サービスや相談支援の質の向上のため、各種養成研修に対し、サービス提供者の受講の推進を図ります。	研修機会の各事業所への情報提供の実施	社会福祉課	全市	ボランティア団体、NPO、事業者、社会福祉協議会

④専門分野の人材確保

福祉分野の多様化に対して、より高度な専門知識や技術、幅広い教養を持つ人材の確保を検討します。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政とともに活動する主な市民・団体など
専門分野の人材育成の検討	福祉分野の多様化に対応できる高度な知識や幅広い知識をもつ人材育成を検討する。	事業者との情報交換	社会福祉課	全市	地域活動団体、事業者、社会福祉協議会

⑤子どもの頃から助け合いの意識を高めるための支援

(福祉教育の充実 再掲)

福祉懇談会では、「ボランティア活動をする若い人が少ない。」などの意見がありました。

(4) サービスの質の向上

現状と課題

サービス事業者の自己評価だけでなく、利用者による評価、第三者機関によるサービス評価を行い、結果を公開することで、事業者の意識改革と透明性の高い経営が図られ、サービスの質の向上とともに利用者の満足度が高まることが期待されます。

市では、市内の保育園・幼稚園において外部による福祉サービス第三者評価を実施し、保育の質の向上を心がけています。

引き続き第三者評価を実施するとともに、今後は評価結果の情報を利用者へ提供していくことが重要です。

基本方針

サービス提供事業者が自ら苦情を適切に解決することができるしくみづくりや、第三者評価の実施に努めるとともに、ホームページなどを活用してサービス利用者への情報提供を図ります。

施策の方向性と具体的な取り組み

①福祉サービス評価事業の推進

利用者が安心して利用できるサービスを確保するため、第三者機関によるサービス評価を実施します。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政とともに活動する主な市民・団体など
保育サービス評価事業の実施	市内の保育園・幼稚園における保育サービスの質の向上を図るために第三者評価を実施し、その結果をホームページなどで公表します。	市のホームページにおける利用者への情報提供	社会福祉課	全市	事業者

福祉懇談会では、「出前講座で近くに来て、きめ細かいサービスを行ってほしい」などの意見がありました。

(5) サービス利用者の権利の保護の推進

現状と課題

福祉に関するサービスが、救済的な「措置制度」から利用者自らが選択し利用する「契約制度」（介護保険制度や障害者自立支援制度など）へと大きく変わっており、市民一人ひとりの人権が保障され、必要な支援が受けられる環境づくりが求められています。

市では、社会福祉協議会やNPO法人東濃成年後見センターとの連携により、日常生活自立支援事業の推進や成年後見制度の利用支援に努めています。

今後も引き続き日常生活自立支援事業などの利用支援を図っていくとともに、制度の周知を図っていくことが必要です。

基本方針

広報紙などにより成年後見制度や日常生活自立支援事業を周知し、必要に応じて制度の利用を支援するとともに、権利擁護に関する制度の普及、浸透を図るため、社会福祉協議会や民生委員・児童委員と連携し、情報提供及び対象者の把握や利用推進に取り組みます。

施策の方向性と具体的な取り組み

①日常生活自立支援事業の推進

判断能力が不十分な方に対して、相談、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービスなどの援助を行います。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政とともに活動する主な市民・団体など
日常生活自立支援事業の利用推進	社会福祉協議会と連携し、日常生活自立支援事業の利用推進を図ります。	継続	社会福祉課 地域包括支援センター	全市	社会福祉協議会

②成年後見制度の利用支援

判断能力が不十分な方の財産管理や身上監護について、市民への周知を図り、成年後見制度の利用推進を行います。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政とともに活動する主な市民・団体など
成年後見制度の利用推進	市長申立による成年後見制度を活用し、高齢者・障がい者の権利保護を推進します。	継続	社会福祉課 地域包括支援センター	全市	NPO

③福祉サービス全般に関する苦情解決の推進

福祉サービスに関する苦情に適切に対応するため、苦情解決のしくみの整備を促します。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政とともに活動する主な市民・団体など
苦情解決の周知	岐阜県社会福祉協議会に設置される福祉サービス運営適正化委員会の周知を行います。	県社会福祉協議会との連携強化	社会福祉課 高齢福祉課	全市	社会福祉協議会
＜保育園・幼稚園＞苦情解決の推進	各保育園・幼稚園に苦情申出窓口を設置し、苦情受付担当者及び第三者委員により苦情解決に努めます。	継続	社会福祉課	地区	市民

福祉懇談会では、「個人情報保護のため、情報の共有ができない。」などの意見がありました。

(6) 生活環境の整備

現状と課題

高齢者や障がい者、子どもを含めた全ての人が住み慣れた地域でいきいきと暮らすためには、誰もが安心して生活できる環境整備が必要です。

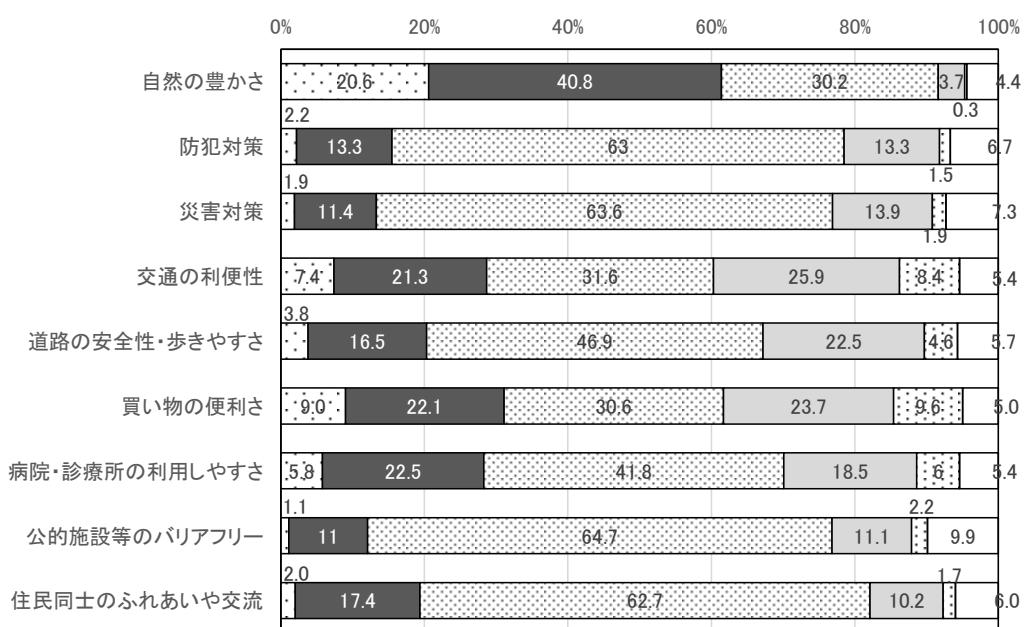
市では、瑞浪駅周辺のバリアフリー化などを中心に、人にやさしいまちづくりを推進するとともに、外出支援の充実や住宅環境の整備などを行ってきました。

しかし、アンケート調査結果において生活環境における『交通の利便性』『道路の安全性・歩きやすさ』『買い物の便利さ』において、不便を感じている割合が高く、コミュニティバスなど移動手段の充実を求める声があがっています。

今後も、高齢者や障がい者などの外出支援として、交通手段の確保及び充実が必要です。

生活環境における利便性
(成人:回答者数:1,233)

□ 大変良い ■ 良い ▨ 普通 □ 悪い ▨ 大変悪い □ 無回答



基本方針

人にやさしいまち、子育てにやさしいまちをめざし、交通事故を防止し、歩行者の安全を確保するため、バリアフリーの視点から道路整備に努めます。また、広報紙などを通じて道路上の障害物・不法占用に対する意識啓発を図り、市民の交通利便性を向上させるため、効果的な市内の公共交通施策を検討します。

住環境においては、子どもの活動の場の確保に努めるとともに、快適で利用しやすい住宅環境の整備の推進、特にケアホーム、グループホームなど障がい者、高齢者の生活の場の充実を図ります。

施策の方向性と具体的な取り組み

①人にやさしいまちづくりの推進

より多くの人が安全で快適に利用できるよう、バリアフリー化・ユニバーサルデザインによるまちづくりを進めます。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政とともに活動する主な市民・団体など
バリアフリー化・ユニバーサルデザインの導入の推進	施設整備・改修に当たっては、高齢者・障がい者に配慮して行います。	施設の整備、改修に合わせたバリアフリー化の実施	社会福祉課 高齢福祉課	全市	
道路の整備	有蓋側溝を整備することにより、道路内の歩行者通行帯の確保を行います。道路改良事業にあたってはユニバーサルデザインなどに配慮し、歩道の段差や勾配など設計基準により整備していきます。	道路整備の継続及び橋梁を含む道路構造物の点検整備を実施していきます。	土木課	全市	
公園などの整備	都市公園に関して、遊具に関する安全確保を行うとともに、バリアフリーに関する環境整備を検討します。	遊具の長寿命化計画の策定と安全点検の実施。バリアフリー計画の検討	都市計画課	小地域	
駅周辺の整備	バリアフリー化した瑞浪駅周辺において、引き続き適切な維持管理を行います。	歩行者などの快適性、安全性の確保	都市計画課	小地域	

②子育てにやさしいまちづくりの推進

子どもの遊べる場の確保や、多様な施設の充実を図ります。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政とともに活動する主な市民・団体など
認可外保育施設への支援	認可外保育所に委託して、乳児保育・延長保育を実施します。	継続	社会福祉課	全市	
幼稚園の整備	幼稚園の改修、施設整備を実施します。	継続	社会福祉課	全市	
子育て支援センター親子教室の実施	保育園に併設する子育て支援センターにおいて、親子教室として、親子遊び・ふれあい体操・講習会などを実施します。	継続	社会福祉課	全市	
幼稚園の園庭開放	未就園児とその保護者に園庭を開放します。	継続	社会福祉課	地区	
幼保合同活動事業の実施	施設の有効利用及び市民ニーズのために、1つの施設において、保育園児と幼稚園児を合わせた、合同活動を行います。	幼保一体化体制の市民、地域住民、保護者への理解と啓発	学校教育課	全市	
		継続	社会福祉課	全市	
市民公園再整備の実施	「誰もが使える、誰もが使いやすい、安心して遊べる」をコンセプトに市民公園の再整備を行います。	市民公園としての機能の回復、向上	都市計画課	小地域	

③外出支援の充実

高齢者・障がい者などに対して移動に関する支援の充実を図ります。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政とともに活動する主な市民・団体など
移送サービスの実施	一般車両を利用することが困難な高齢者や重度障がい者の移動支援のため、民間事業者への委託により実施します。	助成制度の検討	地域包括支援センター 社会福祉課	全市	事業者
利用しやすい公共交通の運行	公共交通機関を総合的に見直し高齢者や障がい者にも利用しやすい公共交通体制を整備します。	公共交通体系の見直し	商工課	全市	事業者
移動支援の充実	事業者と契約を結び支援を実施します。	継続	社会福祉課	全市	事業者
重度心身障がい者（児）の移動支援の実施	年間24枚（2枚/月）のタクシー利用券を交付し、移動支援を行います。	継続	社会福祉課	全市	

④住宅環境の整備

誰もが安心して住み続けられる住まいづくりや高齢者や障がい者などの生活の場の確保を図ります。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政とともに活動する主な市民・団体など
住宅修繕相談の実施	月1回、市役所市民相談室において住宅修繕相談を実施します。	月1回の実施	都市計画課	全市	ボランティア団体
障がい者の生活の場の確保	生活の場の充実を図るため、グループホームなどを設置する事業者を支援します。	市内のNPOなどへの働きかけの実施	社会福祉課	全市	ボランティア団体、NPO、事業者
日中活動の場の充実	日中一時支援事業などにより、障がい者の生活を支援します。	継続	社会福祉課	全市	事業所
住宅改修の推進	日常生活用具給付事業、障害者いきいき住宅改善助成事業を実施します。	継続	社会福祉課	全市	
市営住宅の整備	実施計画に基づき、必要な改善や修繕を行います。	住宅マスター プラン、市営住宅長寿命化計画の策定	都市計画課	全市	

福祉懇談会では、「コミュニティバスのバス停まで行くのが大変である。」「身近な所に働く場所がない。」「買い物、病院、通学に困っている。」「会合に行きたくても外出の方法がない。」などの意見がありました。

(7) 防災・防犯などに備えた体制の整備

現状と課題

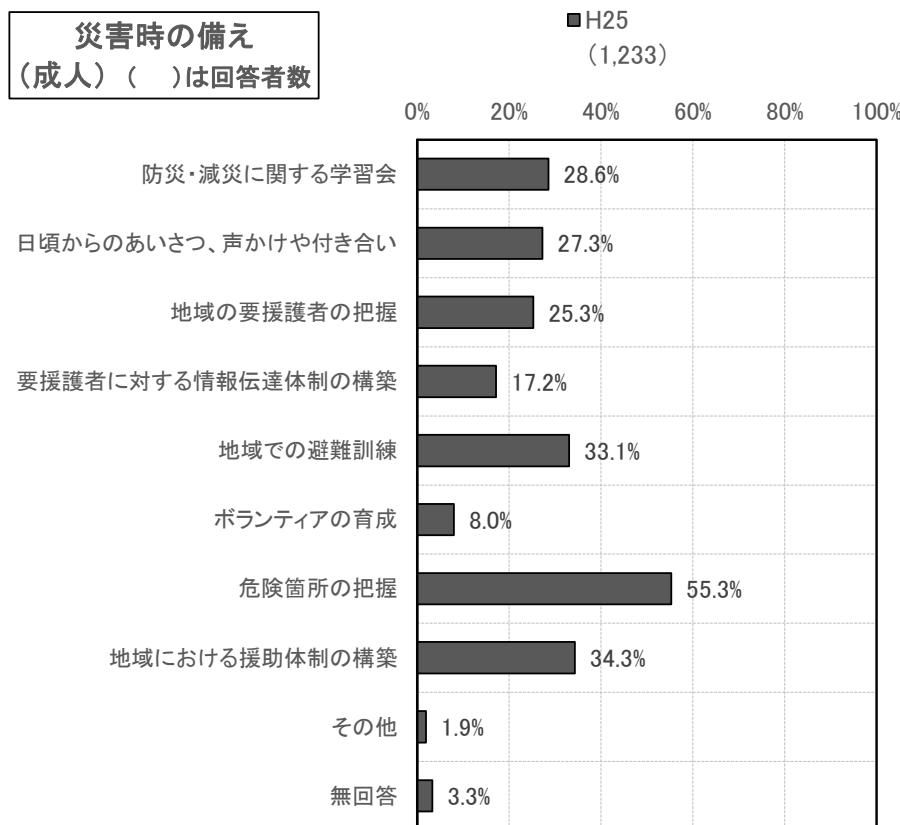
地震など大規模災害が起きた時、高齢者や障がい者など、援護の必要な人が困らないような対策を講じることが必要です。

市では、「避難行動要支援者名簿」を作成し、区長などへの配布や地域が実施する防災訓練や見回り活動などの支援、連合自治会、各地区区長会、まちづくり推進組織を通じた防犯に関する情報提供など、緊急時、災害時における支援体制の充実、防犯対策の推進に努めてきました。

しかし、住民からは災害時に避難する公民館（一時避難所）が危険な場所にあるなど防災体制が十分でないと感じている声があがっています。

今後は、まちづくり推進組織や地域の自主防災組織との連携により、地域の要支援者に対する災害時の個々の支援マニュアルを作成するなど、具体的な支援体制の確立を推進することが必要です。

アンケート調査結果において地域における災害時の備えとして『危険箇所の把握』『地域における援助体制の構築』『地域での避難訓練』が重要視されています。危険箇所や災害警戒区域など、防災に関する最新の情報を発信し、危険箇所の周知と地域の防犯意識の啓発を図る必要があります。また、住民による防犯パトロール活動などを支援し、地域の防犯意識を一層高める必要があります



基本方針

防災ガイドブックやハザードマップを活用し、防災に関する正しい知識の普及啓発を図ります。幅広い世代の活動参加を推進するため、自治会、まちづくり推進組織などと連携し、地域単位で行う防災訓練、防災研修会などを実施します。特に、ひとり暮らし高齢者や障がい者、要介護高齢者世帯など避難行動要支援者の居場所を確認し、その情報を収集し、平常時からの見守りや災害における支援などを図るため、要支援者の支援体制を充実します。

また、地域における犯罪を防止し、安全で安心して暮らせる地域とするため、防犯に関する情報提供を通じて、地域住民による自主的な防犯活動を支援します。

施策の方向性と具体的な取り組み

①緊急時、災害時に対する支援体制の充実

緊急通報システムや防災ネットワーク、地域における自主防災活動など緊急時、災害時に対する支援体制の充実を図ります。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政とともに活動する主な市民・団体など
緊急通報装置(あんしんネットワークシステム)の設置	健康状態に不安をもつひとり暮らし高齢者などを対象に緊急通報端末機を設置して、急病や災害などの緊急時に迅速に対処し、日常生活の安全確認と不安解消を図ります。	継続	地域包括支援センター	全市	市民、事業者、民生委員・児童委員
徘徊高齢者探索システムの運用	徘徊高齢者の居場所を検索するサービス。高齢者にあらかじめ受信機を携帯させ、徘徊時には通信衛星と携帯電話のシステムを利用して、本人の位置を特定します。	継続	地域包括支援センター	全市	事業者
防災知識の普及・啓発	防災ガイドブック、ハザードマップなどを活用して住民の防災意識向上を図ります。	継続	生活安全課 土木課	小地域、地区、全市	市民、ボランティア団体、地域活動団体
防災ネットワークの整備	「避難行動要支援者名簿」を作成し、民生委員・児童委員、区長に配布します。	避難行動要支援者名簿作成	社会福祉課	小地域、地区、全市	地域活動団体
	地域が実施する防災訓練や要配慮者の見回り活動など安心安全活動を支援します。	継続	社会福祉課 生活安全課	小地域 地区	市民、地域活動団体
地域の防災リーダー、自主防災組織の育成	防災対策には、地域や隣近所の協力・助け合いが不可欠であり、地域住民により組織される自主防災組織や防災リーダー・防災士で組織される「みずなみ防災会」の育成を図ります。	地域で活動する防災リーダー、防災士の育成(防災リーダー養成講座の開催)	生活安全課	小地域 地区 全市	ボランティア団体、地域活動団体

災害時の避難行動要支援者支援体制の確保	避難行動要支援者支援体制の整備、市内福祉施設との連携を図ります。	避難行動要支援者名簿の整備、災害時の人員配置、対応などの検討、市内福祉施設との連携	生活安全課 社会福祉課	小地域 地区 全市	市民、地域活動団体、社会福祉協議会
福祉避難所の確保	指定避難所での集団生活が困難な障がい者などに対し、福祉避難所を確保するとともに、医療機関と連携による福祉用具や薬剤などを迅速に供給できる連絡体制の整備を図ります。	災害時の福祉避難所の確保、対応などの検討、市内福祉施設との連携	生活安全課	全市	社会福祉協議会 事業者
防犯・防災、緊急時の支援	防犯・防災面及び災害などの緊急時に各関係機関と連携した支援体制が取れるよう体制を整備します。	災害時など緊急時の支援	生活安全課	地区、 全市	市民、事業者 ボランティア団体 地域活動団体

②防犯対策の推進

地域における自主防犯活動や行政、警察などとの連携による防犯対策などを推進します。

取り組み	内容	目標	担当課	対象地域	行政とともに活動する主な市民・団体など
交通安全活動の実施	市民が交通事故の被害者・加害者にならないように交通安全活動を実施します。	継続	生活安全課	全市	ボランティア団体
防犯対策の実施	悪質な犯罪から市民を守るための地域安全推進活動を実施します。	継続	生活安全課	地区 全市	ボランティア団体 地域活動団体
交通安全施設の整備	交通安全対策に配慮した道路のカーブミラー、ガードパイプ、道路区画線などの整備を行います。	年間を通じた要望受け付け	生活安全課	全市	
交通安全教室の開催	市内の保育園、幼稚園、小学校及び高齢者を対象に交通安全教室を開催します。	継続	生活安全課	地区 全市	ボランティア団体 地域活動団体
各区長会での防犯の啓発	連合自治会、各地区区長会、まちづくり推進組織を通じた防犯に関する情報提供、呼びかけを行います。	連合自治会、各地区区長会、まちづくり推進組織に対する情報提供	市民協働課	地区、 全市	地域活動団体
L E D防犯灯の整備	従来防犯灯からのL E D防犯灯への設置替え及び地域住民からの要望箇所にL E D防犯灯を設置します。	継続	生活安全課	小地域、 地区	地域活動団体
危険防止用資材の支給	自治会の要望を受け、危険防止用資材、看板などの資材を支給します。	継続	生活安全課	小地域、 地区	地域活動団体
関係団体との提携	生活安全推進のため活動する団体の代表者と警察関係者で協議会を構成し、防犯対策の推進を図ります。	適格な情報提供の実施	生活安全課	全市	地域活動団体

福祉懇談会では、「避難場所となっている公民館の場所が危ない。災害時の計画に不安がある。」「付近に民家のない通学路があるので、危険である。」「図上の防災体制はできているが、実際に役立つかどうかわからない。」などの意見がありました。

第5章 計画の推進

1 計画の推進

(1) 参加と協働による計画の推進

地域の多様な生活課題やニーズに対応していくためには、地域住民をはじめとした地域を構成する様々な団体、組織などと行政が連携して、地域福祉の向上を進めていくことが必要です。

住み慣れた地域で安全で安心して暮らせる地域福祉社会を形成するため、行政をはじめ、地域住民、地域活動団体、ボランティアやNPO、福祉サービス事業者などがそれぞれの役割を担い、協力し、協働する地域のしくみを構築することによって、本計画の推進を図ります。

また、本計画は、福祉、保健、医療のみならず、教育、まちづくりなどにも関わる福祉分野における基本計画として位置づけられています。そのため、各分野の計画策定にあたって、地域福祉の視点から積極的に関与し、個別計画との連携を図るとともに、全庁的な取り組みにより本計画の推進を図ります。

(2) 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、平成12年の社会福祉法の改正により、地域福祉の推進を担う中心的な団体として明確に位置づけられています。本計画においても、社会福祉協議会は民間の立場で地域福祉活動を推進する中核的な機関として、大きな役割を担うことが期待されています。また、民間としての地域福祉活動を実践する計画として社会福祉協議会で地域福祉活動計画が策定されています。

今後、本計画の実効性を図るため、社会福祉協議会と連携するとともに、社会福祉事業者、関係機関などとのネットワークを確立し本計画の推進を図ります。

（3）進行管理方法

本計画の達成には、長い期間を必要としますが、地域福祉の取り組みをより強力に推進するためには、それぞれの連携や協力はもとより、行政自らも、こうした地域での市民や関係団体の取り組みが円滑に進められるよう、また積極的で主体的な取り組みが継続されるよう、常に支援していく必要があります。

計画の適切な進行管理を進めるために、各所管課において具体的な取り組みの進捗状況について点検、評価を行い、各種施策の推進や新たな課題への対応などに向けて検討していきます。

また、計画の実施状況については、ホームページへの掲載などにより市民への周知を図ります。

2 計画の普及啓発と実践

地域福祉は、行政、市民、地域活動団体、ボランティア団体、NPO、事業者など地域に関わるものすべてが主体となって協働して推進していくことが大切です。

そこで、本計画で示した取り組みと方向性について、市民への周知を図り、地域における主体的な活動を推進していきます。

(1) 市民への計画の普及

本計画の内容については、ダイジェスト版やホームページなどにより公表し周知を図ります。

また、より普及を図るため、自治会や民生委員・児童委員、福祉委員などを通じて、具体的な取り組みや活動事例などを紹介しながら、理解と参加・協力を求めていきます。

(2) 事業者などへの計画の普及

市内の福祉関係の事業者をはじめ、企業などに対して、本計画の普及啓発を行い、計画の推進のための取り組みを推進します。

(3) 地域における計画の推進

地域の実情に応じたきめ細かいサービスを実現するには、行政だけでなく、市民、関係団体、NPO、ボランティア、事業者、社会福祉協議会などがそれぞれの役割を担いながら協働する必要があります。

市民は、地域で気になることや支援を必要とする人がどこにいるのかなど、地域の状況を誰よりも知っており、困っている時に、助け合える地域関係をつくっていくとともに、地域の問題を自らの問題として受け止められる、地域福祉の担い手であります。声掛けやちょっとした手伝いなど自分が直ぐにでも取り組めることを具体的に考え、地域での集まり、ボランティア活動、各種研修や講座などへ積極的に参加するなど、第一歩を踏み出していくことが期待されます。

関係団体やNPO、ボランティアは、そのような市民に最も身近な団体であり、市民が活動へ第一歩を踏み出すためのきっかけとなる機会をつくるとともに、これらの機会や日頃の活動を通して、地域の特性や情報を集め、地域の福祉課題の解決に向けた活動を担う核として、様々な団体と協力、連携することが望まれます。

このため、本計画に基づき、地域の実情に応じた具体的な取り組みの展開を推進します。

参考資料

1 瑞浪市地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成 15 年 7 月 8 日訓令乙第 6 号
改正平成 26 年 1 月 20 日訓令乙第 4 号

(設置)

第1条 地域における福祉サービスの適切な推進、地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達、地域における社会福祉に関する活動への市民参加の推進などを支援する計画である瑞浪市地域福祉計画の策定にあたり、総合的な調整を図り必要な事項について審議を行うため、瑞浪市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、審議を行う。

- (1) 地域における社会福祉の現状と課題に関すること。
- (2) 瑞浪市地域福祉計画（社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条に規定する市町村地域福祉計画）の策定に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めた事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員 16 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 福祉サービスを利用する者 4 人以内
- (2) 市民代表 3 人以内
- (3) 地域福祉活動を支援する団体に所属する者 3 人以内
- (4) 福祉関連の業務に従事する者 3 人以内
- (5) 見識を有する者 3 人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、瑞浪市地域福祉計画の策定をもって終了するものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員のうちから互選する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は委員長の欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、委員委嘱後の最初の委員会は、市長が招集する。

- 2 委員長は、委員会を統括し、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(分科会)

第7条 委員会に、専門的事項を審議するため、必要に応じて分科会を置くことができる。

- 2 分科会の座長は、分科会会員のうちから互選する。
- 3 座長は、分科会の会務を統括し、会を代表する。
- 4 座長に事故のあるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する分科会会員がその職務を代理する。
- 5 分科会は、座長が必要に応じ招集するものとする。
- 6 座長は、必要があると認めるときは、分科会会員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、社会福祉課において行う。

一部改正〔平成26年訓令乙4号〕

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年1月20日訓令乙第4号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

2 瑞浪市地域福祉計画策定委員名簿

区分	団体名	委員氏名
福祉サービスを利用する者	瑞浪市身体障害者福祉協会	小林 潔
福祉サービスを利用する者	瑞浪市手をつなぐ育成会	木村 彰男
福祉サービスを利用する者	瑞浪幼児園保護者会	渡辺 裕
福祉サービスを利用する者	瑞浪市長寿クラブ連合会	鈴木 久夫
市民代表	市民代表（公募）	加藤 真紀
市民代表	市民代表（公募）	中山 紀代美
地域福祉活動を支援する団体	瑞浪市民生委員・児童委員協議会	足立 賢治
地域福祉活動を支援する団体	瑞浪市ボランティア連絡協議会	伊藤 矛
地域福祉活動を支援する団体	NPO法人陶宅老所いちにのさん	河野 順子
福祉関連の業務に従事する者	社会福祉法人瑞浪市社会福祉協議会	○小栗 美智子
福祉関連の業務に従事する者	県立サニーヒルズみずなみ	森藤 由幸
福祉関連の業務に従事する者	4学童クラブ連絡協議会	小田川 真歩
見識を有する者	瑞浪市連合自治会	◎山田 幸男
見識を有する者	東濃保健所	北島 浩子
見識を有する者	土岐医師会	江口 研

◎：委員長

○副委員長

3 計画策定の経緯

月日	内容	
平成25年 11月7日	第1回 ワーキング委員会議	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケートについて ・アンケートの内容について
平成25年 12月1日～ 12月20日	アンケート調査	20歳以上の市民から無作為に抽出した2,500人と中学生2年生306人
平成26年 6月26日	第1回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状の交付、委員長及び副委員長の選出 ・第3期地域福祉計画の概要 ・アンケート調査結果報告
7月29日～ 8月26日	福祉懇談会	市内8地区（①瑞浪地区 ②土岐地区 ③明世地区 ④稻津地区 ⑤陶地区 ⑥釜戸地区 ⑦大湫地区 ⑧日吉地区）で地域住民を対象に実施
10月27日	団体ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア連絡協議会 ・主任児童委員会 ・ドリームプラザ ・手をつなぐ育成会
10月29日	団体ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会支部連絡協議会 ・4学童クラブ連絡協議会
10月30日	団体ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・長寿クラブ連合会
10月31日	第2回 ワーキング委員会議	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉懇談会の結果について ・第2期地域福祉計画の評価について
11月5日	団体ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・おむすびの会
11月7日	第2回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉懇談会の結果報告 ・団体ヒアリングの結果報告 ・第2期地域福祉計画施策実施状況 ・今後のスケジュール
11月28日	第3回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第3期瑞浪市地域福祉計画（素案）について ・今後のスケジュール
12月16日	第3回 ワーキング委員会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第3期地域福祉計画（素案）について
1月8日	第4回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第3期瑞浪市地域福祉計画（素案）について ・パブリックコメントについて ・今後のスケジュール
3月	第5回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第3期地域福祉計画（最終案）の承認について

4 アンケート調査結果

※調査結果の表示方法

- ・集計結果の%表示は、小数点以下第2位を四捨五入してありますので、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、すべての比率の合計が100.0%にならない場合があります。

(1) 一般成人調査結果

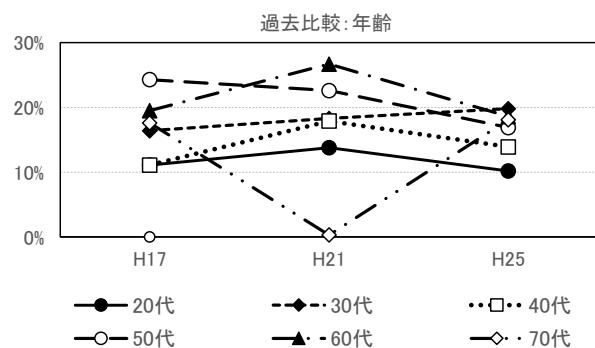
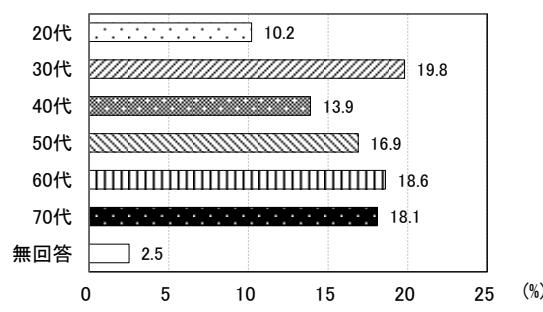
1. 回答者の属性について

問1 あなたの年齢についてお答えください。 (1つの番号に○)

年齢は、「30代」が19.8%と最も多く、次いで「60代」が18.6%、「70代」が18.1%となっています。

過去調査と比較すると、年齢間のばらつきは最も小さくなっています。各年齢の意向がほぼ均等に反映される構成となっています。平成21年調査では、「70代」が0.3%と非常に少なくなっています。

回答者数: 1,233

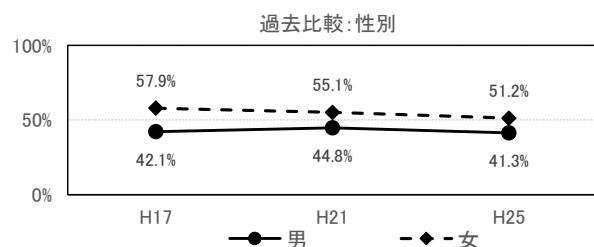
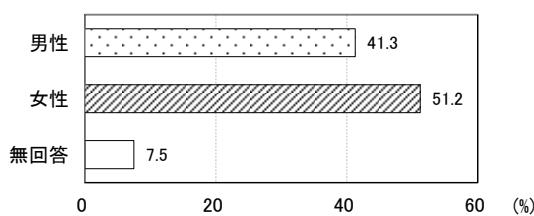


問2 あなたの性別についてお答えください。【どちらかに○】

性別は、「女性」が51.2%、「男性」が41.3%で「女性」が9.9ポイント上回っており、若干「女性」の意向が反映される構成となっています。

過去調査と比較すると、すべて「女性」が上回っていますが、今回調査では差が最も小さくなっています。

回答者数: 1,233

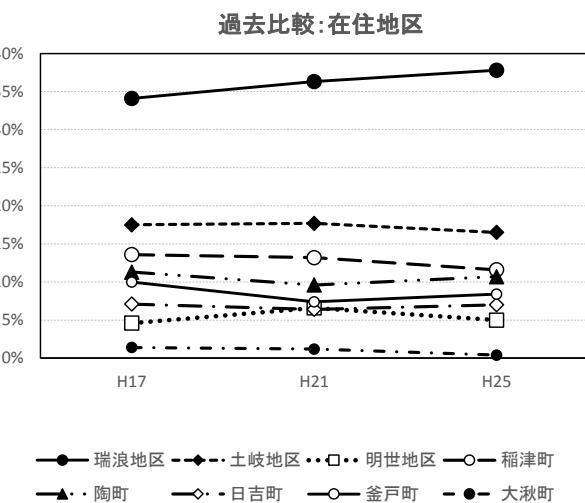
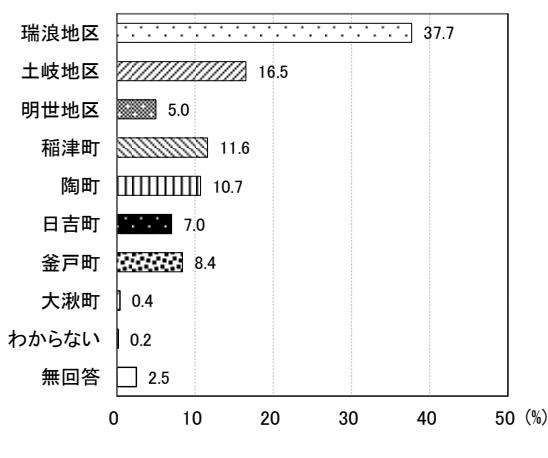


問3 あなたの住んでいる地区はどこですか。 (1つの番号に○)

居住地区は、「瑞浪地区」が37.7%と最も多く、次いで「土岐地区」が16.5%、「稻津町」が11.6%となっています。「瑞浪地区」の意向がやや反映される構成となっています。

過去調査と比較すると、「瑞浪地区」の割合が増加しており、他の地区の比率は大きな変化はありません。

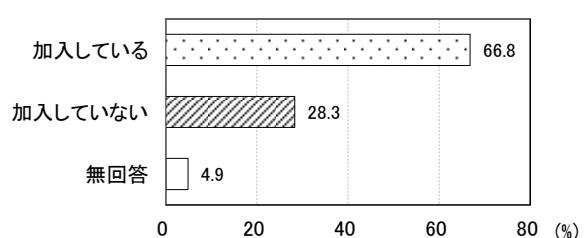
回答者数:1,233



問4 あなたは自治会に加入していますか。 (1つの番号に○)

自治会への加入は今回初めての調査で、「加入している」が66.8%、「加入していない」が28.3%で「加入している」が38.5ポイントと2倍以上上回っており、「加入している」の意向が反映される構成となっています。

回答者数:1,233

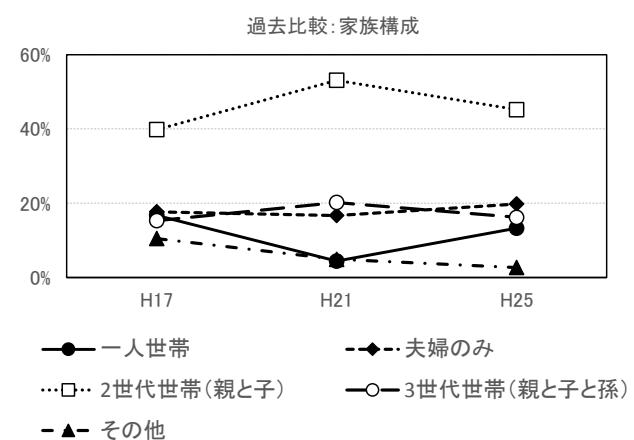
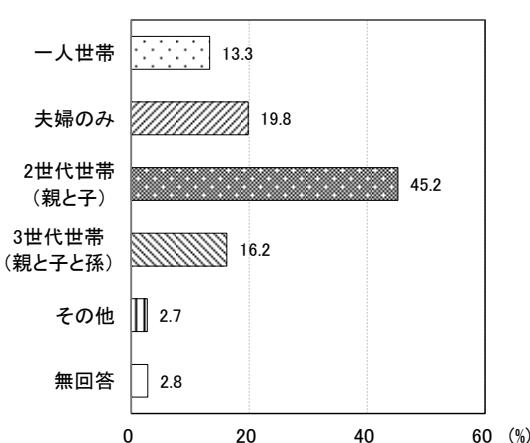


問5 あなたの家族構成についてお答えください。 (1つの番号に○)

家族構成は、「2世代世帯（親と子）」が45.2%と最も多く、次いで「夫婦のみ」が19.8%、「3世代世帯（親と子と孫）」が16.2%となっています。「2世代世帯（親と子）」の意向がやや反映される構成となっています。

過去調査と比較すると、今回調査は平成17年調査に近い構成となっています。

回答者数:1,233

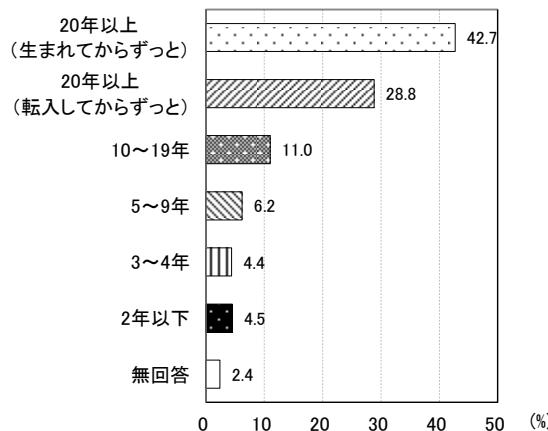


問6 瑞浪市に何年ぐらいお住まいですか。 (1つの番号に○)

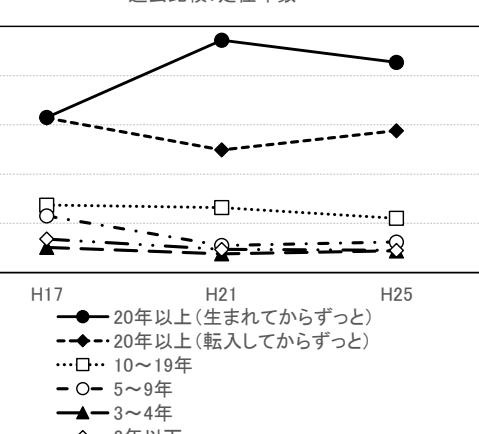
居住年数は、「20年以上（生まれてからずっと）」が42.7%と最も多く、次いで「20年以上（転入してからずっと）」が28.8%、「10～19年」が11.0%となっています。「20年以上」の意向が反映される構成となっています。

過去調査でも同様の構成となっています。

回答者数:1,233



過去比較: 定住年数

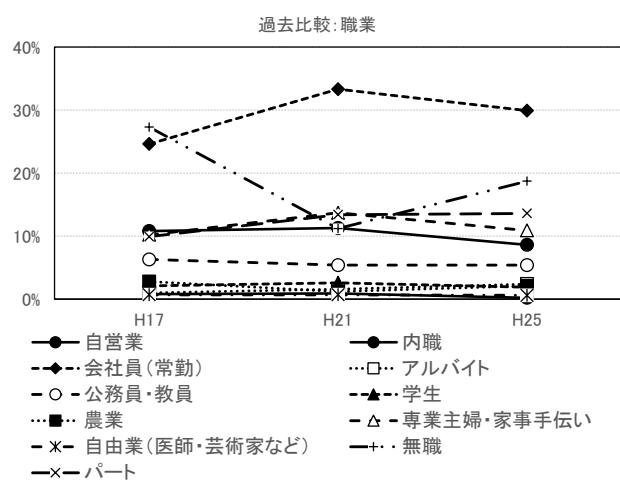
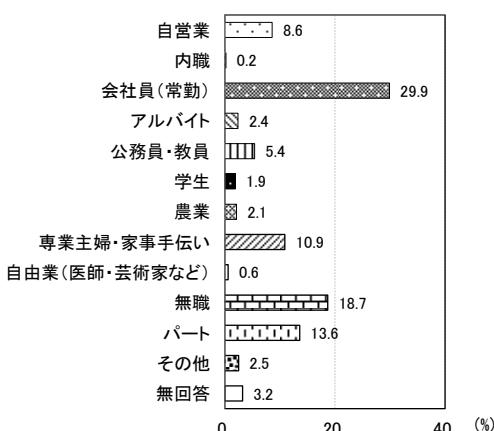


問7 あなたの職業についてお答えください。（1つの番号に○）

職業は、「会社員（常勤）」が29.9%と最も多く、次いで「無職」が18.7%、「パート」が13.6%となっています。「会社員（常勤）」「無職」の意向が反映される構成となっています。

過去調査と比較すると、平成17年調査では「無職」と「会社員（常勤）」の割合が多く、平成21年調査では「会社員（常勤）」の割合が他の職業に比較して非常に多く、今回調査では「会社員（常勤）」の割合が多いものの、「無職」の割合もやや多くなっています。

回答者数:1,233



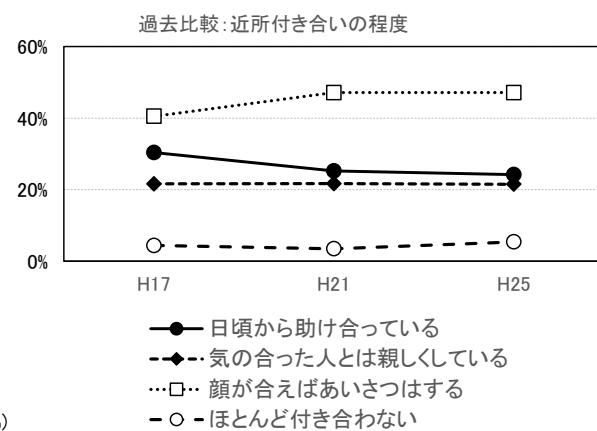
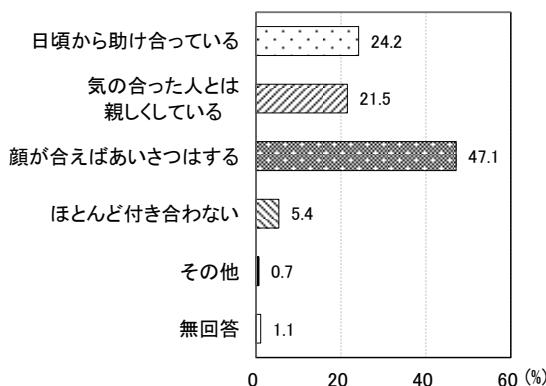
2. あなたの日常生活のことについて

問8 近所の人とは、どの程度付き合いをしていますか。（1つの番号に○）

近所付き合いの程度は、「顔が合えばあいさつはする」が47.1%と最も多く、次いで「日頃から助け合っている」が24.2%、「気の合った人とは親しくしている」が21.5%となっています。9割以上の方は何らかの付き合いをしていますが、「ほとんど付き合わない」も約5%みえます。

過去調査と比較すると、深い付き合いが減少し、表面的な付き合いが増加しています。また「ほとんど付き合わない」方は、わずかですが増加しています。全体的に付き合いの程度が浅くなってきています。

回答者数:1,233

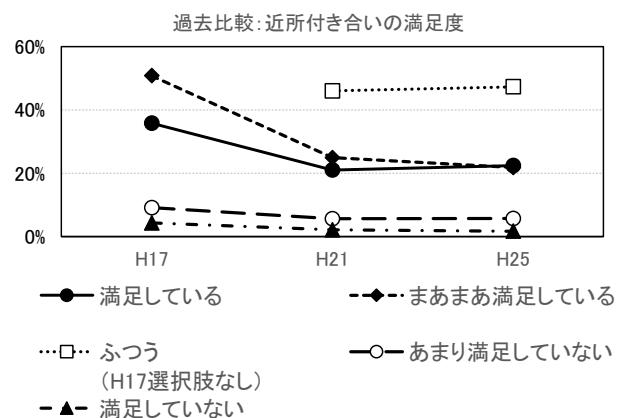
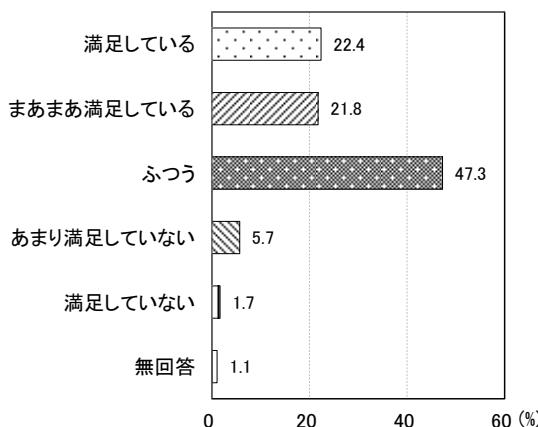


問9 近所の人との付き合いに満足していますか。 (1つの番号に○)

近所付き合いの満足度は、「ふつう」が47.3%で最も多く、次いで「満足している」が22.4%、「まあまあ満足している」が21.8%となっています。

過去調査と比較すると、満足層（満足している+まあまあ満足している）は、平成17年が86.6%（平成17年は「ふつう」の選択肢がないため大きくなっている）、平成21年が45.9%、今回調査が44.2%で減少しています。

回答者数:1,233

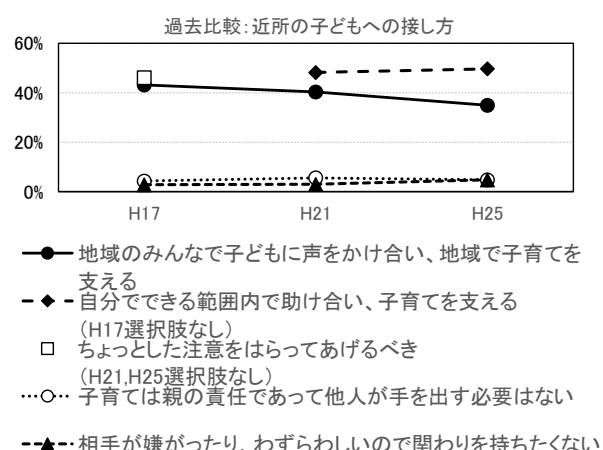
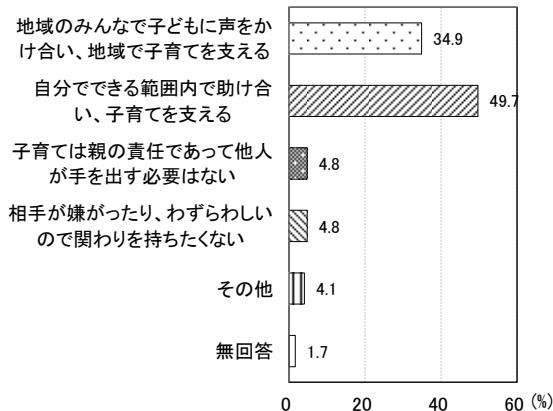


問10 あなたは、近所の子どもに対してどのように接するとよいと思いますか。
(1つの番号に○)

近所の子どもへの接し方は、「自分ができる範囲で助け合い、子育てを支える」が49.7%で最も多く、次いで「地域のみんなで子どもに声をかけ合い、地域で子育てを支える」が34.9%となっています。

過去調査と比較すると、「地域のみんなで子どもに声をかけ合い、地域で子育てを支える」が減少しています。

回答者数:1,233



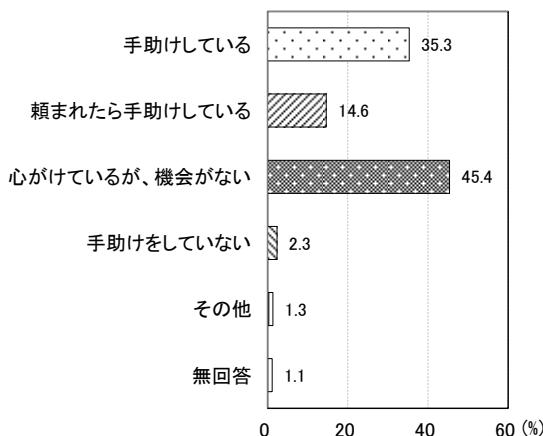
問11 あなたは、まちで困っている人を見かけた時、手助けをしていますか。

(例：荷物を持ってあげる バスや電車で席を譲るなど) (1つの番号に○)

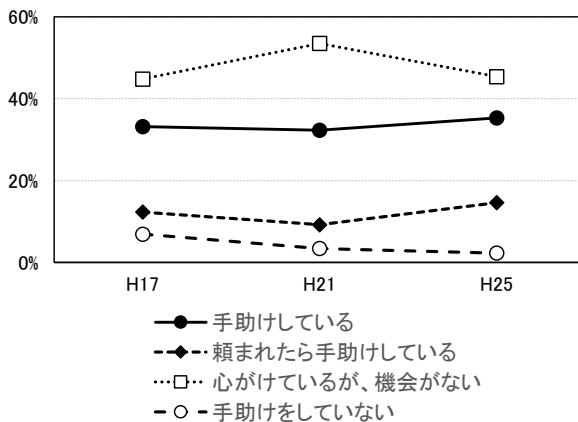
困っている人への手助けは、「心がけているが、機会がない」が45.4%で最も多く、次いで「手助けをしている」が35.3%、「頼まれたら手助けしている」が14.6%となっています。

過去調査と比較すると、手助けするが増加し、手助けをしないが減少しており、良い傾向を示しています。

回答者数:1,233



過去比較: 困っている人への手助け



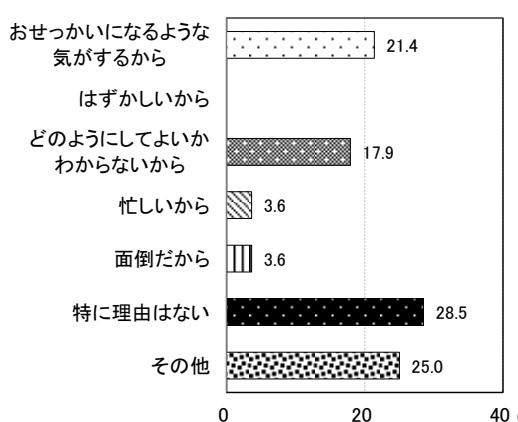
問11-1 問11で「4手助けをしていない」と答えた方にお聞きします。

「手助けをしていない」理由は何ですか。 (1つの番号に○)

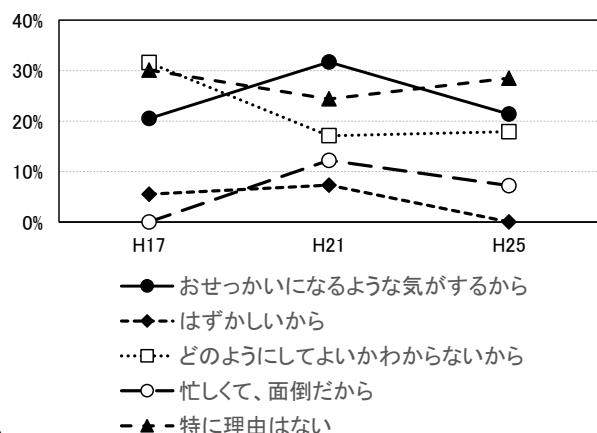
手助けをしない理由は、「特に理由はない」が28.5%で最も多く、次いで「その他」が25.0%となっています。回答者数が28人と少ないため、参考データとします。

過去調査での回答者は、平成17年が73人、平成21年が41人で、「手助けをしていない」方は減少しています。

回答者数:28



過去比較: 手助けをしない理由

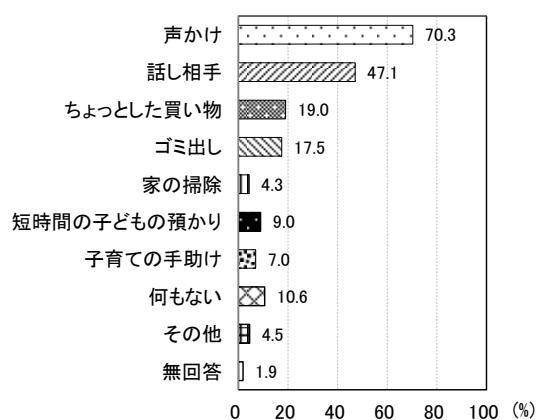


問12 地域で介護や子育てなどで困っている世帯があったら、あなたができることは何ですか。（あてはまるすべての番号に○）

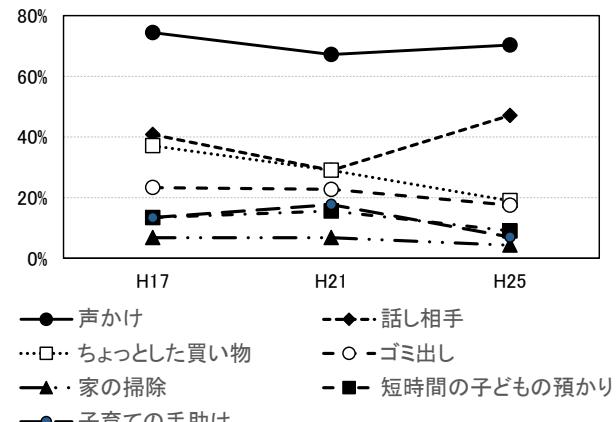
困っている世帯への支援内容は、「声かけ」が70.3%で最も多く、次いで「話し相手」が47.1%、「ちょっとした買い物」が19.0%となっています。

過去調査と比較すると、「声かけ」はほぼ横ばい、「話し相手」は増加、「ちょっとした買い物」は減少しています。

回答者数:1,233 回答総数:2,358



過去比較: 困っている世帯への支援内容

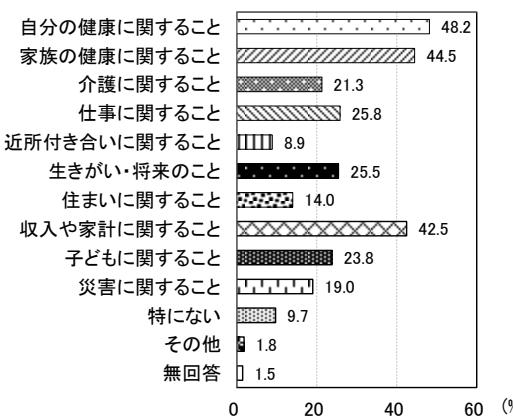


問13 あなたは、毎日の暮らしの中で、どのような悩みや不安を感じていますか。
(あてはまるすべての番号に○)

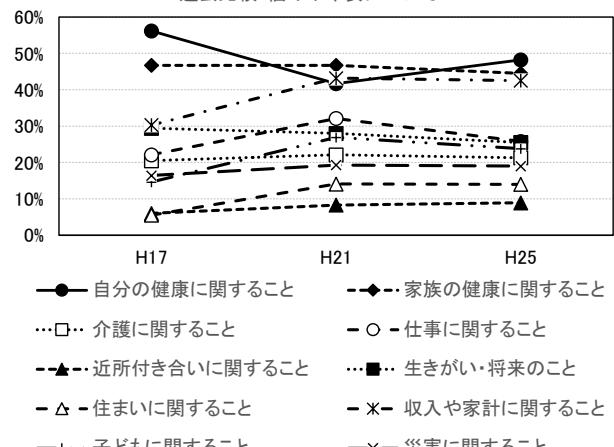
日常生活での悩みや不安は、「自分の健康に関するこ」が48.2%で最も多く、次いで「家族の健康に関するこ」が44.5%、「収入や家計に関するこ」が42.5%となっています。

過去調査との比較では、上記3項目の差が最も小さくなっています。

回答者数:1,233 回答総数:3,533



過去比較: 悩みや不安について

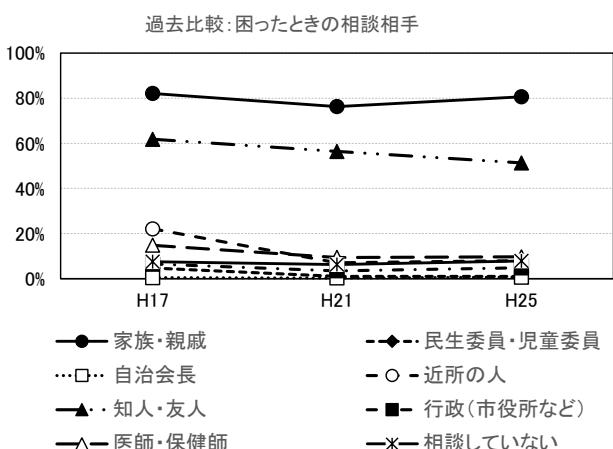
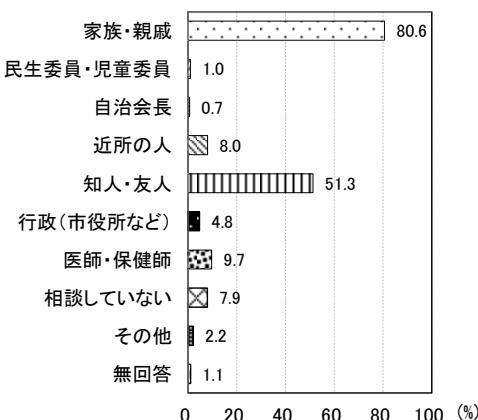


問14 あなたは困ったとき、誰に相談していますか。（あてはまるすべての番号に○）

困ったときの相談相手は、「家族・親戚」が80.6%で最も多く、次いで「知人・友人」が51.3%となっています。他の項目の占める割合は少ないです。

過去調査と比較すると、上記2項目が上位ですが、「知人・友人」が減少しています。

回答者数:1,233 回答総数:2,063



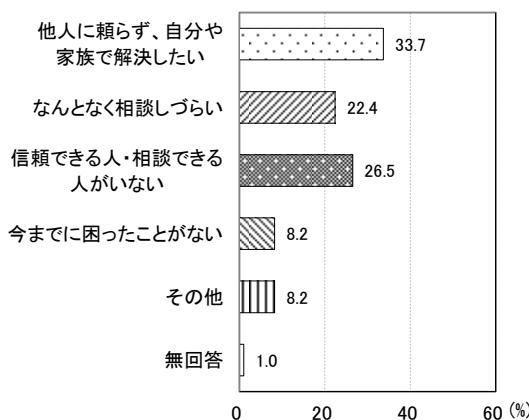
問14-1 問14で「8 相談していない」と答えた方にお聞きします。

相談していない理由はなんですか。（1つの番号に○）

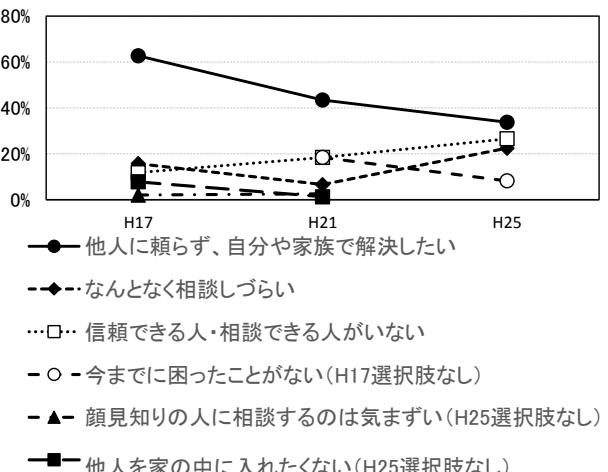
相談していない理由の回答者は98名で、「他人に頼らず、自分や家族で解決したい」が33.7%で最も多く、次いで「信頼できる人・相談できる人がいない」が26.5%となっています。

過去調査と比較すると、今回調査では突出した理由はなく、種々の理由に分散しています。特に「他人に頼らず、自分や家族で解決したい」は減少しています。

回答者数:98



過去比較: 相談していない理由

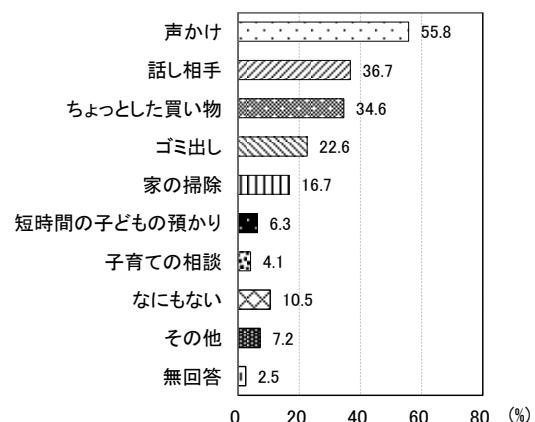


問15 あなたが高齢や病気、事故などで日常生活が不自由になったとき、地域に何をしてほしいですか。（あてはまるすべての番号に○）

日常生活が不自由になった時に地域でしてほしいことは、「声かけ」が 55.8%で最も多く、次いで「話し相手」が 36.7%、「ちょっとした買い物」が 34.6%となっています。

平成 17 年、平成 21 年、今回調査では、選択肢が毎回異なるため、過去比較はできませんでした。

回答者数:1,233 回答総数:2,063



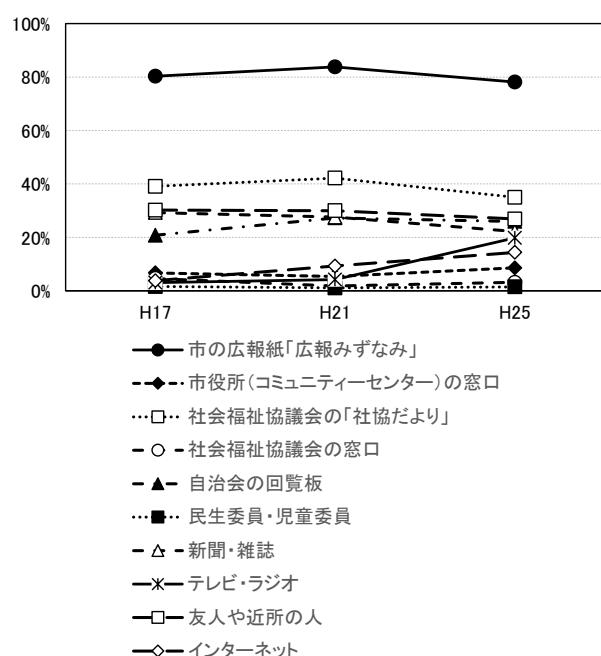
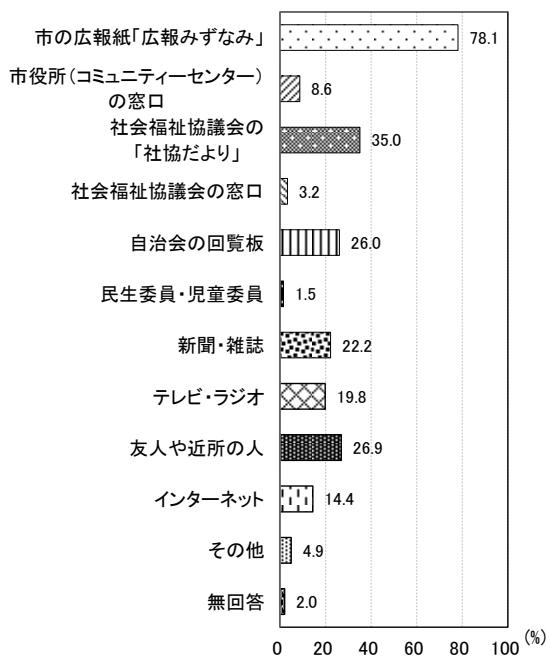
問16 あなたは、福祉サービスに関する情報をどこから入手していますか。
(あてはまるすべての番号に○)

福祉サービス情報の入手先は、「市の広報紙「広報みずなみ」」が 78.1%で最も多く、次いで「社会福祉協議会の「社協だより」」が 35.0%、「友人や近所の人」が 26.9%となっています。

過去調査と比較すると、大きな変化はありません。

回答者数:1,233 回答総数:2,993

過去比較:福祉サービスの情報の入手先

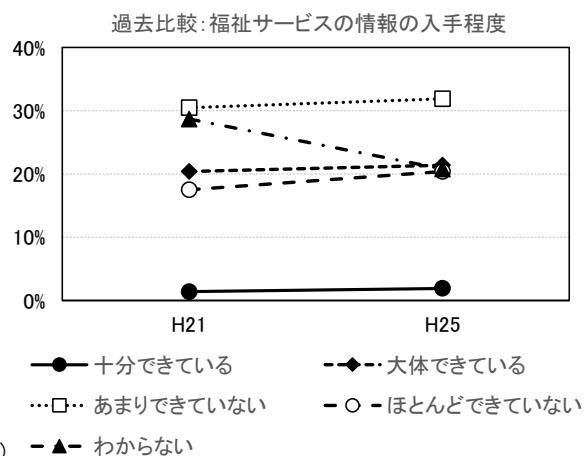
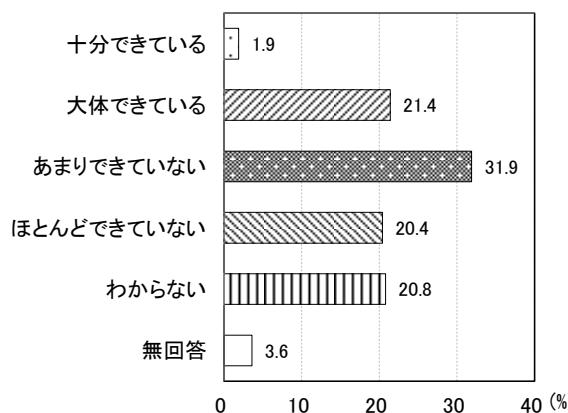


問17 あなたは、自分にとって必要な福祉サービスの情報をどの程度入手できていますか。 (1つの番号に○)

福祉サービスの情報の入手程度は、「あまりできていない」が31.9%最も多く、「できる」(十分できっている+大体できている)は23.3%となっています。

過去調査と比較すると、「できている」は平成21年が21.8%で、平成25年はわずかに1.5ポイント増加しています。

回答者数:1,233



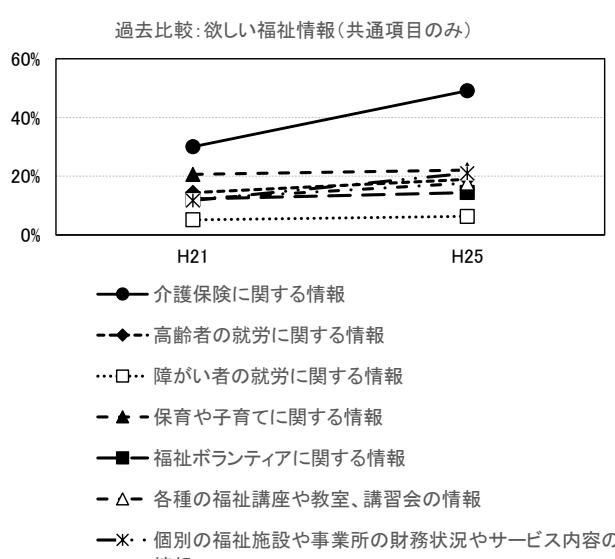
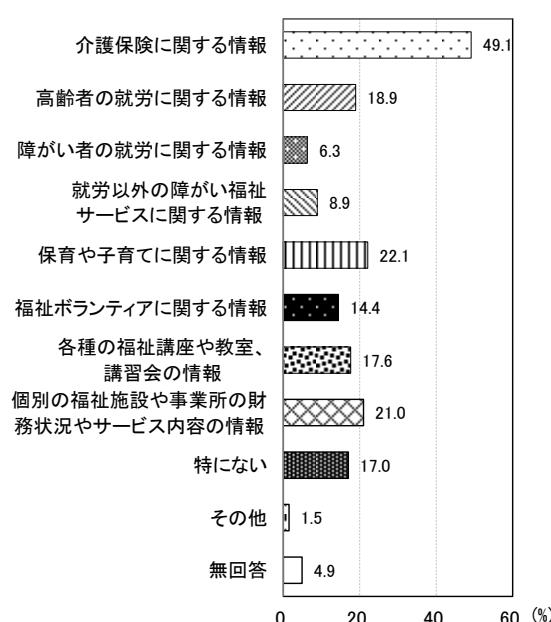
問18 あなたは福祉に関してどのような情報を得たいですか。

(あてはまるすべての番号に○)

福祉に関して欲しい情報は、「介護保険に関する情報」が49.1%最も多く、「保育や子育てに関する情報」が22.1%となっています。

過去調査と共に項目で比較すると、「介護保険に関する情報」が増加していますが、他項目には大きな変化はありません。

回答者数:1,233 回答総数:2,242



問19 あなたはお住まいの地域の生活環境をどのようにお考えですか。

(以下の各項目について、あてはまる番号に○)

住まい地域の生活環境は、下記の方法により 5 段階の得点を付け、平均得点を評価点として算出しました。評価点は、+2 点に近いほど“良い評価”が高く、逆に-2 点に近いほど“良い評価”が低いことを示しています。

$$\text{評価点} = \frac{\{ \text{「大変良い」の回答数} \times (+2 \text{ 点}) + \text{「良い」の回答数} \times (+1 \text{ 点}) + \text{「普通」の回答数} \times (0 \text{ 点}) + \text{「悪い」の回答数} \times (-1 \text{ 点}) + \text{「大変悪い」の回答数} \times (-2 \text{ 点}) \}}{\text{回答者数}}$$

住まい地域の生活環境の評価点は、今回調査ではプラス評価項目が 4 項目（平成 21 年は 4 項目）、マイナス評価項目が 5 項目（平成 21 年は 5 項目）となっています。

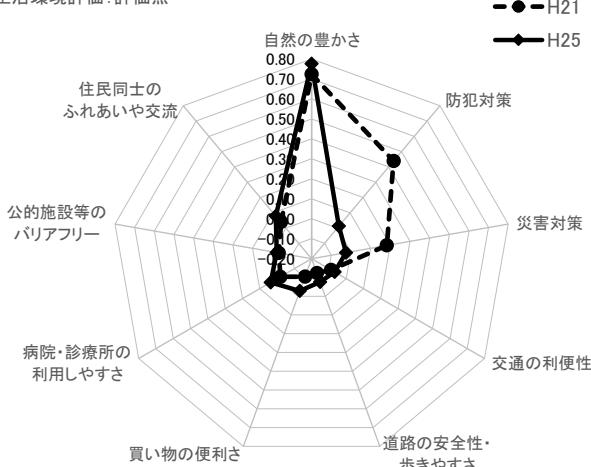
過去調査と比較すると、マイナス評価からプラス評価となった項目は「病院・診療所の利用しやすさ」、逆にプラス評価からマイナス評価となった項目は「災害対策」となっています。評価点がアップした項目は 7 項目、ダウンした項目は 2 項目となっています。アップした項目の評価点差は 0.1 点未満ですが、ダウンした項目の評価点差は「防犯対策」が 0.43 点、「災害対策」が 0.21 点と大幅なダウンとなっています。

評価点比較

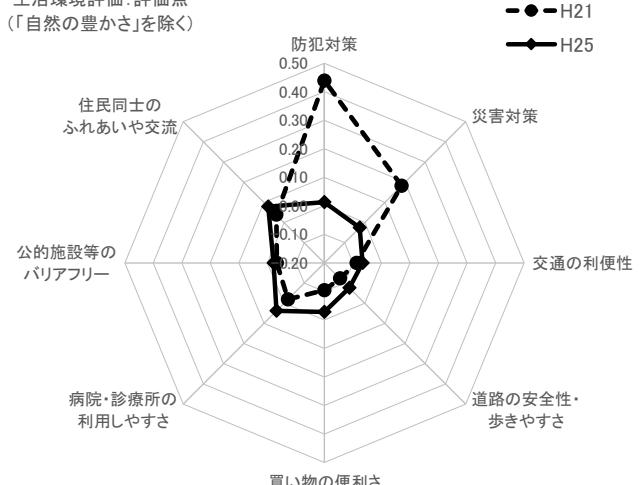
(点)

項目	H21	H25	H25-H21
自然の豊かさ	0.72	0.78	0.06
防犯対策	0.44	0.01	-0.43
災害対策	0.18	-0.03	-0.21
交通の利便性	-0.09	-0.07	0.02
路の安全性・歩きやすさ	-0.12	-0.08	0.04
買い物の便利さ	-0.10	-0.03	0.07
病院・診療所の利用しやすさ	-0.02	0.04	0.06
公的施設等のバリアフリー	-0.03	-0.02	0.01
住民同士のふれあいや交流	0.04	0.08	0.04

生活環境評価: 評価点



生活環境評価: 評価点
(「自然の豊かさ」を除く)



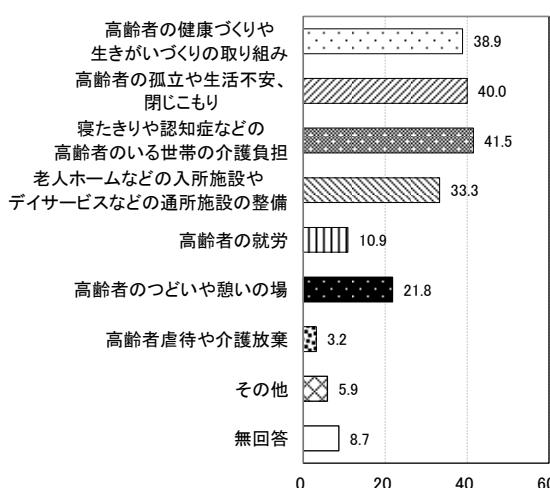
問20 あなたがお住まいの地域が抱えている課題は何だと思いますか。
(各分野ごとに、3つまで番号に○)

●高齢者分野の課題

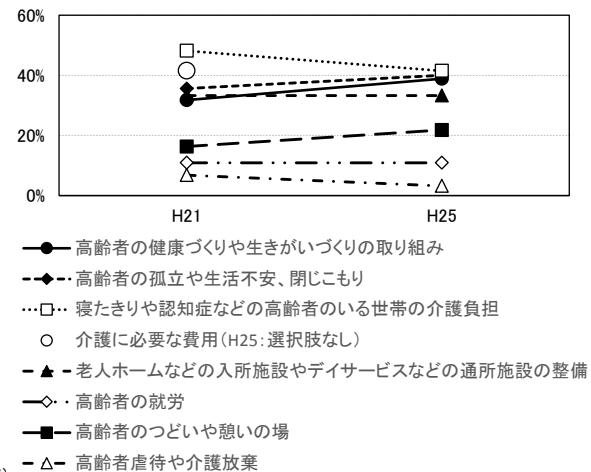
高齢者分野の課題は、「寝たきりや認知症などの高齢者のいる世帯の介護負担」が41.5%で最も多く、次いで「高齢者の孤立や生活不安、閉じこもり」が40.0%、「高齢者の健康づくりや生きがいづくりの取り組み」が38.9%となっています。

過去調査と比較すると、「寝たきりや認知症などの高齢者のいる世帯の介護負担」が減少し、「高齢者の孤立や生活不安、閉じこもり」「高齢者の健康づくりや生きがいづくりの取り組み」が増加しています。

回答者数:1,233 回答総数:2,043



過去比較: 地域における課題: 高齢者分野

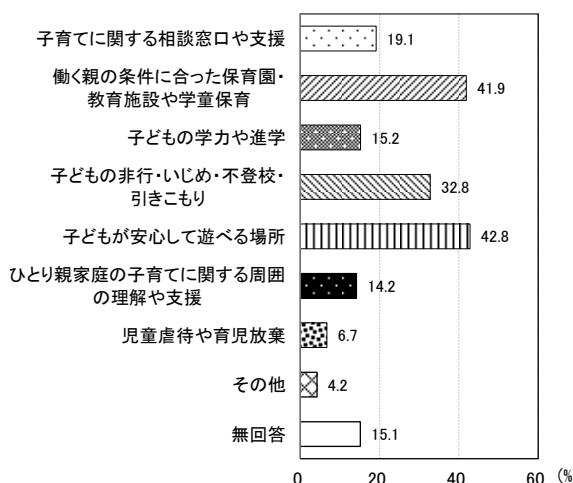


●子育て分野の課題

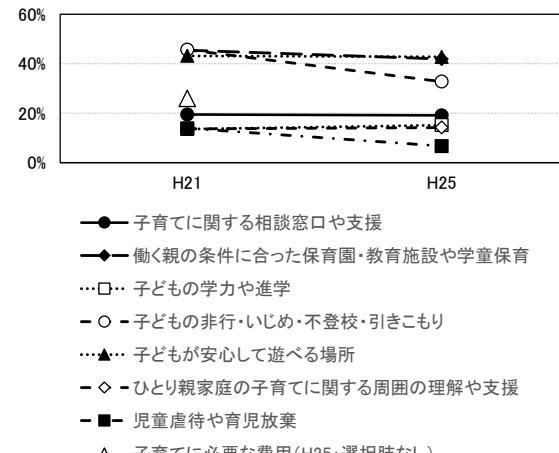
子育て分野の課題は、「子どもが安心して遊べる場所」が42.8%で最も多く、次いで「働く親の条件に合った保育園・教育施設や学童保育」が41.9%、「子どもの非行・いじめ・不登校・引きこもり」が32.8%となっています。

過去調査と比較すると、「子どもの非行・いじめ・不登校・引きこもり」が減少しています。

回答者数:1,233 回答総数:1,921



過去比較: 地域における課題: 子育て分野

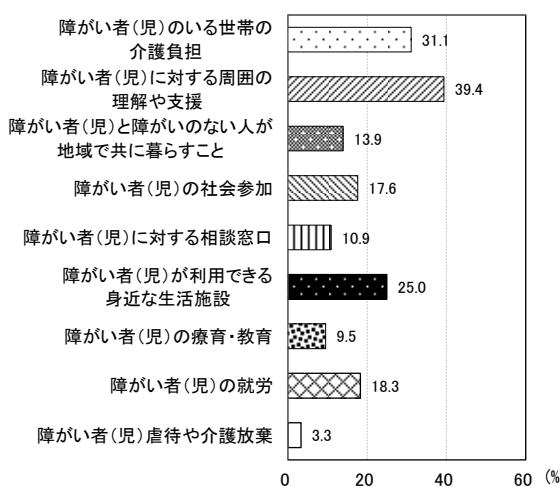


●障がい者（児）分野の課題

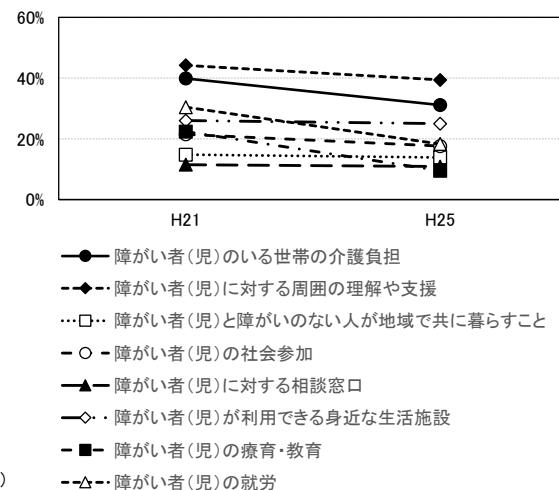
障がい者（児）分野の課題は、「障がい者（児）に対する周囲の理解や支援」が39.4%で最も多く、次いで「障がい者（児）のいる世帯の介護負担」が31.1%、「障がい者（児）が利用できる身近な生活施設」が25.0%となっています。

過去調査と比較すると、全体的に減少しています。

回答者数:1,233 回答総数:1,938



過去比較: 地域における課題: 障がい者(児)分野



3. 地域活動について

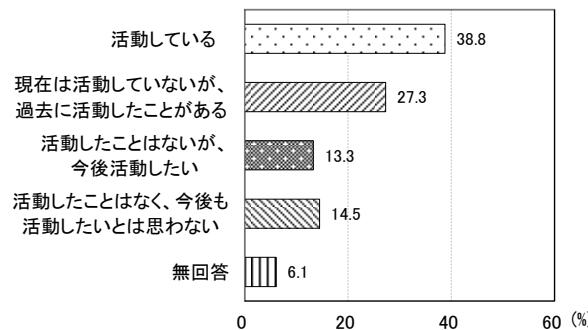
問21 あなたは、自治会や子ども会などの地域活動をしていますか。

（1つの番号に○）

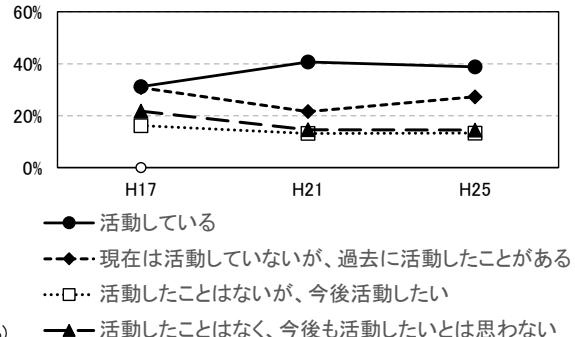
地域活動参加状況は、「活動している」が38.8%で最も多く、次いで「現在は活動していないが、過去に活動したことがある」が27.3%で活動経験者は66.1%となっています。

過去調査と比較すると、活動経験者は平成17年で62.0%、平成21年で62.3%と増加しています。

回答者数:1,233



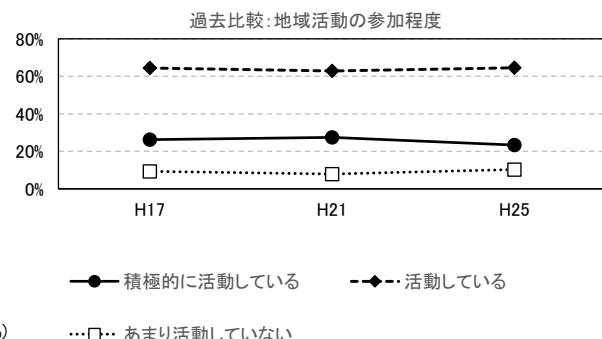
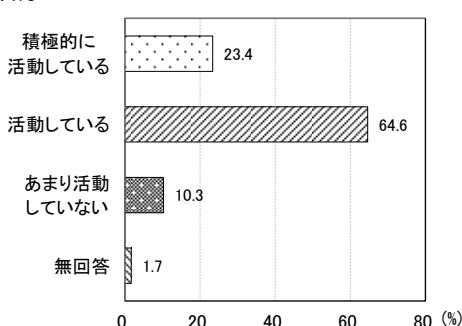
過去比較: 地域活動の参加



問21-1 問21で「1 活動している」と答えた方にお聞きします。
どの程度活動をしていますか。（1つの番号に○）

活動の程度は、「活動している」が64.6%で最も多く、次いで「積極的に活動している」が23.4%となっています。「あまり活動していない」方は約1割強みえます。
過去調査と比較すると、大きな変化はありません。

回答者数:478

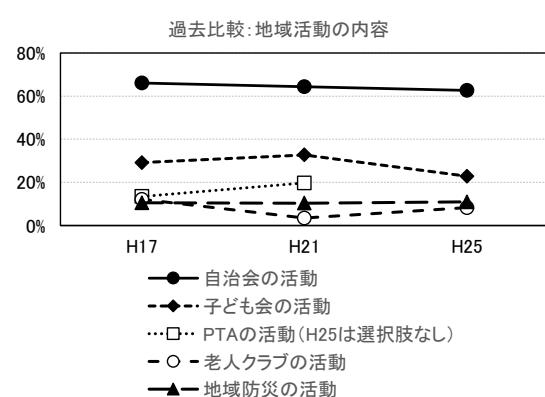
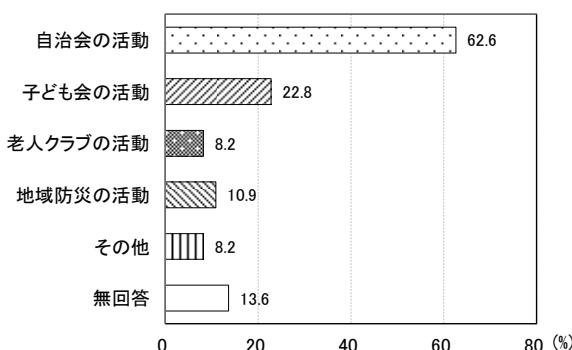


問21-2 問21で「1 活動している」と答えた方にお聞きします。
どんな活動をしていますか。（あてはまるものすべての番号に○）

活動の内容は、「自治会の活動」が62.6%で最も多く、次いで「子ども会の活動」が22.8%、「地域防災の活動」が10.9%となっています。

過去調査との比較では、「自治会の活動」「子ども会の活動」が減少し、「老人クラブの活動」が少し増加しています。

回答者数:478 回答総数:603

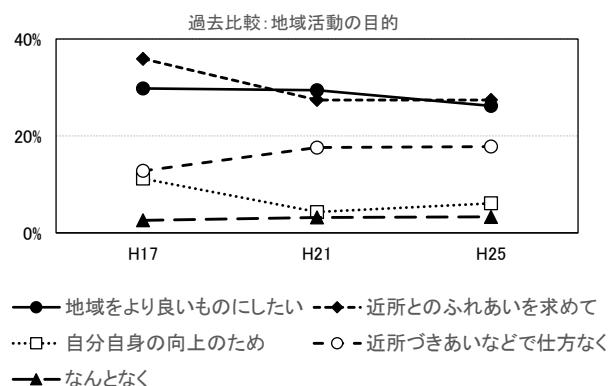
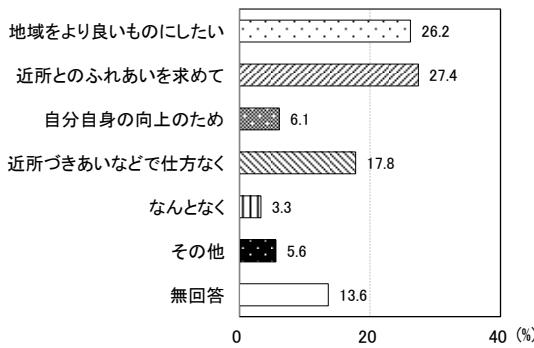


問21-3 問21で「1 活動している」と答えた方にお聞きします。
どのような目的で活動していますか。（1つの番号に○）

活動の目的は、「近所とのふれあいを求めて」が27.4%で最も多く、次いで「地域をより良いものにしたい」が26.2%、「近所づきあいで仕方なく」が17.8%となっています。

過去調査との比較では、積極的な目的（地域を良くしたい、近所とのふれあい）が減少し、消極的な目的（仕方なく、なんとなく）が増加しています。

回答者数:478

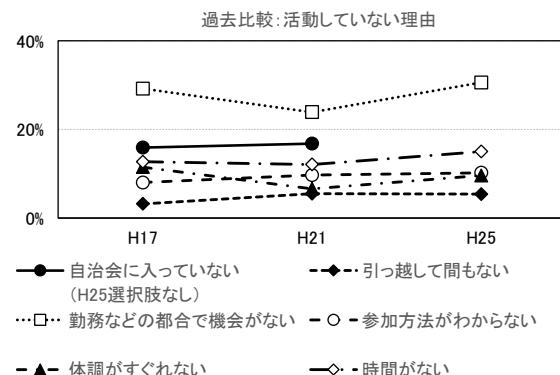
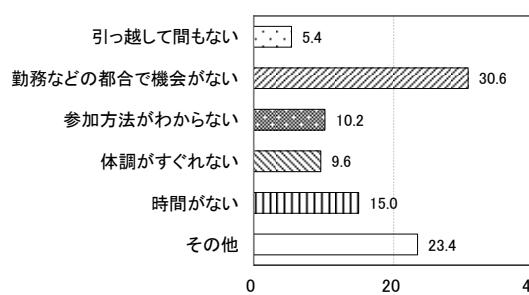


問21-4 問21で「2 現在は活動していないが、過去に活動したことがある」「3活動したことがないが、今後活動したい」と答えた方にお聞きします。現在活動していない理由は何ですか。（1つの番号に○）

活動していない理由は、「勤務などの都合で機会がない」が30.6%で最も多く、次いで「時間がない」が15.0%、「参加方法がわからない」が10.2%となっています。

過去調査との比較では、「勤務などの都合で機会がない」が1位となっています。今回調査では選択肢がない「自治会に入っていない」が過去調査では2位となっています。「参加方法がわからない」が少しですが増加しており、PR活動が必要と思われます。

回答者数:501

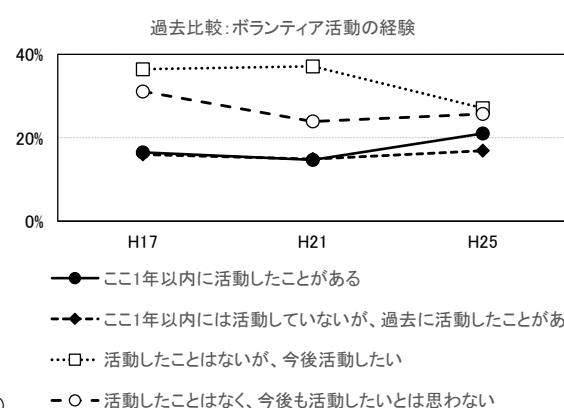
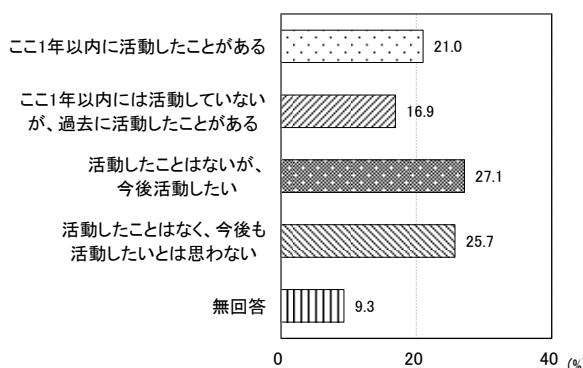


問22 あなたはボランティア活動をしていますか。【1つの番号に○】

ボランティア活動の経験では、「経験している」(現在+過去)方が37.9%となっています。

過去調査と比較すると、「経験している」は平成17年で32.5%、平成21年で29.6%と減少しましたが、今回調査では増加しています。

回答者数:1,233

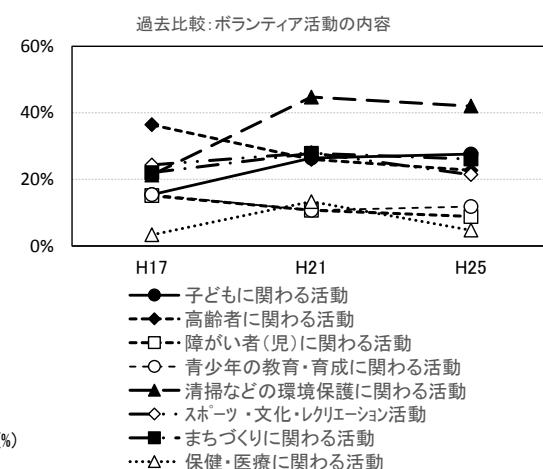
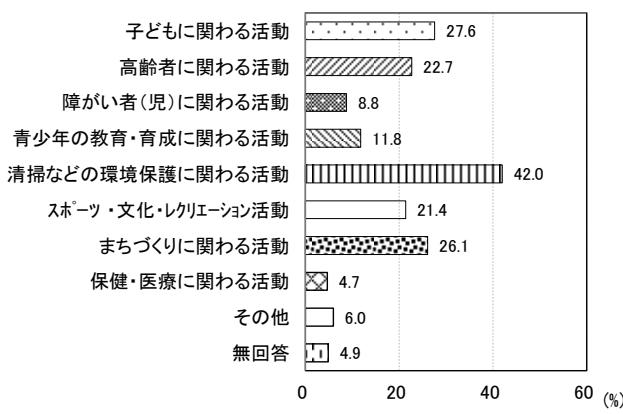


問22-1 問22で「1 ここ1年内に活動したことがある」「2 ここ1年内には活動していないが、過去に活動したことがある」と答えた方にお聞きします。どのようなボランティア活動をしていますか。【あてはまるものすべての番号に○】

ボランティア活動の内容は、「清掃などの環境保護に関わる活動」が42.0%で最も多く、次いで「子どもに関わる活動」が27.6%、「まちづくりに関わる活動」が26.1%となっています。

過去調査との比較では、「清掃などの環境保護に関わる活動」は平成21年で大きく増加しましたが、今回調査では減少しています。「子どもに関わる活動」は毎回増加しています。「高齢者に関わる活動」は毎回減少しています。

回答者数:467 回答総数:822



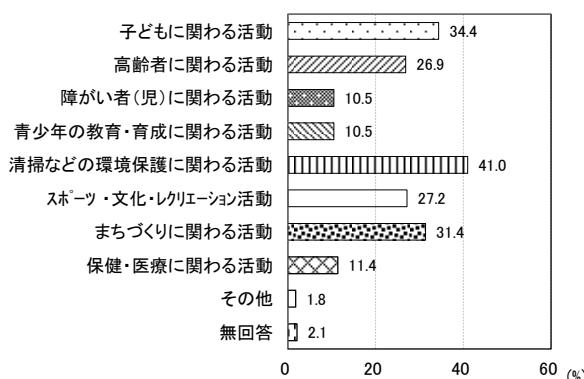
問 22-2 問22で「3 活動したことはないが、今後活動したい」と答えた方にもお聞きします。今後、どのようなボランティア活動に参加したいと思いますか。

【あてはまるものすべての番号に○】

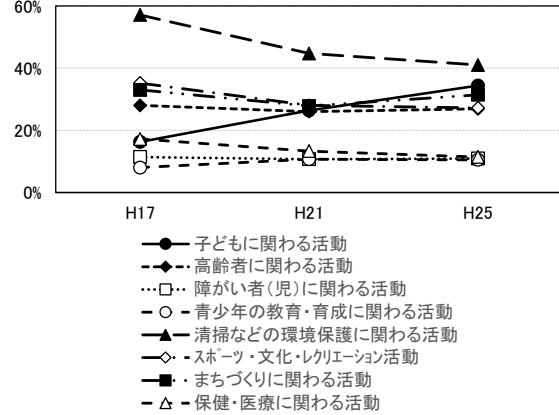
今後参加したいボランティア活動内容は、「清掃などの環境保護に関わる活動」が41.0%で最も多く、次いで「子どもに関わる活動」が34.4%、「まちづくりに関わる活動」が31.4%となっています。

過去調査との比較では、「清掃などの環境保護に関わる活動」は毎回減少し、「子どもに関わる活動」は毎回増加しています。

回答者数:334 回答総数:659



過去比較: 今後参加したいボランティア活動内容

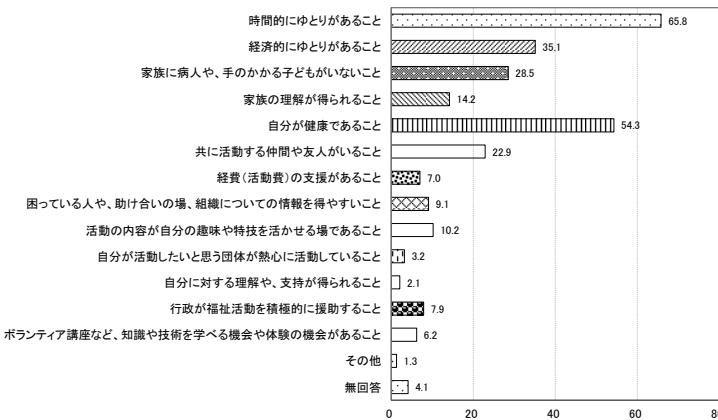


問 23 地域の中のボランティア活動をすすめていく上で、必要な条件はどのようなことだと思いますか。 【3つまで番号に○】

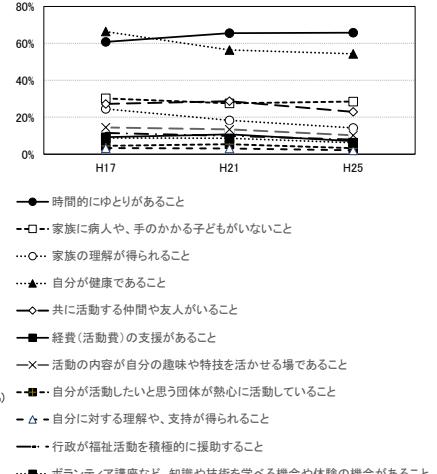
ボランティア活動をすすめるための必要条件は、「時間的にゆとりがあること」が65.8%で最も多く、次いで「自分が健康であること」が54.3%、「経済的にゆとりがあること」が35.1%となっています。

過去調査と比較すると、平成21年から「時間的にゆとりがあること」が1位、「経済的にゆとりがあること」が2位となっています。他項目は大きな変化はありません。

回答者数:1,233 回答総数:3,350



過去比較:ボランティア活動をすすめるための条件(共通項目)

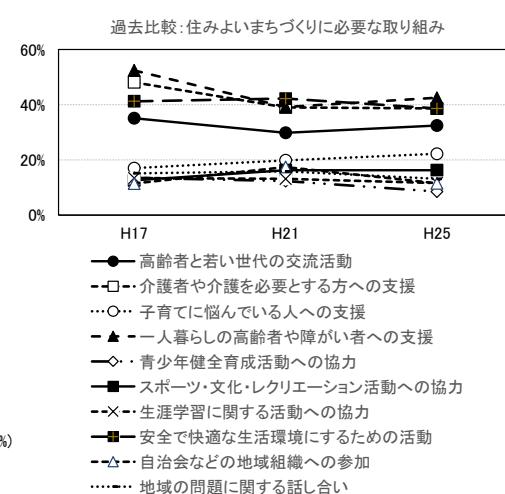
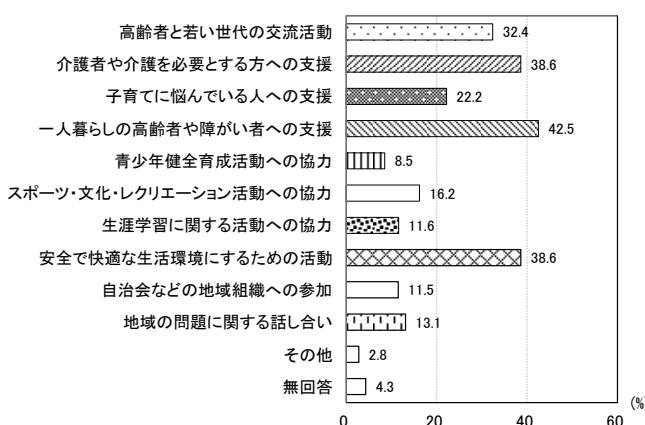


問 24 今後、住みよいまちにするために、どのような活動があるとよいと思いますか。
【3つまで番号に○】

住みよいまちへの活動内容は、「ひとり暮らしの高齢者や障がい者への支援」が42.5%で最も多く、次いで「介護者や介護を必要とする方への支援」「安全で快適な生活環境にするための活動」が38.6%となっています。

過去調査と比較すると、今回調査では項目間の差が小さくなっています。突出した活動内容がなくなっています。

回答者数:1,233 回答総数:2,988



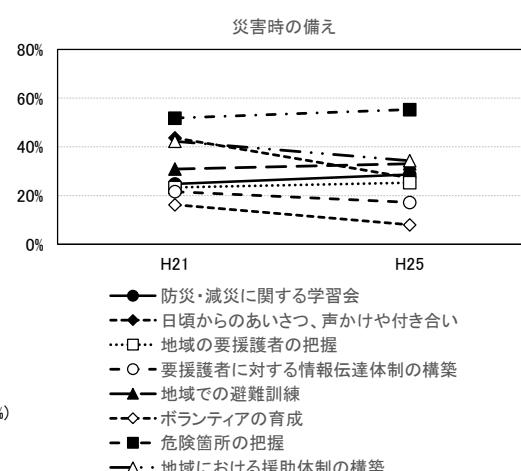
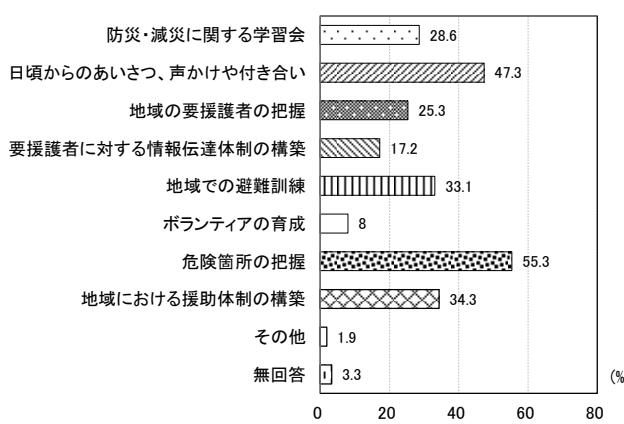
4. 災害時における助け合いについて

問 25 東海地震や東南海地震等が懸念される中で、災害時における地域の助け合いは、非常に重要なことです。あなたの住む地域における災害時の備えとして、どんなことが重要だと思いますか。【3つまで番号に○】

災害時の備えは、「危険箇所の把握」が55.3%で最も多く、次いで「日頃からのあいさつ、声かけや付き合い」が47.3%、「地域における援助体制の構築」が34.3%となっています。

過去調査と比較すると、「危険箇所の把握」「地域での避難訓練」「防災に関する学習会」などが増加し、「日頃からのあいさつ、声かけや付き合い」「地域における援助体制の構築」「ボランティアの育成」などが減少しています。予防的な備えが増加しています。

回答者数:1,233 回答総数:3,136



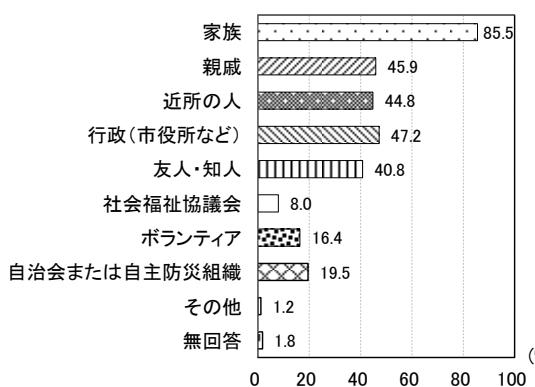
問26 被災直後の生活において、あなたは誰を頼りにしますか。

【あてはまるすべての番号に○】

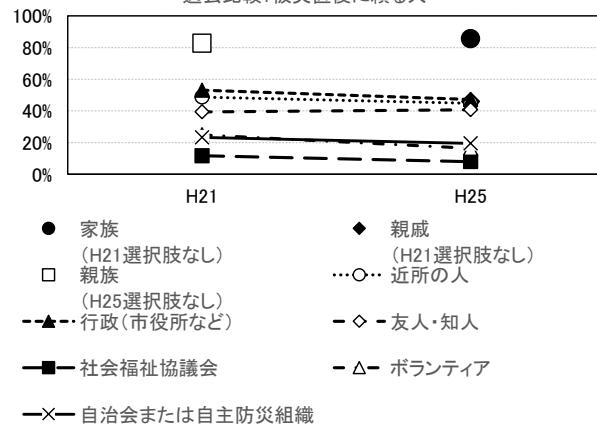
災害直後にたよる人は、「家族」が85.5%で最も多く、次いで「行政」が47.2%、「親戚」が45.9%となっています。

過去調査との比較では、前回は「家族」「親戚」を合わせた「親族」が選択肢でした。

回答者数:1,233 回答総数:3,836



過去比較:被災直後に頼る人



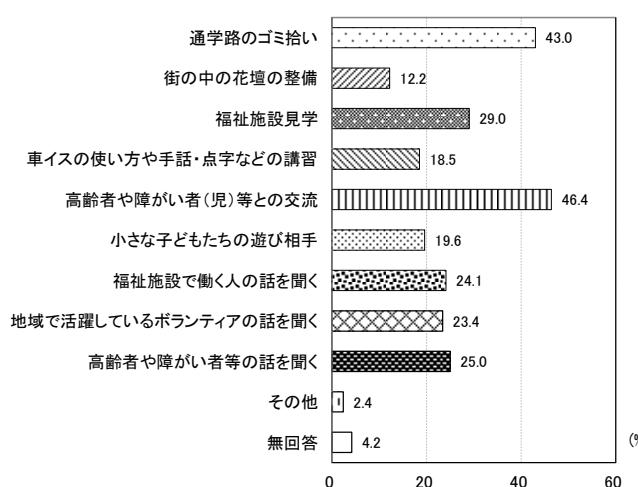
5. 福祉教育について

問27 学校の福祉教育で行うとよいと思うことは何ですか。【3つまで番号に○】

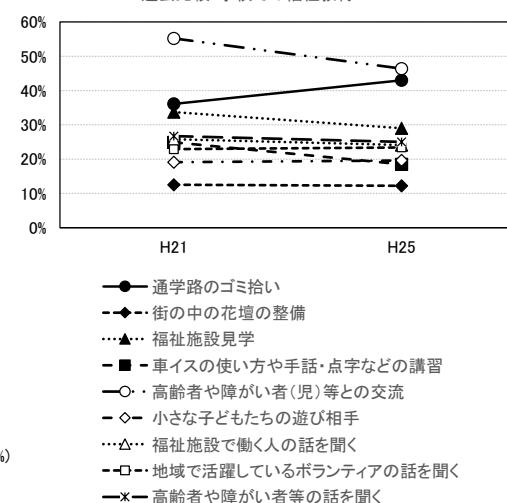
学校での福祉教育は、「高齢者や障がい者（児）等との交流」が46.4%で最も多く、次いで「通学路のごみ拾い」が43.0%、「福祉施設見学」が29.0%となっています。

過去調査と比較すると、「高齢者や障がい者（児）等との交流」「福祉施設見学」が減少し、「通学路のごみ拾い」が増加し、項目間の差が小さくなっています。

回答者数:1,233 回答総数:3,056



過去比較:学校での福祉教育

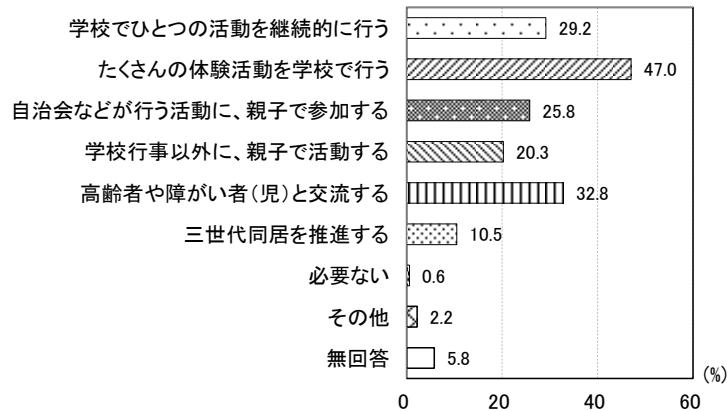


問28 子どもたちの福祉の心を育てるためには、どのような取り組みが必要だと思いますか。
【2つまで番号に○】

子どもたちに福祉の心を育てるための取り組みは、「たくさん の体験活動を学校で行う」が 47.0%で最も多く、次いで「高齢者や障がい者(児)と交流する」が 32.8%、「学校でひとつの活動を継続的に行う」が 29.2%となっています。

過去調査との比較では、平成21年と平成25年で選択肢が異なるため比較できませんでした。

回答者数:1,233 回答総数:2,147

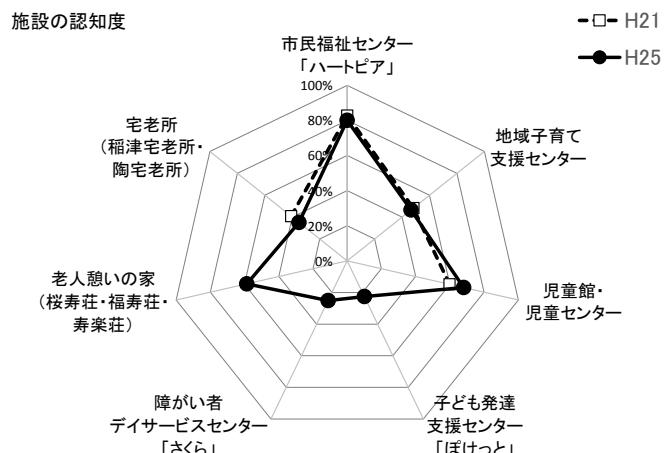


6. 福祉とこれからの瑞浪市について

問29 瑞浪市にある次の施設を知っていますか。
【以下の各項目について、あてはまる番号に○】

施設の認知度は以下のとおりです。

施設名	H21	H25
市民福祉センター 「ハートピア」	82.8%	80.1%
地域子育て 支援センター	48.2%	46.5%
児童館・ 児童センター	59.8%	68.1%
子ども発達 支援センター 「ぽけっと」	-	22.6%
障がい者 デイサービスセンター 「さくら」	-	25.1%
老人憩いの家 (桜寿荘・福寿荘・ 寿楽荘)	-	58.7%
宅老所 (稻津宅老所・ 陶宅老所)	40.8%	35.1%

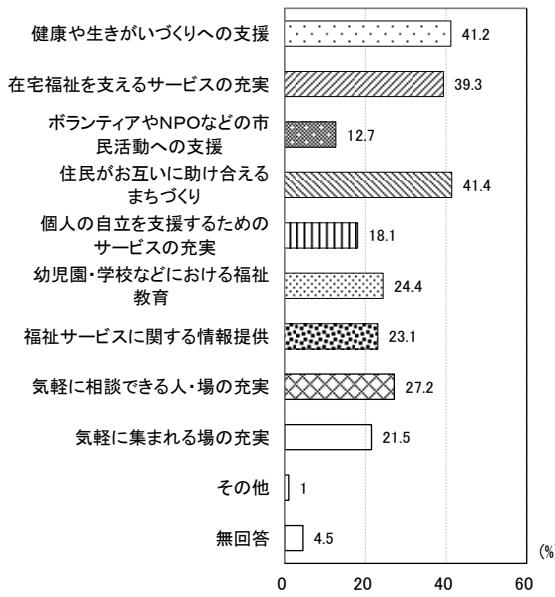


問30 これからの瑞浪市の福祉は何を重点にすべきだと思いますか。【3つまで番号に○】

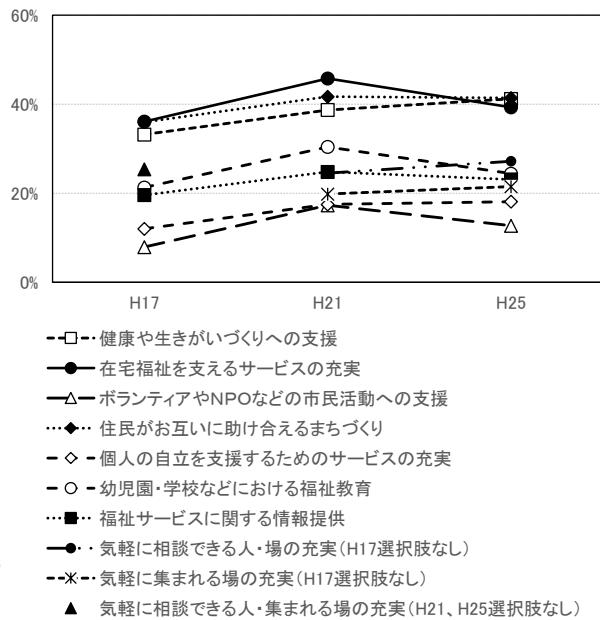
これからの福祉の重点は、「住民がお互いに助け合えるまちづくり」が41.4%で最も多く、次いで「健康や生きがいづくりへの支援」が41.2%、「在宅福祉を支えるサービスの充実」が39.3%となっています。

過去調査との比較では、全体的に増加しています。

回答者数:1,233 回答総数:3,136



過去比較:地域での必要な取組:これからの福祉の重点



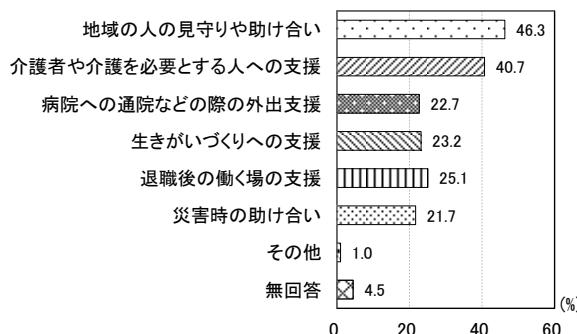
問31 地域で暮らしやすくするために、地域として取り組むといいことは何だと思いますか。
【各分野ごとに2つまで番号に○】

●高齢者分野

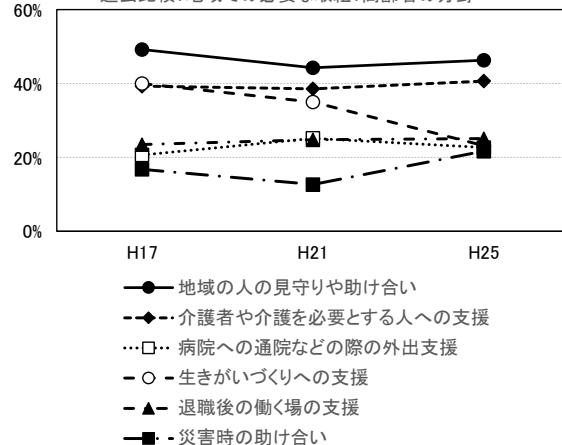
高齢者の分野は、「地域の人の見守りや助け合い」が46.3%で最も多く、次いで「介護者や介護を必要とする人への支援」が40.7%、「退職後の働く場の支援」が25.1%となっています。

過去調査と比較すると、上位1、2位は同じですが、「生きがいづくりへの支援」が減少しています。

回答者数:1,233 回答総数:1,283



過去比較:地域での必要な取組:高齢者の分野

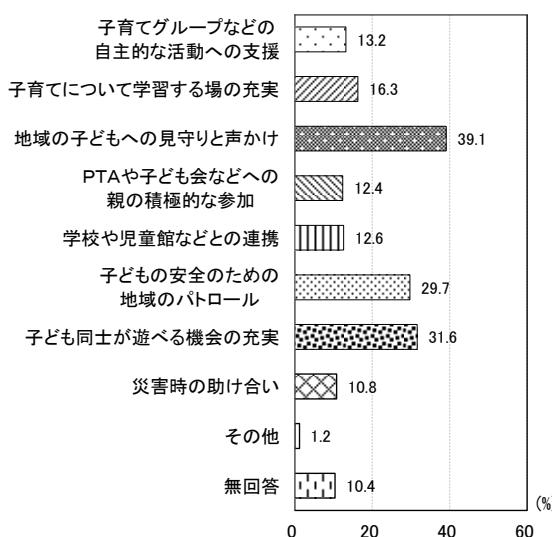


●子育て分野

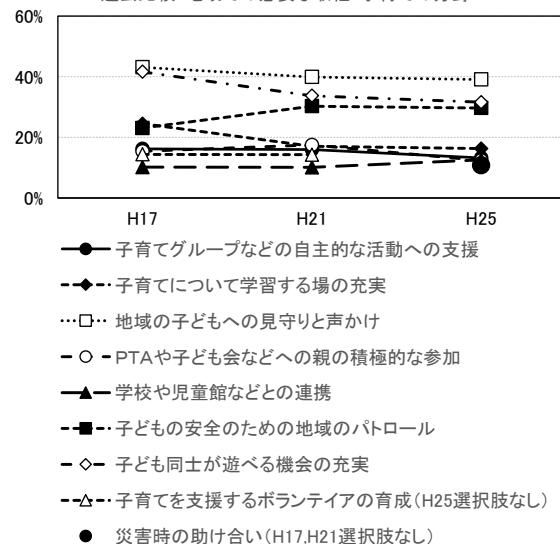
子育ての分野は、「地域の子どもへの見守りと声かけ」が39.1%で最も多く、次いで「子ども同士が遊べる機会の充実」が31.6%、「子どもの安全のための地域のパトロール」が29.7%となっています。

過去調査と比較すると、上位3項目は同じですが、「地域の子どもへの見守りと声かけ」「子ども同士が遊べる機会の充実」が減少し、「子どもの安全のための地域のパトロール」が増加しています。

回答者数:1,233 回答総数:1,286



過去比較: 地域での必要な取組: 子育ての分野

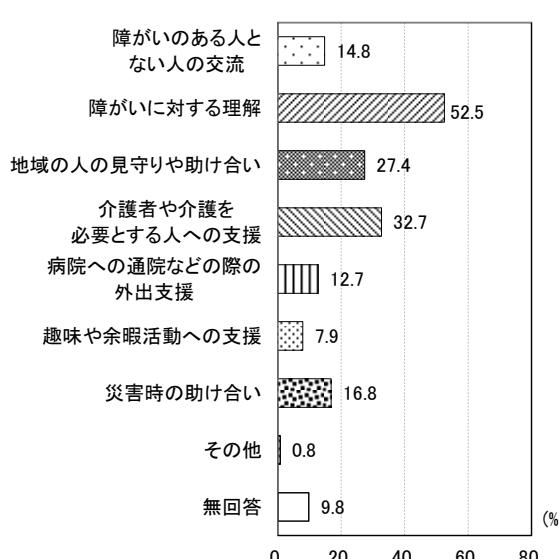


●障がい者（児）分野

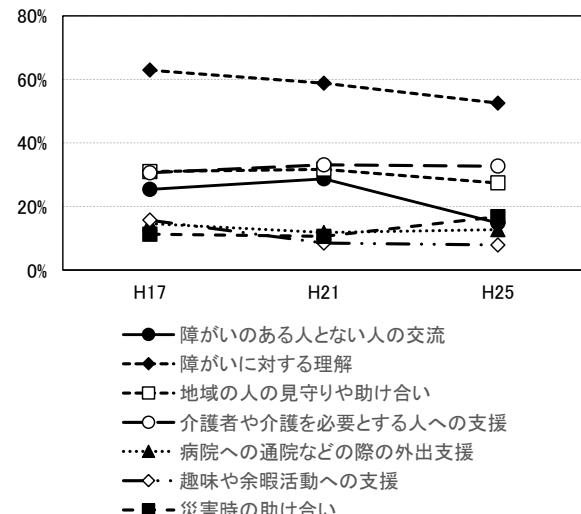
障がい者（児）の分野は、「障がいに対する理解」が52.5%で最も多く、次いで「介護者や介護を必要とする人への支援」が32.7%、「地域の人の見守りや助け合い」が27.4%となっています。

過去調査と比較すると、上位3項目は同じですが、「障がいに対する理解」「地域の人の見守りや助け合い」が減少し、「介護者や介護を必要とする人への支援」が増加しています。

回答者数:1,233 回答総数:1,286



過去比較: 地域での必要な取組: 障がい者（児）の分野

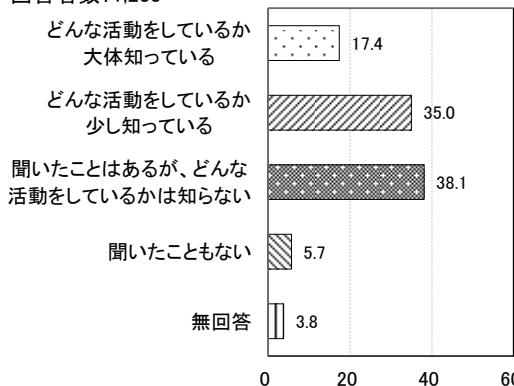


問32 民生委員・児童委員をご存じですか。【1つの番号に○】

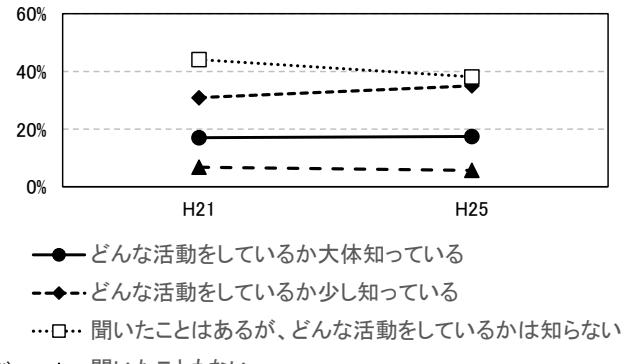
民生委員・児童委員の認知度は、“知っている”（大体知っている＋少し知っている）が52.4%で過半数を占めています。

過去調査と比較すると、“知っている”は平成21年が47.9%で、今回調査では4.5ポイント増加しています。

回答者数:1,233



過去比較: 民生委員・児童委員の認知度



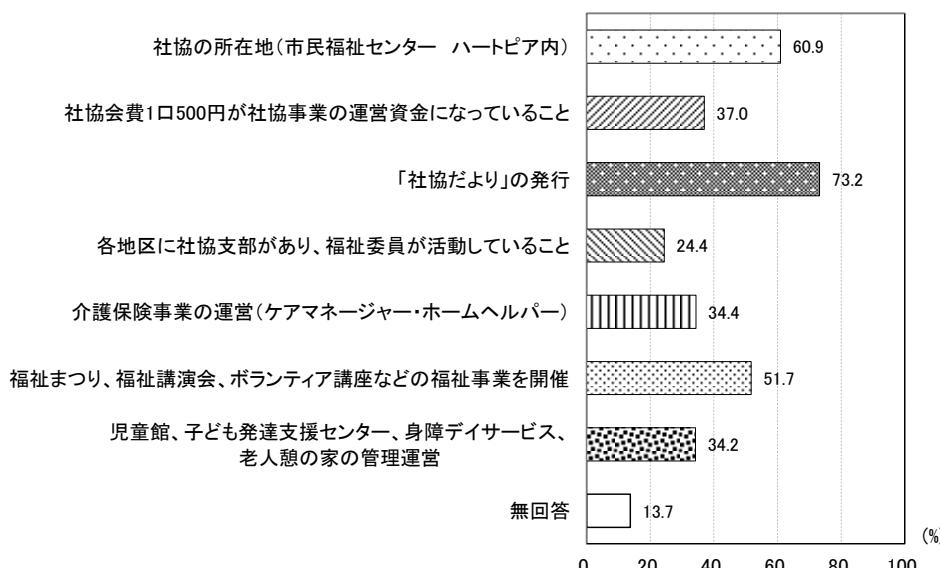
問33 瑞浪市社会福祉協議会（以降社協）をご存じですか。

【知っているものすべての番号に○】

社協の認知度は、「「社協だより」の発行」が73.2%で最も多く、次いで「社協の所在地（市民福祉センター ハートピア内）」が60.9%、「福祉まつり、福祉講演会、ボランティア講座などの福祉事業を開催」が51.7%となっています。

過去調査との比較は、平成21年と今回調査では選択肢が異なるため比較できませんでした。

回答者数:1,233 回答総数:4,064

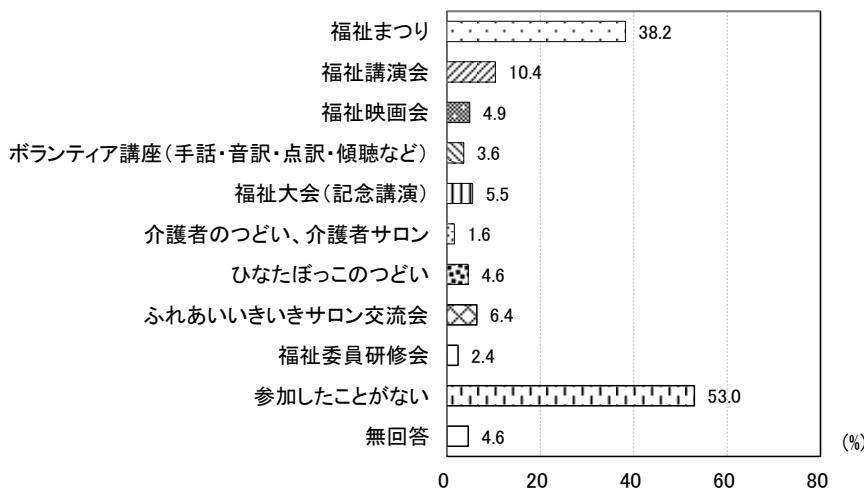


問34 社協の事業に参加したことがありますか。【あてはまるすべての番号に○】

社協の事業への参加状況は、「福祉まつり」が38.2%で最も多く、次いで「福祉講演会」が10.4%、他の項目は1割未満となっています。「参加したことがない」が53.0%で過半数を占めています。

過去調査との比較は、今回調査で追加した設問のため比較できませんでした。

回答者数:1,233 回答総数:1,667

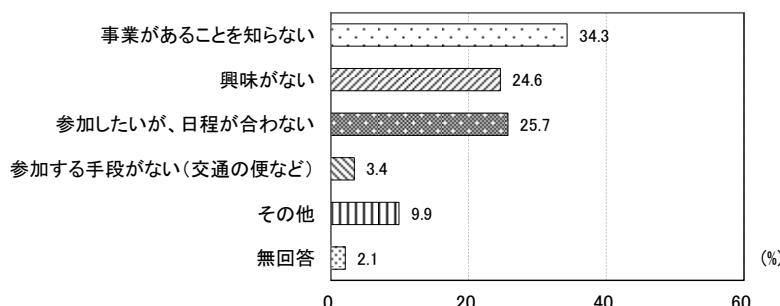


問35 問34で「1〇 参加したことがない」と答えた方にお聞きします。参加しなかった理由は何ですか。【1つの番号に○】

社協事業への不参加の理由は、「事業があることを知らない」が34.3%で最も多く、次いで「参加したいが、日程が合わない」が25.7%、「興味がない」が24.6%となっています。事業開催のPR及び事業内容の見直し、日程調整などが課題といえます。

過去調査との比較は、今回調査で追加した設問のため比較できませんでした。

回答者数:654

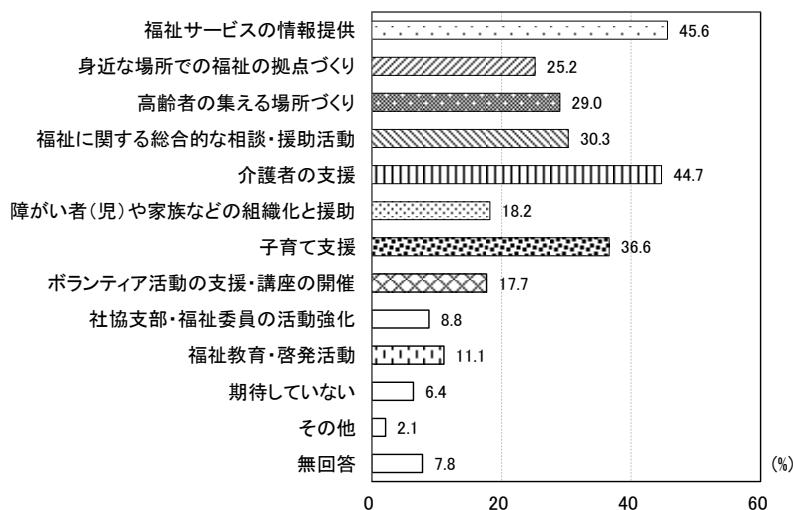


問36 あなたが社協に期待することは何ですか【あてはまるすべての番号に○】

社協に期待することは、「福祉サービスの情報提供」が45.6%で最も多く、次いで「介護者の支援」が44.7%、「子育て支援」が36.6%となっています。

過去調査との比較は、平成21年と今回調査では回答対象者の違い、選択肢の違いから比較できませんでした。

回答者数:1,233 回答総数:3,496



(2) 中学生調査結果

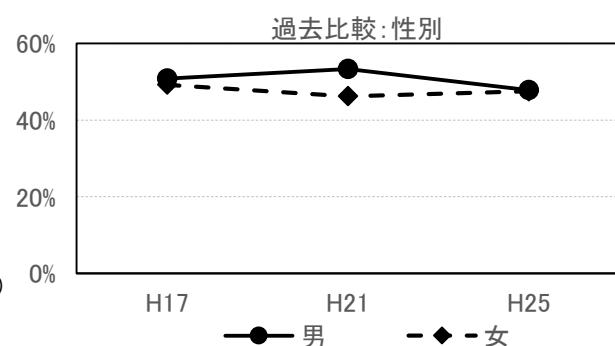
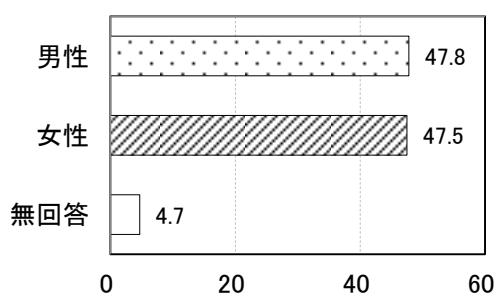
1.★回答者の属性について

問1 あなたの性別についてお答えください。【どちらかを選んでください】

性別は、「男性」が47.8%、「女性」が47.5%でほぼ同数となっています。

過去調査と比較すると、少し「男性」が上回っていますが、今回調査では差が最も小さくなっています。

回答者数:295

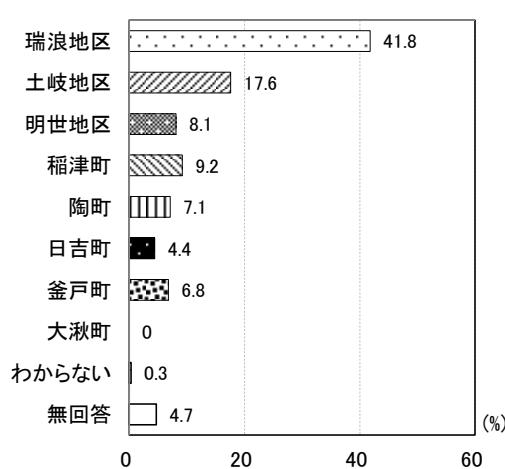


問2 あなたの住んでいる地区はどこですか。【1つの番号に○】

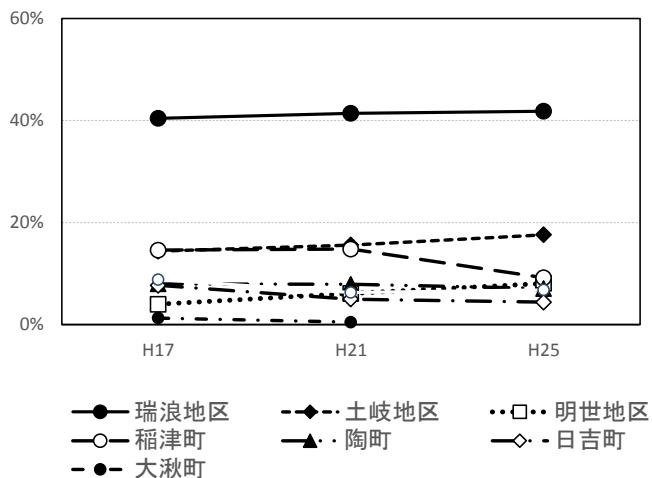
居住地区は、「瑞浪地区」が41.8%と最も多く、次いで「土岐地区」が17.6%、「稻津町」が9.2%となっています。「瑞浪地区」の意向がやや反映される構成となっています。

過去調査と比較すると、「瑞浪地区」の割合が増加しており、他の地区の比率は大きな変化はありません。

回答者数:295



過去比較:在住地区



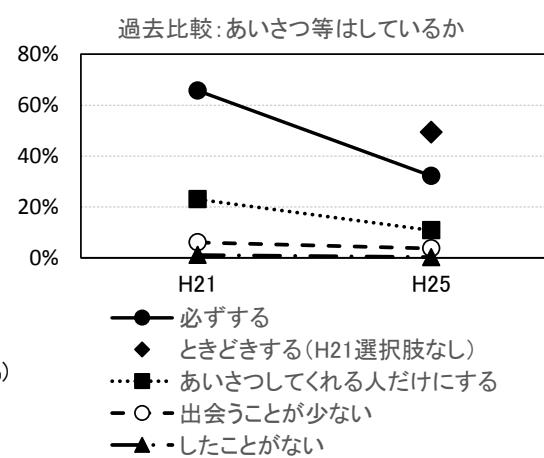
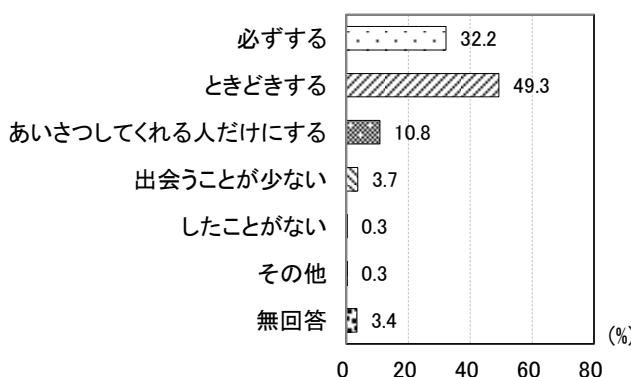
2. あなたの日常生活のことについて

問3 あなたは、近所の人に会ったときに、あいさつをしていますか。【1つの番号に○】

近所の人へのあいさつは、“する”（必ずする+ときどきする）が8.15%で8割以上の中学生があいさつをしています。

過去調査と比較すると、平成21年は「ときどきする」の選択肢がありませんが、“する”は平成21年が65.7%で、今回調査では15.8ポイント増加しています。

回答者数:295



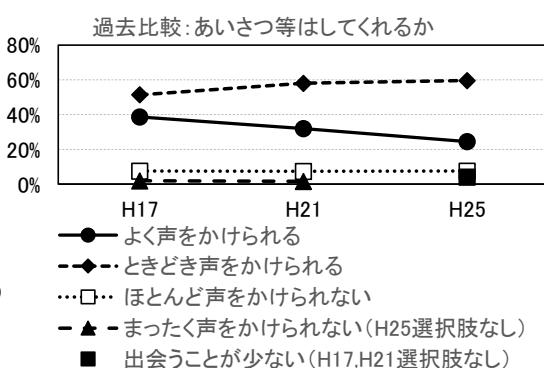
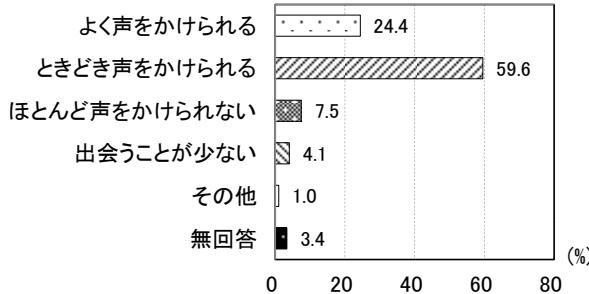
問4 あなたは、近所の人にあいさつされたり、声をかけられたりしますか。【1つの番号に○】

【1つの番号に○】

近所の人からのあいさつは、“かけられる”（よく声をかけられる+ときどき声をかけられる）が84.0%で8割以上の方が声をかけています。

過去調査との比較では、“かけられる”は平成17年が90.1%、平成21年が89.8%と減少しています。中学生の“する”が増加していますが、近所の人からのあいさつは減少傾向となっています。

回答者数:295



問5 あなたの住んでいる地域について教えてください。

【以下の各項目について、あてはまる番号に○】

住まい地域の生活環境の評価点は、今回調査ではプラス評価項目が8項目（平成21年は8項目）、マイナス評価項目が1項目（平成21年は1項目）となっています。

成人の評価と比較すると、中学生の評価の高い項目は8項目、低い項目は1項目です。中学生のほうが生活環境に対し高い評価となっています。

過去調査と比較すると、「買い物の便利さ」の1項目がマイナス評価で他項目はプラス評価となっています。評価点がアップした項目は4項目、ダウンした項目は5項目となっています。特に「防犯対策」が0.61、「災害対策」が0.47と大幅ダウンとなっています。

評価点比較 (点)

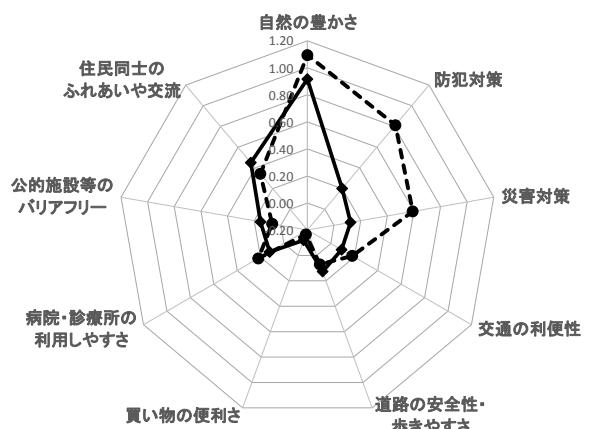
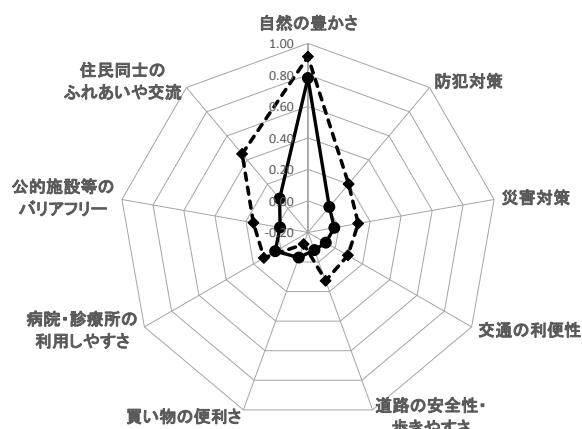
	H25 中学生	H21 中学生	H25-H21	成人	中学生 -成人
自然の豊かさ	0.92	1.09	-0.18	0.78	0.14
防犯対策	0.20	0.81	-0.61	0.01	0.19
災害対策	0.12	0.59	-0.47	-0.03	0.15
交通の利便性	0.09	0.18	-0.09	-0.07	0.16
道路の安全性・歩きやすさ	0.13	0.07	0.06	-0.08	0.21
買い物の便利さ	-0.12	-0.17	0.05	-0.03	-0.09
病院・診療所の利用しやすさ	0.12	0.22	-0.10	0.04	0.08
公的施設等のバリアフリー	0.15	0.07	0.09	-0.02	0.17
住民同士のふれあいや交流	0.45	0.34	0.11	0.08	0.37

中学生vs成人:生活環境評価:評価点(点)

● 成人
◆ 中学生

中学生:生活環境評価:評価点(点)

● H21
◆ H25



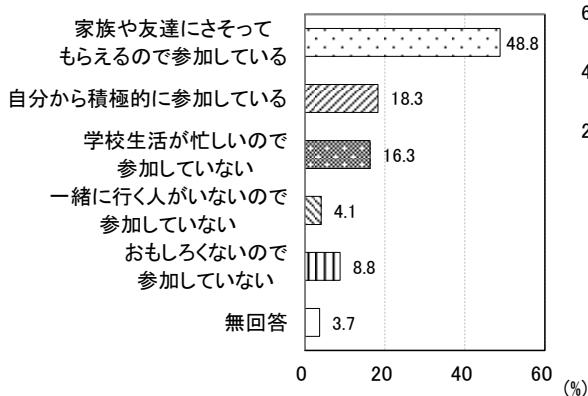
3. ボランティアや地域活動について

問6 あなたは、地域の行事（まつりなど）に参加していますか。【1つの番号に○】

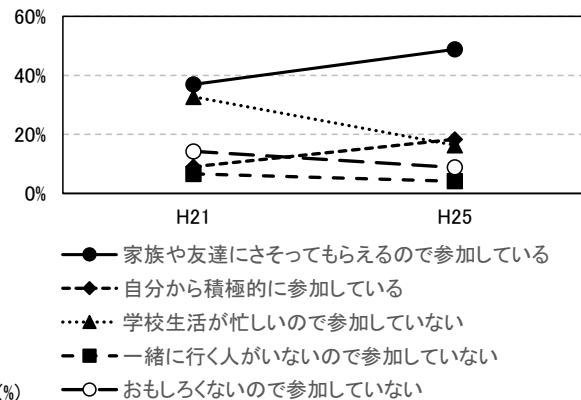
地域行事への参加は、“参加している”が67.1%で、7割弱の中学生が参加しています。

過去調査と比較すると、“参加している”は、平成21年では45.9%で、今回調査では21.2ポイント増加しています。「家族や友達にさそってもらえるので参加している」「自分から積極的に参加している」が増加し、「学校生活が忙しいので参加していない」「おもしろくないので参加していない」などが減少しています。

回答者数:295



過去比較: 地域の行事や集まりへの参加

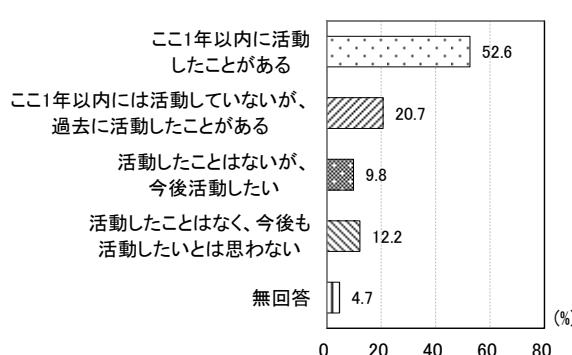


問7 あなたは、ボランティア活動をしたことがありますか。【1つの番号に○】

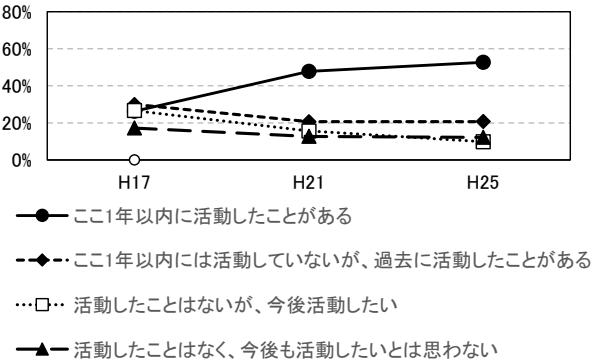
ボランティア活動の経験は、“活動したことがある”が73.3%で7割強が活動しています。

過去調査と比較すると、“活動したことがある”は平成17年が56.2%、平成21年が68.4%で増加しています。今回調査では平成21年より4.9ポイント増加しています。

回答者数:295



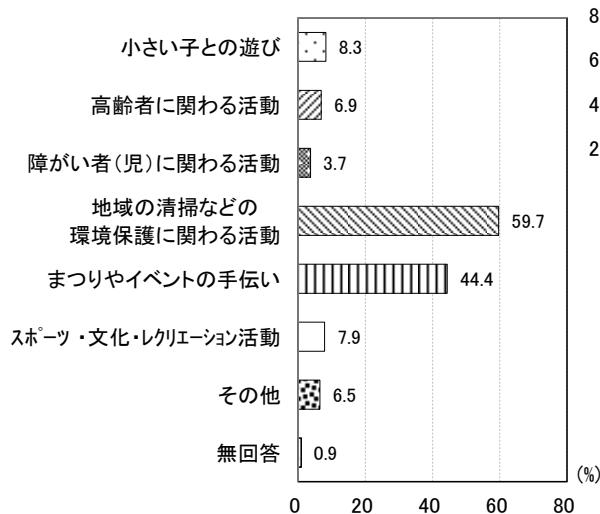
過去比較: ボランティア活動への参加



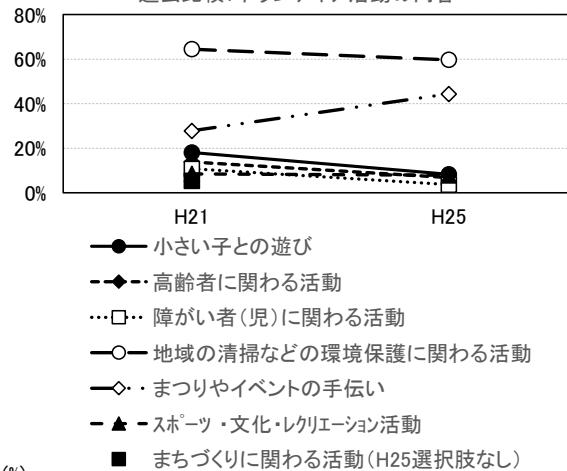
問7-1 問8で「1 ここ1年以内に活動したことがある」「2 ここ1年以内には活動していないが、過去に活動したことがある」と答えた方にお聞きします。
どのようなボランティア活動をしましたか。【あてはまるすべての番号に○】

ボランティア活動の内容は、「地域の清掃などの環境保護に関わる活動」が59.7%で最も多く、次いで「まつりやイベントの手伝い」が44.4%で、他の項目は1割未満となっています。
過去調査と比較すると、「まつりやイベントの手伝い」は増加し、他の項目は減少しています。

回答者数:216 回答総数:299



過去比較:ボランティア活動の内容

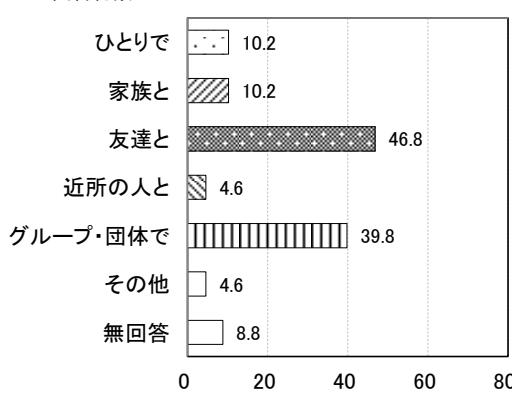


問7-2 誰と一緒に活動をしましたか。【あてはまるすべての番号に○】

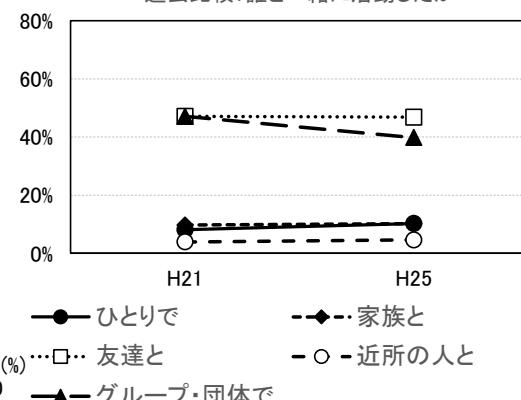
誰と一緒に活動したかは、「友達と」が46.8%で最も多く、次いで「グループ・団体で」が39.8%、「ひとりで」「家族と」が10.2%となっています。

過去調査と比較すると、「グループ・団体で」が減少し、「ひとりで」が少し増加しています。

回答者数:216 回答総数:270



過去比較:誰と一緒に活動したか

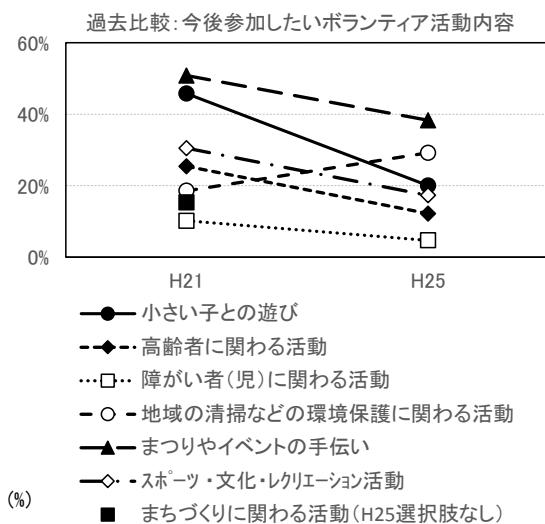
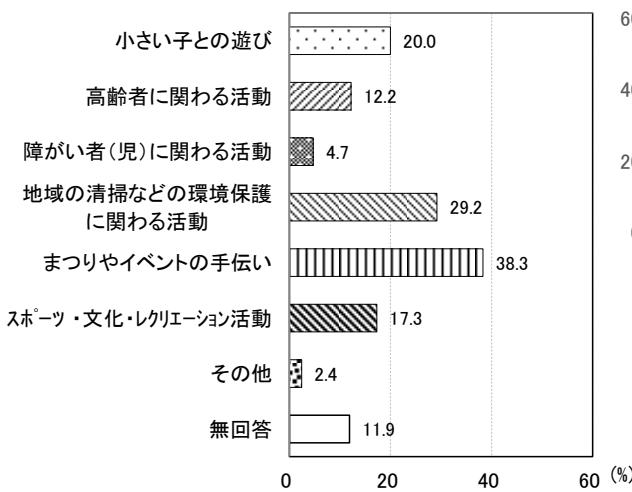


問 7-3 あなたは、今後どのようなボランティア活動に参加したいと思いますか。
【あてはまるすべての番号に○】

今後参加したいボランティア活動内容は、「まつりやイベントの手伝い」が38.3%で最も多く、次いで「地域の清掃などの環境保護に関わる活動」が29.2%、「小さい子との遊び」が20.0%となっています。

過去調査と比較すると、「地域の清掃などの環境保護に関わる活動」が増加し、他の活動は減少しています。

回答者数:295 回答総数:401

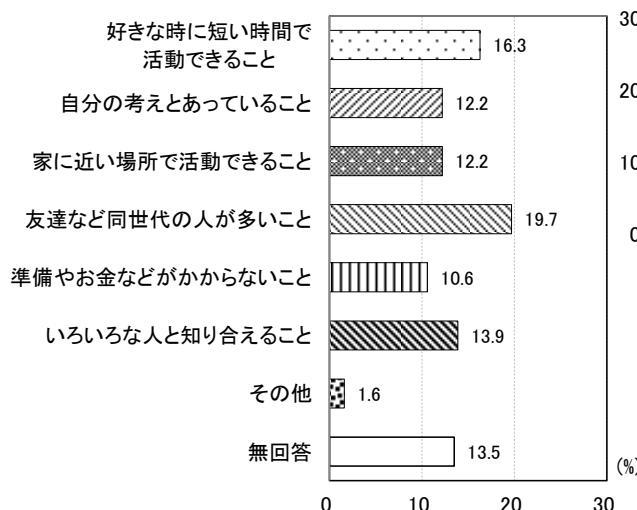


問 7-4 あなたは、ボランティア活動に参加するために、何を一番に考えますか。
【1つの番号に○】

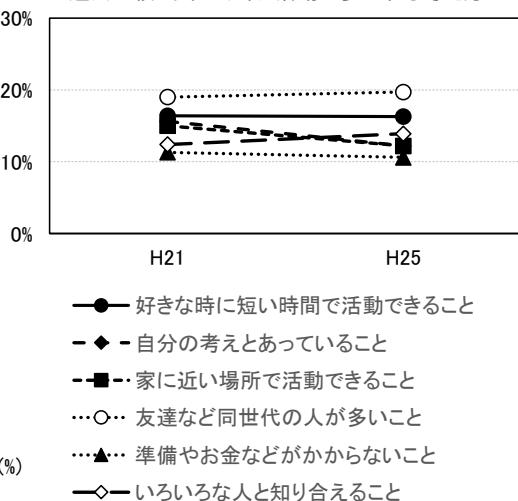
ボランティア活動に参加する考え方は、「友達など同世代の人が多いこと」が19.7%で最多ですが、他項目との差はありません。

過去調査と比較しても、ほとんど変化はありません。

回答者数:295



過去比較: ボランティア活動に参加する考え方

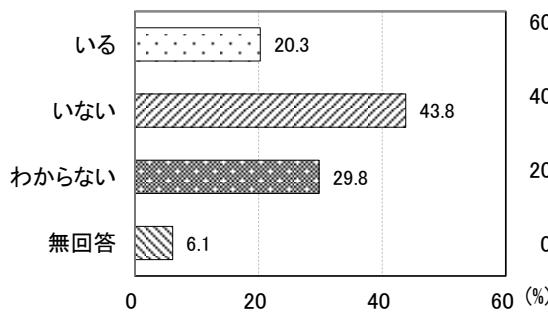


問8 あなたのまわりに、障がい者や手助けが必要な高齢者はいますか。【1つの番号に○】

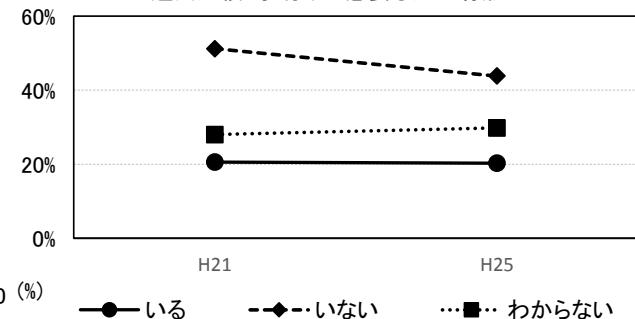
手助けが必要な人の有無は、20.3%が「いる」で、80%近くが「いない」「わからない」となっています。

過去調査との比較では、「いない」が減少し、「わからない」が増加しています。

回答者数:295



過去比較: 手助けが必要な人の有無



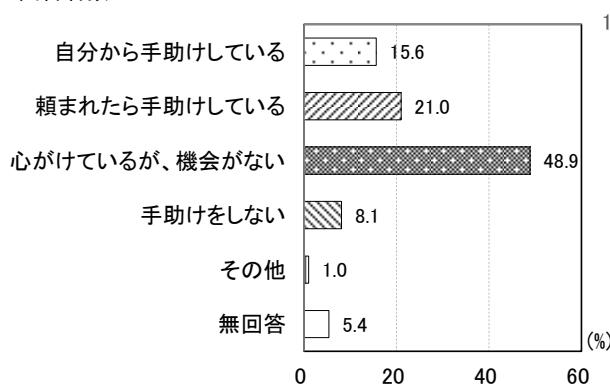
問9 あなたは、困っている人を見かけた時、手助けをしていますか。

(例 荷物を持ってあげる、バスや電車で席をゆする など) 【1つの番号に○】

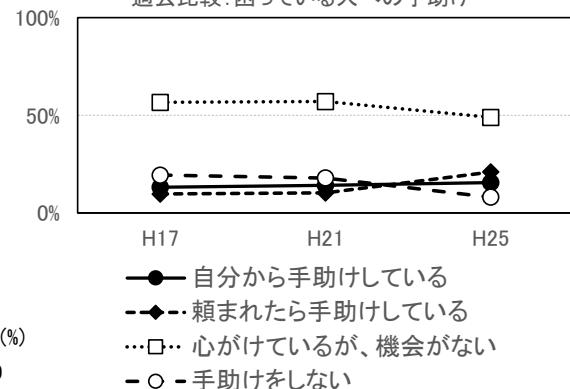
困っている人への手助けは、“している”が36.6%で4割弱の中学生が手助けをしています。

過去調査と比較すると、“している”は平成17年が22.9%、平成21年が24.5%で、今回調査では12.1ポイント増加しています。「手助けをしない」は減少しています。

回答者数:295



過去比較: 困っている人への手助け

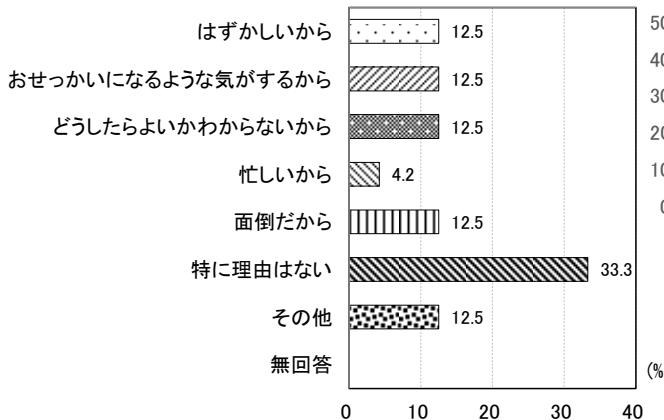


問9-1 問9で「4 手助けをしない」と答えた方にお聞きします。

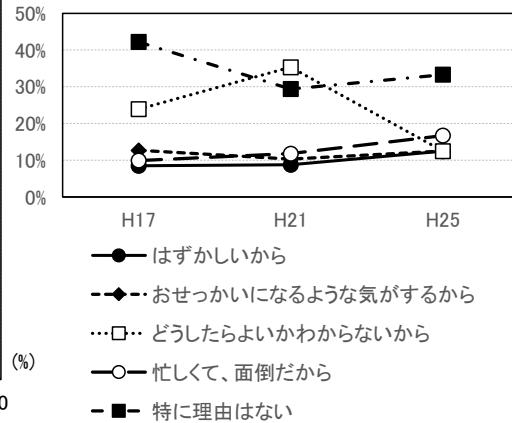
「手助けをしない」理由は何ですか。【1つの番号に○】

手助けをしない理由は、回答者数が24名と少ないため参考とします。

回答者数:24



過去比較: 手助けをしない理由



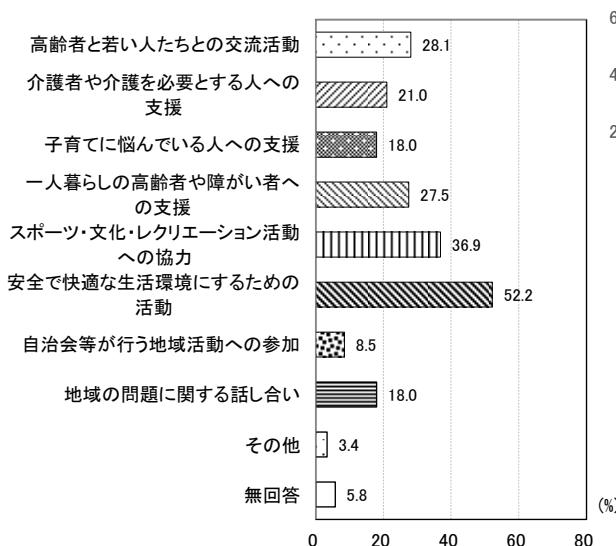
問10 今後、住みよいまちにするために、どのような活動があるといいと思いますか。

【3つまで番号に○】

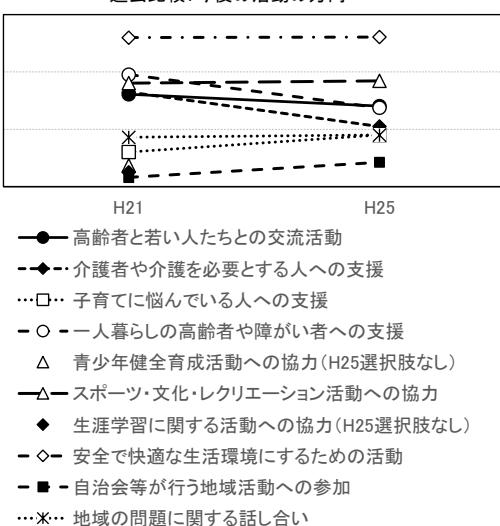
住みよいまちにするための活動は、「安全で快適な生活環境にするための活動」が52.2%最も多く、次いで「スポーツ・文化・レクリエーション活動への協力」が36.9%、「高齢者と若い人たちとの交流活動」が28.1%となっています。

過去調査と比較すると、「ひとり暮らしの高齢者や障がい者への支援」「介護者や介護を必要とする人への支援」などが減少し、「子育てに悩んでいる人への支援」「自治会等が行う地域活動への参加」などが増加しています。

回答者数:295 回答総数:647



過去比較: 今後の活動の方向



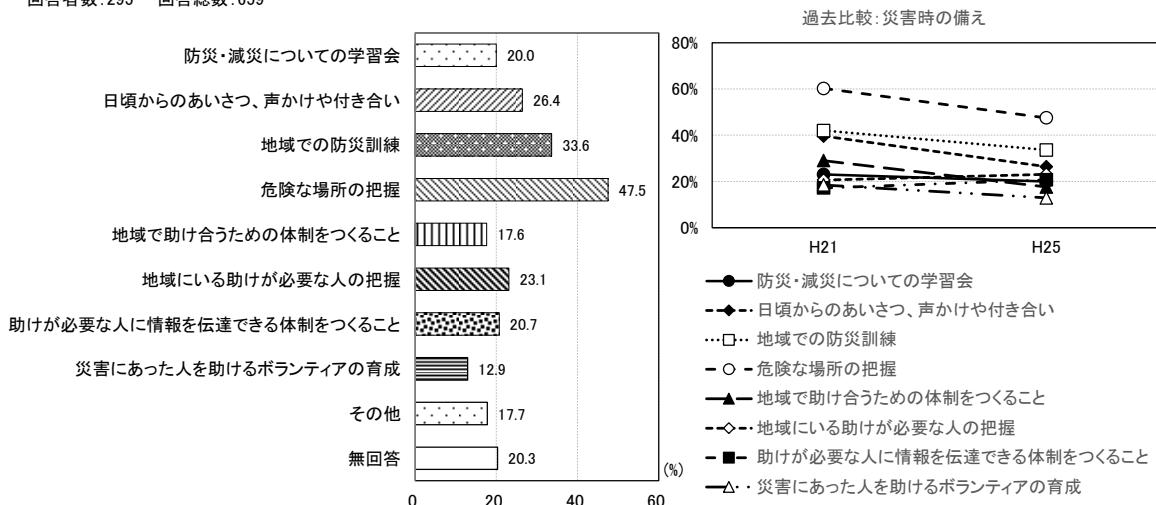
4. 災害時における助け合いについて

問12 東海地震や東南海地震等の大きな災害が起きた場合には、地域の助け合いが、非常に重要です。あなたの住む地域における災害時の備えとして、どんなことが重要だと思いますか。【3つまで番号に○】

災害時の備えは、「危険な場所の把握」が47.5%と最も多く、次いで「地域での防災訓練」が33.6%、「日頃からのあいさつ、声かけや付き合い」が26.4%となっています。

過去調査と比較すると、「地域で助け合うための体制をつくること」「助けが必要な人に情報を伝達できる体制をつくること」が増加していますが、他の項目は減少しています。

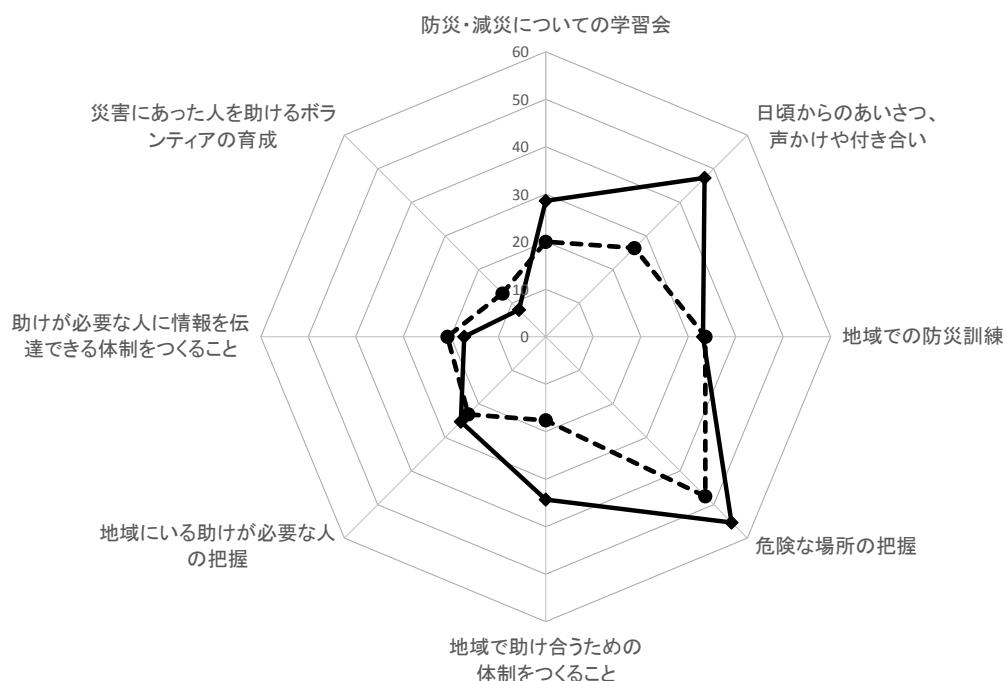
回答者数:295 回答総数:659



成人と中学生の比較

災害時の備え: 成人vs中学生

-●- 中学生 ● 成人



5 福祉懇談会の概要

(1) 福祉懇談会の目的

市民アンケートでは把握できない市民や地域の実態をより詳細に把握するため、市民の参加のもと地域で困っている問題や課題などをうかがい、地域の課題を把握することを目的とした。

(2) 福祉懇談会の対象

市内8地区（①瑞浪地区 ②土岐地区 ③明世地区 ④稻津地区 ⑤陶地区 ⑥釜戸地区 ⑦大湫地区 ⑧日吉地区）において地域住民を対象に開催しました。

(3) 福祉懇談会の開催時期および参加者数

地 区	実施日	会 場	参加者数(人)
釜戸地区	7月29日	釜戸公民館 多目的ホール	19
陶 地区	8月 4日	陶公民館 多目的ホール	32
瑞浪地区	8月 6日	ハートピア 2階介護教室	25
土岐地区	8月11日	消防防災センター 研修室（消防署内）	7
稻津地区	8月18日	稻津公民館 図書室	22
日吉地区	8月20日	日吉公民館 研修室	28
明世地区	8月21日	市民体育館 2階研修室	22
大湫地区	8月26日	大湫公民館 講堂	21

(4) 福祉懇談会の意見概要

区分	現状の問題・課題	今後の取り組み
(1) 福祉に対する市民の意識づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・個人のプライバシーを優先すると、見守りの限界がある。 ・高齢者のみの家庭・ひとり暮らし高齢者家庭の増加、高齢化率の高さ。 ・障害者に対する関心が低い。 ・認知症の方の対応に苦慮している ・奉仕作業の盛りだくさんなメニューと高齢化。使命感を感じるが、参加するのは大変である。 ・後継者不足をどの様に解決していくか ・イベントなどの出席は、女性が多いので、もう少し男性が出席すると良い。 ・若い世代が地域活動に関心がない。 ・活動内容が理解されていない。 ・区民が地域福祉に関する話し合いに積極的に参加できるしくみがない。 ・福祉に対する認識がない。（関心がない。） ・子育て世代に仕事中心の生活を送る人が増え、時間的に余裕のない人が多い。 ・ボランティア参加のきっかけが少ない。 ・若い人たちも問題をかかえているが、高齢者の課題しか出ない。 ・若い人の意識向上について、行政がPRしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行事参加をうながす広報（行政無線）を行う。 ・地域ごとの活動を充実させる。 ・自治体加入について市からの働きかけを行う。 ・福祉村を知ってもらう。福祉村の広報紙などで情報を流す ・ひとり暮らし高齢者に対して身近な人が、日常的支援（共助・自助）をする体制を作る。 ・助け合いの意識向上を図る。 ・気のあった人だけの小グループ活動 ・町内に障がい者の施設があることで障がい者を理解できる。障がい者を地域で支える体制を作る。 ・近所の人が声をかける。 ・世代間の情報交換をする。 ・長寿クラブへの参加を勧める。 ・福祉に対してのPR活動、勧誘活動をする。 ・地域の素材活かした工夫が必要である。 ・アパートごとに細かな情報提供をする。 ・共助の向上を考える。

区分	現状の問題・課題	今後の取り組み
(2) 地域における交流や生きがいづくりの促進	<ul style="list-style-type: none"> 地域での交流をしようと思っても、子どもが少ないため関わる事が出来ない。 子どもが少ない。スポーツ少年団が少ない。遠足などのイベントがない。 参加したくても交通の便がないから出席できない。 自治会加入率が62%。アパートなどの人々が参加しにくい。 地域社会の交流不足、地域のつながりが弱い。 行事への男性の参加が少ない。 区民でいっしょに活動する機会が少ない。 安全な子どもの遊び場が少ない。公園がない。 地域の行事に参加する人はいつも同じで、参加者を広めることができない。 子ども・高齢者年齢関係なく集まる場所がほしい。 親の介護しながらの地域活動に限度あり 	<ul style="list-style-type: none"> 実際に各戸を回って、参加者を募る 地域でのコミュニケーションのとれる場所を作る。 日頃となり近所の人に声かけをしたりすることで、自然と助け合えるような社会づくりをする。 ワンコイン喫茶で世代交流を行い、地域に根ざした活動を生み出していく。 昔からの近助づき合いをしていく必要がある。 みんなが共通して楽しめることがあると良い 自治会加入率の向上を図る。 小学生の遠足などのイベントを実施すべきである。

区分	現状の問題・課題	今後の取り組み
(3) 地域にある資源の活用（交流の場づくり、地域の拠点の整備）	<ul style="list-style-type: none"> 土岐地区内にコミュニティセンターが必要である。 長寿会クラブの男性会員が少ない。 コミュニティバスの時間帯を考える。 公民館の利用に地域差がある。 自主防災組織も高齢化している。 子どもの遊び場所がない。 高齢者の寄り合い場所がない。 交通の便が悪く、集まることも困難である。 公園など人の集まる場所が少ない。 買物弱者が問題である。 	<ul style="list-style-type: none"> 乗り合わせタクシー（デマンドタクシー）の検討をする。 コミュニティバスの本数、停留所を増やしてほしい。 空家を上手に活用する。 麗澤中高校のスクールバスに依頼をすれば乗れる。 町民（区民）などが多数参加できるイベント（町民運動会など）を企画する。 中学校の跡地に人の集まる施設を作る。 宅老所を多くする。 高齢者シェアハウスを作る。 各地区の公民館をうまく利用する。 巡回スーパーがあるといい。

区分	現状の問題・課題	今後の取り組み
(4) の活動の促進 （ボランティア・市民活動団体）	<ul style="list-style-type: none"> 地域活動の参加情報が不足している。活動者の顔ぶれがいつも同じである。 ボランティアには参加したいが、1人では少し抵抗がある。どんな形で参加したらよいかわからない人が多いのではないか。 送迎サービス、移動手段があるといい。 活動に参加する機会がない。 地域の特性を生かした、支え合い活動の研究をするとよい。 イベントに対する送迎がない。 イベントなどへの参加する場所がない。 ボランティアに参加したくても情報不足である。 	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員の名前を知っていたらPRが必要である。 自治会に未加入の方に近所、隣の絆を強く持って情報交換を進める。 地域で送迎ボランティアをつくる。 送迎サービス、移動手段があるといい 老若男女が参加できるイベントを開催する。 新しい人の地域への参加を促す。

区分	現状の問題・課題	今後の取り組み
(5) 地域における活動組織のネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> 買物弱者が、お店の善意でどこまで対応してもらえるかわからない。 何かあったら誰に連絡するか、何をしてくれるか分からぬ。 個人情報保護の問題により、つながりを持てない現状がある。 区福祉委員と民生委員・児童委員の役割分担が必要である。 昼間は、在宅の人数が少ないので、助け合いがむずかしい。 民生委員・児童委員の連絡先がわからない。 誰かを車に乗せて事故を起こしたら責任問題もてくる。 福祉に関する情報が少ない 福祉を支える若い世代がない。 自治会未加入者の情報がない。 公共交通機関の改善が必要である。 緊急連絡板を全地区で導入してほしい。 福祉に対する総合的な組織づくりが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> まちづくりネットワークで見守り、買い物支援をする。 困った時にすぐ関係機関につなげができる設備・システムをつくる。 外出できない人の家に集まって話し合いの会を行う 昼間一人になる人を把握し、声かけを分担しておく。 牛乳配達時などにひとり暮らし高齢者に声かけをする。 隣同士の声かけ、コミュニケーションを大事にする。 ・福祉情報が底辺からあがってくる工夫をする。 アパート居住者への呼びかけをする。

区分	現状の問題・課題	今後の取り組み
(6) 地域のつながりを支える団体等の活動促進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉団体相互連携の支援が必要である。 ・地域の行事に参加する人はいつも同じであり参加者を広めることができない。 ・個人情報保護のため被援助者の共有ができない ・自治会の高齢化が問題である。 ・福祉委員が毎年交替するので、わからないまま1年が終わる。 ・福祉委員では、自治会加入者以外の情報がつかめない。 ・民生委員と福祉委員の意志疎通ができていないので、役割分担が必要である。 ・自治会を脱退したり、未加入の人が増えている。 ・高齢者の移動手段、特に病院への通院・買物に困っている。。 ・隣家との距離がある。いざと言う時、助けが求めにくい。 ・地域のつながりが弱い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・他地域との交流をする。 ・福祉関係の役員（民生委員・児童委員、福祉委員、自治会役員）の情報交換をする。 ・地区のイベント（ふれあいの場）を多くする。 ・イベントなどに参加を促す区としての取り組みが必要である。 ・市が中心となって事業者（新聞、郵便など）に協力していただき、高齢者の見守りを行う。 ・福祉委員の任期を2年にした地区がある。女性委員に加入してもらったら、訪問しやすくなつた。 ・ひなたぼっこ配布の拡大をする。 ・団体間で気軽に話ができるといい。

区分	現状の問題・課題	今後の取り組み
(7) 相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・安心して声がかけられる体制づくりが必要である。 ・行政が休日の時にすぐ相談したいがどこへ連絡したらいいのか、わからない。 ・高齢者、子どもなどの不明者の窓口を一本化して地域で見守り体制を作る必要がある。 ・制度に入り切らないケースへの細かい対応が求められている。 ・民生委員と福祉委員などの活動の相互理解が弱い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口を明確にする。 ・業界と行政が連携して、土日を含めた対応窓口を一本化する。 ・同じ立場の人同士が対などな立場で話を聞きあう体制を作る。

区分	現状の問題・課題	今後の取り組み
(8) 情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> 広報の拡声器の声が聞き取りにくい。 個人と公共の区分がわからない。 被援助者は情報伝達手段に弱い。 個人情報保護のため、被援助者の情報共有ができない。 援助を求める人に福祉情報が伝わっていない。 自治会に加入していないので、アパートの高齢者情報がつかめない。 回覧では遅くなる。新しい情報提供の方法を考えてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 室内の方への広報伝達手段として、メールやFAXなどを活用する。… 広報無線の内容を充実する。 同時に通知できる方法、手段の整備をする。 広報 高齢者に確実に伝える 一斉広報 休日対応の連絡網の明示と徹底、PRをする。 高齢者名簿の一本化をする。

区分	現状の問題・課題	今後の取り組み
(9) 人材確保	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア活動をする若い人が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 行政的に幅広い福祉分野を支える人をなんか確保してほしい。 雇用の創出をする。

区分	現状の問題・課題	今後の取り組み
(10) 質の向上 サービスの	<ul style="list-style-type: none"> 過疎地は投資効率が悪いので行政サービスが手薄である。 少子高齢化による地域力は限界なので、行政支援が必要である。 出前講座で近くに来て、きめ細かいサービスをしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 行政主導で各種団体組織連絡協議会を設ける。 多すぎず、少なすぎずサービスのニーズに的確に対応する。

区分	現状の問題・課題	今後の取り組み
(11) の権利の保護の促進 サービス利用者	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護のため、情報の共有ができない。 	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度などの活用により、権利を保護する

区分	現状の問題・課題	今後の取り組み
(12) 生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバスのバス停まで行くのが大変である。 ・保健福祉機関・医療機関が遠く利用しにくい。 ・アパートの世帯は、子ども会だけ参加している。 ・魅力あるまちづくりをするには、働く場所の確保が必要である。 ・身近な所に働く場所がない。年寄りを残して外へ働きに出る状態である。 ・買物・病院・学校に通わせるのに困る。 ・買物支援が必要である。 ・若い人の定住化、定着化が課題である。 ・子どもが小学生のうちだけ自治会に加入し、抜けていく。 ・福祉委員は、高齢者の見守りのみしかしていない。 ・会合に行きたくても外出の方法がない。 ・老老介護のしくみづくりが必要である。 ・空き家の活用ができていない。 ・高齢化、若い人の定着、基盤整備、新しい産業の誘致が問題である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・稻津までコミュニティバスがつながれば良い。（陶地区） ・地域担当保健師制度の整備拡充をする。 ・送迎ボランティアが安心して活動できる保険制度の整備をする。 ・オンデマンドタクシーのコントロールセンターを設け、利用しやすくする。 ・子ども110番の周知をする。 ・子どもたちと大人との交流、たとえばあいさつ運動を行う。 ・人口を増加させる。 ・ひとり暮らし高齢者から、高齢者世帯まであんしん電話のサービスを拡充する。 ・近所との連絡を密にする。 ・就労ができるまちづくりをする。 ・市営の無料バスが迎えに来てくれれば、行こうと思える。（外出できる。） ・コミュニティバスの昼間の運行を増やす。 ・子どもと高齢者がともに過ごせる福祉施設の整備を行う。

区分	現状の問題・課題	今後の取り組み
(13) 備えた体制の整備 に 防災・防犯等に	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館の場所が危ない。災害時の計画に不安がある。 ・長期（1～2週間）不在時の防犯が心配である。 ・付近に民家のない通学路があるので、危険である。 ・図上の防災体制はできているが、実際に役立かわからない。 ・防災。昼間若い人がいないので、支援体制がとれない。 ・避難場所に行くのに危険地域を通りなければならない ・生活道路、特に冬季の道路維持管理を充実させてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・冬季道路維持管理 ・災害避難場所（公民館）の見直、変更を行う。 ・PTAの他、福祉委員や学校の先生にも見守をお願いする。 ・防災組織のコア部分（2～3戸程度）の充実と意識高揚を図る。

6 ヒアリング調査結果の概要

(1) 目的

市民の各種団体の活動状況やその現状に対する問題点や課題、今後の地域における福祉に対する考え方や要望を聞き取り、本市における地域福祉の課題を把握することを目的としました。

(2) ヒアリング調査団体

- ・ドリームプラザ
- ・ボランティア連絡協議会
- ・主任児童委員会
- ・長寿クラブ連合会
- ・社会福祉協議会支部連絡協議会
- ・手をつなぐ育成会
- ・4学童クラブ連絡協議会
- ・おむすびの会

(3) ヒアリング結果の概要

団体名	地域や他団体のつながりの様子・その中で感じること	福祉のまちづくりへの要望・提案など
ドリームプラザ	<ul style="list-style-type: none"> 七夕まつりは、開催されるのが、夜とか暑い時期なので、体調管理が難しく、今年は参加しなかった。 昼間に開催されるので、2月に益見で行われる猿子村まつりに参加できるようにしたい。 市も社協も福祉＝高齢者のような流れになっている。 作った製品を販売する場所がない。駅前の空き店舗などの利用ができるとよい。年数回ならば施設を訪問して販売することも可能である。。 	<ul style="list-style-type: none"> 精神障がい者のグループホームをつくって欲しい。 現在仕事を探している人達にも市から仕事を紹介してほしい。 障害者も就労体験する場所を斡旋していただきたい。 すぐに就労ではなく、体験することで前に進むことが出来ると思うので、体制を整えて頂きたい。 子どもが遊びに行く場所や、高齢者が長居する場所はあるが、精神の人や障がいを持った人が行きやすい場所・気軽に遊べる場所が出来るといい。 身体などの障がいについては、法律で決まっているが、精神障がいの相談員制度は県にもない。JRの割引制度も精神障がいはない。制度を作ってほしい。 作った製品の売り場探しにの協力がほしい。

団体名	地域や他団体のつながりの様子・その中で感じること	福祉のまちづくりへの要望・提案など
ボランティア連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> ボランティアの人も高齢化が進んでいて、どうしたら受け継げるのか。 福祉関連の団体のみでボランティア連絡協議会が出来ているが、福祉関連以外のボランティア団体もある。 	<ul style="list-style-type: none"> 手話サークルも、自分たちでアピールしないといけないと思っている。うまくPRできる政策があるといい。 市役所の人や、消防の人、大型のスーパーの人に手話の講座をして、手話を広めていく。少しでも手話が出来る人が増えるといい。 ボランティアに若い人が参加してくれると心強い。 瑞浪でも、いろいろなボランティア団体が集まって、ボランティアまつりのようなものが開催できたらよい。

団体名	地域や他団体のつながりの様子・その中で感じること	福祉のまちづくりへの要望・提案など
主任児童委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員はどうしても、高齢者（ひとり暮らし）の方が主力の仕事になっている。子どものことは主任児童委員の人に任せてしまう。 ・福祉にかかる役員の横の関わりがない。構成メンバーについても地域によってばらばらである。。 ・福祉委員と民生委員が持っている情報が全く違うので、情報を共有して見守りのものが無いようにしたい。 ・ちょっと心配な親子の情報とかは、流れてこない。 ・児童館でも、気になる親がいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童委員でもある民生委員と主任児童委員が連携して活動する。 ・連絡会を地区ごとに行催する。 ・学校から心配な家庭があると連絡がきたときは、家庭児童相談員さんと情報交換するが、学校からはあまり情報が来ないので、情報がほしい。。

団体名	地域や他団体のつながりの様子・その中で感じること	福祉のまちづくりへの要望・提案など
長寿クラブ連合会	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者人口は増えているのに、ここ数年会員の減少が続いている。全国的に減少傾向である。県長寿クラブ連合会では5年計画で4万人の会員にするという目標で進めている。 ・多岐にわたる趣味のクラブに加入しているので、報告書類や会計処理のある長寿クラブに加入する人は少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・会員を確保しないと消滅、解散の可能性も出てくる。また、予算や事業展開にも影響するので、連合自治会の席上で説明したり、市の広報に募集記事を載せて会員募集に努めていく。

団体名	地域や他団体のつながりの様子・その中で感じること	福祉のまちづくりへの要望・提案など
支部連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事を持っている福祉委員も増えてきたので、活動が限られる。ひとり暮らし高齢者の見守りなど、本来の仕事がおろそかになっている。 ・支部や福祉委員によっても温度差がある。一生懸命やってくれる福祉委員さんもいるし、消極的な福祉委員さんもいる。 土岐支部は、福祉委員が40人いるが、会議に出てこないし、イベント活動にも出てこないという人が3分の1ぐらいいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・話し合いをする機会もないし、民生委員や区長会とうまく連携がとれるシステムを作っていただきたい。また、個人情報保護に縛られて、細かい話が出来ない状態である。 ・区長とか民生委員とか福祉委員からの情報を、受ける窓口を一本化して作ってもらいたい。

団体名	地域や他団体のつながりの様子・その中で感じること	福祉のまちづくりへの要望・提案など
手をつなぐ育成会	<ul style="list-style-type: none"> ・重度の障害を持つ人のための施設が足りていない。特に医療が伴う生活介護の場。ショートステイの枠はあるが、深夜の看護がないため、医療的ケアの必要な人は実質使えない。 ・ショートステイが必要な人・子は市外の施設に行っている。その市外の施設も病床が減る方向である。呼吸器をついている子が優先になっていて、ぎりぎりの状態の子でも施設を利用できない状態です。家族で協力してやっているが、緊急時に頼れる所がない。 ・重度の子のお母さんは特に危機感がある。瑞浪市の近い所に、いろんな施設につながっている相談所が必要だと思う。障害だと分かった時に相談して対応出来る所がほしい。 ・個人情報の保護の関係で、同じような境遇の人とのつながりが希薄になっている。 ・介護の内容としては特にかわらないので老人ホームとかでも利用できるとよいが、制度が違うから使えない。 ・土岐・瑞浪は施設がないので、東濃では、ぜひ、瑞浪にと話ををしておいた。 ・どんぐり工房でできない部分を補うかたちの知的障害者の作業所をもう一つ作ろうと進めている。育成会で経営をしていきたい。現在育成会は、任意団体なので今年度中にNOP法人化を目指している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊を伴った施設、もしくは、毎日通えるぐらいの範囲内にデイサービス、医者や看護師が対応してくれるような医療体制の整った施設が瑞浪市に必要だと思う。 ・病院にショートステイできるようになったが、1泊のみでは厳しい。また、曜日が制限されており、事前に診察を受けて、調子がいい時は預かってもらうというシステムなので、緊急時に利用できない。もっと利用価値があるショートステイにしてほしい。 ・母親だけで調べて動くのは難しいので、障がい者に対するケアマネージャーがいるとよい。 ・可児の童思館、土岐市に放課後デイサービスがあるので、瑞浪でもできたらと思っている。

団体名	地域や他団体のつながりの様子・その中で感じること	福祉のまちづくりへの要望・提案など
4学童クラブ連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> 水道がついたり、ひさしがついたりして、ハード面では満足している。 各学童で関係機関におねがいして、情報を求めに行っているが、一人の子が順番に育っていく流れをコーディネートしてくれる機関が必要なのに、ぶつ切り状態である。 子どもの情報が共有できていなくて、幼稚園・小学校と上がっていく毎に最初からになってしまふ。 4学童クラブで常に連携をとっていて、保護者も交えた会議を行っている。1年に1回は7学童クラブで一緒に集まって話をする。 	<ul style="list-style-type: none"> 学童の位置づけが難しい。幼稚園・保育園から小学校になる子の情報が学童にもほしい。 子どもの情報を学校や先生に同じ様に聞けるようにしてもらえるとありがたい。

団体名	地域や他団体のつながりの様子・その中で感じること	福祉のまちづくりへの要望・提案など
おむすびの会	<ul style="list-style-type: none"> 療育手帳の判定のデータが18歳までは子ども相談センターで、18歳以上になると管轄が岐阜の相談所になる。 学校を卒業すると個人的つながりだけになる人が多く、手をつなぐ育成会に、新規に支援学校を卒業した親が入らない。 <ul style="list-style-type: none"> 利用する施設も相談するところもない。 ポケットで、毎月第3水曜日を障がい児のみで使える日としてもらった。支援学校と支援学級が交互で使っている。土日や長期休暇の時に、開放してもらい自由に使える施設がほしい。 相談に行けず、家で障がい児(者)を抱えている人がたくさんいる。 健常児は不登校に対して対応があるが、障がい児の不登校については対応してもらえない。 	<ul style="list-style-type: none"> データの共有化を図って対応してほしい。 日頃の思いを定期的に中立的立場で相談できるところがほしい。 日中一時の預かり場所、夜、泊りがけで面倒を見てもらえる施設がほしい。 常駐でなくていいので、年齢に関係なくいつでも相談でき、相談内容に対応して一緒に動いてくれる窓口がほしい。

7 語句説明

ア行

【いきいきサロン】

同じ地域に住む高齢者や子育て中の若い世代の人たちなどが自発的に集まり、お茶会やおしゃべりをしながら、情報交換や相談などができる場所をつくっていく活動のことをいいます。

サロンは、地域住民の自由な自主活動として、同じ地域住民である当事者（高齢者など）とボランティアが協働で企画・運営しています。少人数の参加者が公民館や集会所などの身近な場所に集まり、「気軽に」「無理なく」「楽しく」「自由に」すごせる場をつくろうと、会食・健康体操・創作活動・レクリエーションなどのさまざまな活動を実施しています。

【NPO】

民間非営利組織、Non Profit Organization の頭文字をとったものです。営利を目的とせず、社会的な活動を行う民間組織です。平成10年に制定された特定非営利活動促進法により、法人格(特定非営利活動法人)の取得が容易になりました。

力行

【買い物弱者】

「高齢化の進行」や「人口の減少」「地域の衰退」などにより、買い物、医療、交通といった日常生活に不可欠な生活インフラが弱体化した地域で、食料品などの日常の買い物をしたり、生活に必要なサービスを受けたりするのが困難な状況におかれている人のことをいいます。

サ行

【自主防災組織】

災害時に住民が地域ごとに団結し、自らの手で自らの生命・身体・財産を守るという自発的意思に基づき結成された組織のことをいいます。

【市民活動】

営利を目的としない市民の自主的、主体的な社会参画活動で、不特定多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする公益性を有する活動のことです。

活動の形態としては、コミュニティ活動（自治会などの地縁組織活動）、ボランティア活動（基本的には個人の自発的な意志に基づく活動）、NPO活動（一定の規模を備えた組織的な活動）に大きく分類されます。

【社会福祉法】

社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービス利用者の利益の保護及び地域における社会福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、社会福祉の増進に資することを目的とする法律のことです。

【主任児童委員】

児童委員のうちから厚生労働大臣が指名した児童福祉に関する事項を専門的に担当する者。その職務は、児童委員活動について、児童福祉関係機関との連絡調整などを行ったり、また、区域を担当する児童委員と一緒に活動や必要な援助・協力をします。

【障害者総合支援法】

障害者総合支援法は、「障がい者制度改革推進本部などにおける検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実など障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずる」ことを趣旨として、障害者自立支援法を改正する形で創設されました。よって、法律の題名は障害者総合支援法に変更されましたが、法律の基本的な構造は障害者自立支援法と同じです。

身体障がい・知的障がい・精神障がいという障がいの種別にかかわらず、障がいのある方が必要とするサービスを分かりやすく利用できるようなサービスの一元化を図るとともに、障がいのある方に対して身近な市町村が責任を持ってサービスを提供する体制の確立、サービスを利用する方が、サービスの利用量と所得に応じた負担を行うとともに、国と地方自治体が責任をもって費用負担を行うことをルール化し、サービスの充実を図っていくことなどを定めた法律です。

【生活困窮者自立支援法】

生活困窮者自立支援法は、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある生活困窮者に対して、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るために、全国の福祉事務所設置自治体が実施主体となって、自立相談支援事業及び住居確保給付金支給事業の必須事業とその他地域の実情に応じて実施する任意事業を行い、自立の促進を図ることを定めた法律です。

【成年後見制度】

認知症（痴呆）高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力の不十分な方は、財産管理や身上監護（介護、施設への入退所などの生活について配慮すること）についての契約や遺産分割などの法律行為自分で行うことが困難であったり、悪徳商法などの被害にあう恐れがあるため、成年後見人などの第三者の関与を受けることにより、このような判断能力の不十分な方を保護し支援することをいいます。

夕行

【男女共同参画社会】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことをいいます。

【地域福祉生活支援センター】

認知症（痴呆）高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が十分でない方に対して、安心して自立した生活を送ることができるよう、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理サービスなど（地域福祉権利擁護事業）を行います。実施主体は社会福祉協議会です。

【デマンド型交通】（デマンドタクシー、オンデマンドタクシー）

電話予約など利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う予約型運行形態の輸送サービスです。

【ドメスティック・バイオレンス=DV：domestic violence】

配偶者など親しい人間関係の中で起こる暴力のことをいいます。身体的暴力だけでなく、心ない言動によって相手を傷つける精神的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、嫌がっている相手に性的行為を強要するなどの性的暴力なども含みます。

【地域包括支援センター】

平成18年4月1日から介護保険法の改正に伴い創設された機関。高齢者に関する虐待や権利擁護などの総合相談、介護保険及び保健福祉サービスの紹介・情報提供・利用のための連絡調整、福祉サービスの申請代行、介護方法の助言などの支援を行っています。また、「要支援1」「要支援2」と認定された方の介護予防ケアプランを作成したり、介護状態になっていない高齢者の方に対して、健康を維持し、要支援や要介護状態にならないように介護予防事業を行っています。

ナ行

【日常生活自立支援事業】

認知症の方、知的障がいのある方、精神障がいのある方など判断能力に不安のある方々が、地域において自立した生活を送れるよう、日常的な金銭管理、書類の預かりサービス、福祉サービスの利用援助などを行う事業のことです。

ハ行

【バリアフリー】

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁となるものを除去することをいいます。道路、建物、交通手段など物理的なものだけでなく、社会的、制度的、心理的なものを含めたすべての障壁をなくし、すべての人が自由に社会活動に参加できる社会をめざすことをいいます。

【福祉委員】

福祉委員は、自治会の推薦により、社会福祉協議会が委嘱して活動しています。自治会や民生委員・児童委員などと連携をとり、地域で援助を必要とする本人やその家族を見守るとともに、地域の社会福祉活動に積極的に参加し、住み慣れた地域で安心して暮らせるようにするための地域環境づくりを行います。

【放課後児童クラブ】

保護者が労働などの事情により、扈間家庭にいない小学生の児童に対し、放課後や長期休暇中、保護者に代わって指導員が行う保育のことです。

【ボランティア活動】

一般的に、自発的な意思に基づいて、報酬を目的とせず、自分の能力などを他人や社会のために提供する活動のことです。

【ボランティア・市民活動センター】

市民のボランティア活動への参加促進を図るため、ボランティアに関する各種相談、登録、受給調整や情報提供を行います。また、活動資材や活動スペースの貸し出しも行います。設置主体は社会福祉協議会です。

マ行

【民生委員・児童委員】

民生委員は、民生委員法に基づいて、市町村の区域に配置されている民間の奉仕者で、厚生労働大臣から委嘱されます。社会奉仕の精神を持ちながら、常に住民の立場になって相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることを任務としています。また、民生委員は、児童福祉法に基づく児童委員を兼ねています。地域の児童やひとり暮らし高齢者などの生活状態を把握して必要な援助を受けられるようにしたり、福祉サービス提供者との連絡調整を行います。

ヤ行

【ユニバーサルデザイン：universal design】

年齢、性別、身体、言語など、人々が持つ様々な特性や違いを超えて、はじめから、できるだけすべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した環境、建物、製品などのデザインをしていくこうという考え方のことをいいます。

**第3期瑞浪市地域福祉計画
平成27年3月**

発行／瑞浪市民生部社会福祉課

岐阜県瑞浪市上平町1丁目1番地

TEL (0572)68-2112（直通）

FAX (0572)68-0294